

# 土木工事施工管理の手引き

令和6年4月

福岡北九州高速道路公社

# 目次

## 【工事請負契約から工事完成までの流れ】

### 第1編 着手前

#### 1. 監理技術者制度

1.1 一般	3
1.2 監理技術者等の設置	3
1.3 主任技術者又は監理技術者の専任等について	3
1.4 監理技術者等の途中交代	4
1.5 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等	4
1.6 現場代理人の常駐について	4
1.7 その他	5
監理技術者制度運用マニュアル	6

#### 2. 建設業退職金共済制度

2.1 建設業退職金制度の掛金収納書	25
2.2 共済証紙受払簿	26

#### 3. CORINSへの登録

3.1 登録対象工事	28
3.2 登録時期	28
3.3 登録に関する留意事項	28

#### 4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨	30
4.2 品質証明員通知書	30
4.3 品質証明書	30

#### 5. 再生資源

5.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	34
5.2 建設発生土	34
5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	34

#### 6. 施工計画書

6.1 施工計画書の目的	40
6.2 施工計画書記載事項の内容	41
6.3 施工計画書作成の留意点	42

6.3.1	施工計画の基本事項	42
6.3.2	施工計画書作成の要点	42
6.3.3	施工計画書作成フロー図	43
6.4	施工計画書作成要領	44
6.4.1	工事概要	44
6.4.2	計画工程表	45
6.4.3	現場組織表	46
6.4.4	指定機械、主要船舶・機械	48
6.4.5	主要資材	48
6.4.6	施工方法	49
6.4.7	施工管理計画	51
6.4.8	安全管理計画	56
6.4.9	緊急時の体制及び対応	59
6.4.10	交通管理	60
6.4.11	環境対策	60
6.4.12	現場作業環境の整備	60
6.4.13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	61
6.4.14	事故防止対策	62
6.4.15	その他	81
7.	設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	
7.1	設計図書の照査	83
7.2	工事測量の成果（着工前測量）	84
8.	施工体制	
8.1	総則	87
8.2	施工体制台帳・施工体系図	87
<b>第2編 施工中</b>		
1. 協議資料		
1.1	関係官公庁協議資料	90
1.2	近隣協議資料（工事経過記録簿）	90
2. 工事履行報告		
2.1	工事履行報告	92
2.2	出来高管理	94
3. 工程管理		
3.1	目的	96

3.2	工程管理上の留意点	96
3.3	作成要領	97
3.4	その他	97
<b>4. 安全管理</b>		
4.1	安全教育訓練等	99
4.2	事故報告	101
<b>5. 品質・出来形・写真管理</b>		
5.1	品質管理	103
5.1.1	品質管理	103
5.2	出来形管理	161
5.3	写真管理	322
<b>6. 段階確認等</b>		
6.1	材料承諾及び材料確認書	410
6.2	段階確認・立会事項	413
7.	i-Constructionの推進	429
8.	排出ガス対策型建設機械	431
9.	特殊車両通行許可	433
<b>10. その他</b>		
10.1	休日・夜間作業届	435
10.2	支給品・発生品等	435
10.3	提出書類様式	436
10.4	働き方改革への取り組み	464
10.5	「建設副産物・建設リサイクルの手引き」について	465

### 第3編 検査時・完成時

#### 1. 工事検査

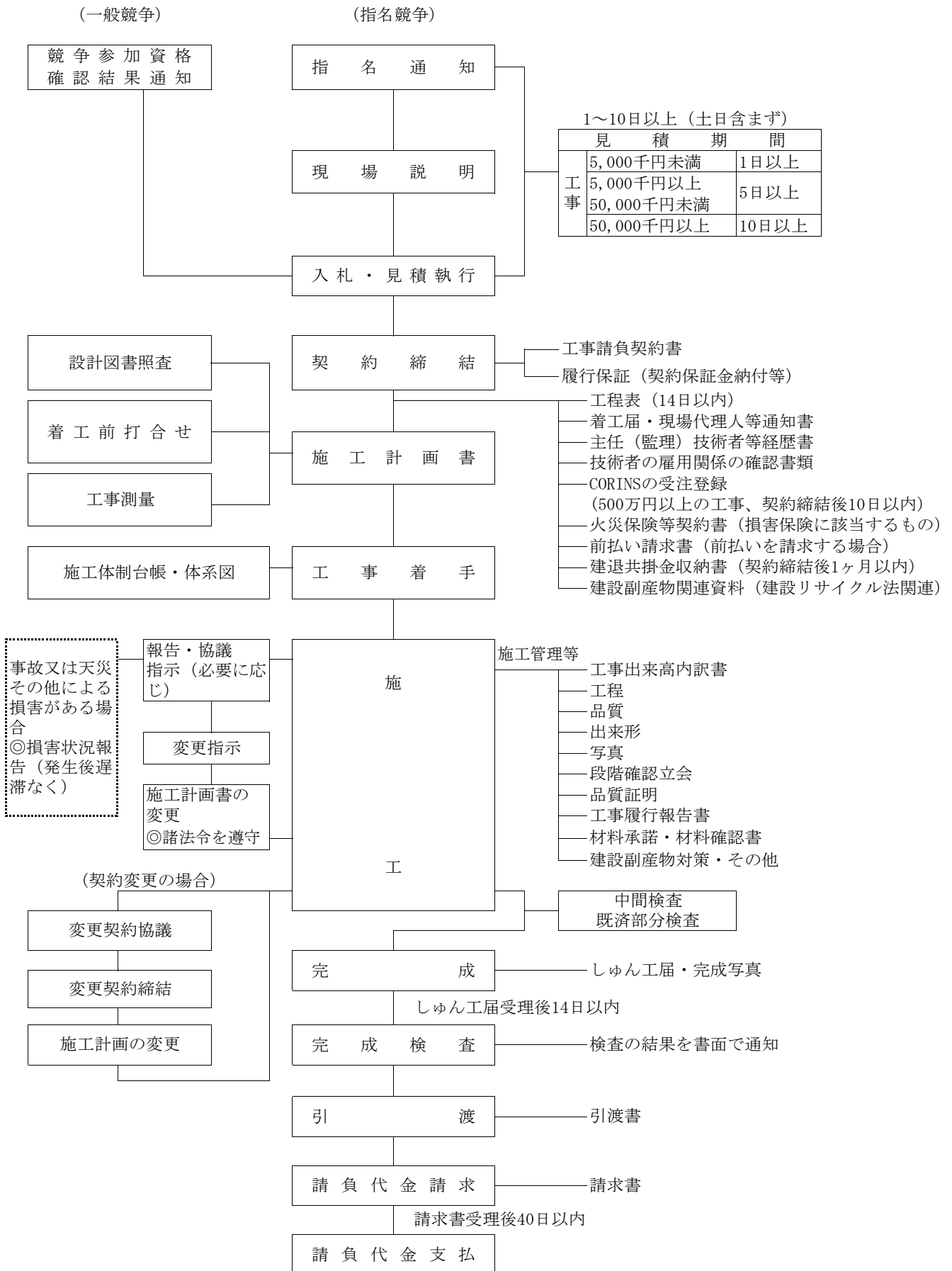
1.1	検査業務の全体フロー	468
1.2	受検体制	469
1.3	工事検査の目的及び内容	470
1.4	検査の実施方法	472
1.4.1	工事概要の把握	472
1.4.2	工事実施状況の検査	472

1.4.3	出来形検査	478
1.4.4	品質検査	478
1.4.5	出来ばえ検査	479
1.4.6	破壊検査	479
<b>2. 出来形数量計算書</b>		
2.1	目的	481
2.2	作成上の留意点	481
2.3	作成要領	482
2.4	その他の留意事項	482
<b>3. 電子納品</b>		
3.1	電子納品に関する要領・基準	484

## 第4編 その他

<b>1. 工事打合簿</b>		
1.1	目的	487
1.2	各事項の定義および取扱上の留意点	487
1.3	作成要領	488
1.4	作成例および参考様式	490
<b>2. 施工管理関係図書</b>		
<b>3. 指針・通達等</b>		
<b>4. 土木請負工事必携</b>		

# 【工事請負契約から工事完成までの流れ】



# 第1編 着手前

# 1 . 監理技術者制度



## 1. 監理技術者制度

### 1.1 一般

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。

また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

### 1.2 監理技術者等の設置

建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないとされている。

監理技術者等の設置に関する詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設業者の皆様へ」（[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#minasama](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama)）→「よくわかる建設業法」を参照のこと。

### 1.3 監理技術者等の専任等について

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（※1）については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

（※1）公社が発注した建設工事の場合、工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

## 1.4 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した段階で、監理技術者等の途中交代は可能とする。(特記仕様書等、契約図書に明記している工事の場合である) 例えば、仮設備の撤去、後片付け及び検査等のみが残っている段階である。ただし、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合とする。この場合は、交代後の技術者は当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者であればよい。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならず、監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておく必要がある。

## 1.5 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等

公共工事における専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから選任しなければならない。また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求を受けた場合に資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事している期間は、常時これらを携帯する必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習終了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

## 1.6 現場代理人の常駐について

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けているものではなく、公共工事標準請負契約約款に基づき設置される現場における請負人の任務を代行する者で、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等とは、概念的には別個のものである。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。しかしながら、昨今、通信手

段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」は常駐を要しない。

上記から、現場代理人は行うべき職務に支障がないのであれば、「実際に施工をしている場所に作業期間中常に滞在」を求めているわけではない。

また、監理技術者等と同様に、「技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れる」ことについては、発注者の了解があれば可能である。

## 1.7 その他

次ページ以降は令和6年3月26日に改正された「監理技術者制度運用マニュアル」である。

## ○ 監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日国不建技第 290 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

### 監理技術者制度運用マニュアル

#### 目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
  - 二―一 工事外注計画の立案
  - 二―二 監理技術者等の設置
  - 二―三 監理技術者等の職務
  - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

#### 一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

#### (1) 建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、

総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

## （２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。

- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

## （３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあっては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

## 二 監理技術者等の設置

### 二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

#### （１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

#### （２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。  
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」  
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ② 公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）。

### 二二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

#### （１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額

が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

## （2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあつては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は

設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)

- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。
- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
  - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
  - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
  - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

### (3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円(建築一式工事の場合は七千万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

### (4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。



## (5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。
- ② ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

### 二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事に資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。  
また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。
- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。  
なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者とその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要がある、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

#### 二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

##### （１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

##### （２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
- 1) 本人に対しては健康保険被保険者証
  - 2) 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民

税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

### (3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

### (4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。

- 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
- 3) 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二六日付、国土建技第二九一号）
- 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）

### 三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

#### （１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ① 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ② 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かななければならない。  
なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。
- ③ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。
- ④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（１～２日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、

いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すべきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

⑤ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

⑥ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に

相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

## （２）監理技術者等の専任期間

① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間1) から4) のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

④ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

⑤ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

#### 四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

##### （1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

① 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

##### （2）資格者証に関する規定

② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する



る重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。

- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図－1に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。
  - 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
  - 2) 最初に資格者証の交付を受けた年月日
  - 3) 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
  - 4) 交付を受ける者が有する監理技術者資格
  - 5) 建設業の種類
  - 6) 資格者証交付番号
  - 7) 資格者証の有効期間の満了する日
  - 8) 所属建設業者名
  - 9) 監理技術者講習を修了した場合はその旨

### （3）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
  - ①建設工事に関する法律制度
  - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
  - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－2に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

## 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

### （１）施工体制台帳の整備

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受け拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

### （２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等 ICT 機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

## 六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。  
(法第四十条)
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

## 七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として  
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」  
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図-1 資格者証の様式

(表面)

85.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下	氏名		年 月 日生		本籍	
	住所					
	写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日	
		交付番号	第		号	
		監 理 技 術 者 資 格 者 証 平成 年 月 日 まで有効				
		国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				
	所属建設業者		許可番号			
	有する資格					
	建設業の種類		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し め 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解			
	有・無					
85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下						

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可( )第	号
	許可年月日			
	← 35cm 以上 →			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

## 2. 建設業退職金共済制度

## 2. 建設業退職金共済制度

### 2.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-42 5. 建設業退職金共済制度の履行 に受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に**提出**しなければならないと規定している。

また、共済証紙（電子申請の場合は退職金ポイント）を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に**提出**しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。なお、受注者は、掛金収納書を「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に添付後、契約担当課へ**提出**するものとする。

#### 【記載例】

#### 建設業退職金共済制度の掛金収納書

年月日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

福岡北九州高速道路公社 理事長 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇  
〇〇建設（株）

（受注者） 〇〇 〇〇 印

#### 建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	〇〇〇〇改良工事	工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
契約年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
共済証紙購入金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇		
掛金収納書を貼る（契約者から発注者用）			

（注）添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、  
大手事業主に雇われる場合は青色





### 3. CORINSへの登録

### 3. CORINSへの登録

土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-5 コリنز (CORINS) への登録より、受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター (JACIC) に登録申請する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督員にメール送信される。

#### 3.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

#### 3.2 登録時期

受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（契約日を含めない）

変更時：変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（変更日を含めない）

完成時：工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（完成日を含めない）

訂正時：適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

#### 3.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター (JACIC) のホームページを参照すること。  
(<http://ct.jacic.or.jp/>)

## 4. 品質証明

## 4. 品質証明

特記仕様書で土木工事共通仕様書 第1編 1-2-1-5(品質証明)の対象と規定されている工事に適用する。

### 4.1 品質証明制度の趣旨

土木工事共通仕様書第1編 1-2-1-5 品質証明において、受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明(社内検査)を実施するものと規定されている。

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することである。なお、その内容・方法については、受注者で決めるものとされている。なお「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行を実施する工事においても土木工事共通仕様書 第1編 1-2-1-5 に規定する品質証明員は必要である。

### 4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証明書等の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。なお、他工事における専任の監理技術者等及び、他工事で常駐が必要な現場代理人については、品質証明員を兼任することはできない。

### 4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期および検査(完成、既済部分、中間検査)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時まで監督員へ**提出**しなければならない。

なお「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行を実施する工事において、第三者が実施した内容と重複する部分については、**提出**は不要である。

【作成例】

品質証明員通知書

福岡北九州高速道路公社

年月日：令和〇年〇月〇日

理事長

〇〇〇〇

殿

(株)〇〇〇〇建設

(受注者)

現場代理人〇〇〇〇

印

令和〇年〇月〇日 付けをもって請負契約を締結 〇〇〇〇 改良 工事の品質証明員を  
下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

〇〇〇〇

生年月日

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資格

一級土木施工管理技士

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
〇〇橋梁工事	現場代理人	平成〇〇年〇〇月 ～平成〇〇年〇〇月	3年
〇〇道路改良工事	現場代理人	平成〇〇年〇〇月 ～平成〇〇年〇〇月	2年
〇〇橋梁工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月 ～平成〇〇年〇〇月	3年
△△道路改良工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月 ～平成〇〇年〇〇月	1年
〇〇道路改良工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月 ～平成〇〇年〇〇月	2年
計			11年

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

# 品質証明書

工事名： \_\_\_\_\_

品質証明事項						
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記	事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所

氏名

## 5. 再生資源

## 5. 再生資源

### 5.1 再生資源利用促進計画書(実施書)、再生資源利用計画書(実施書)

再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)は、当公社発注工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、建設副産物情報センター(<http://www.recycle.jacic.or.jp/>)のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時(施工計画書に含め)に監督員に**提出**、工事完了後には実施書を発注者に**提出**する。なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 4. 再生資源利用計画、5. 再生資源利用促進計画、6. 実施書の提出、7. 建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。

#### 4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### 6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に**提出**しなければならない。

#### 7. 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の**提出**に代わるものとし、これにより難しい場合には、監督員と**協議**しなければならない。

### 5.2 建設発生土

建設発生土については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 8. 建設発生土情報交換システムにおいて以下のように規定されている。

#### 8. 建設発生土情報交換システム

受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が**通知**する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督員と**協議**するものとする。

### 5.3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬または処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行することとされている。なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 2. マニフェストには以下のように規定されている。

#### 2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に**提示**しなければならない。





# 様式2・口 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

## 裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

### 1. 工事概要

表面(様式1)に必ずご記入下さい

### 2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	現場内利用・減量		現場外搬出について		再生資源利用率(%) (2)+(3)+(5)÷(1)
	用途 コード *10	②利用量 *10 削減率 % *11	搬出先場所住所 住所コード *4	④現場外搬出量 小数点第三位まで *13	
①養生量 (細別等) =②+③+④					
②現場搬出物の性状					
コンクリート類	ト>	ト>		ト>	0%
建設発生木材A (長さ2.0m以上)	ト>	ト>		ト>	0%
建設発生木材B (長さ2.0m未満)	ト>	ト>		ト>	0%
コンクリート塊	ト>	ト>		ト>	0%
その他材料等類					0%
建設発生木材B (長さ2.0m未満)	ト>	ト>		ト>	0%
建設汚泥	ト>	ト>		ト>	0%
金属くず					0%
環境化ヒート ル管・緩土					0%
廃プラスチック (燃焼性)					0%
廃プラスチック (非燃焼性)					0%
紙くず					0%
7×8×8 (断熱性)					0%
その他の分別 された廃棄物					0%
建設発生土 (埋立土等除外)					0%
第一種					0%
建設発生土					0%
第二種					0%
建設発生土					0%
第三種					0%
建設発生土					0%
第四種					0%
建設発生土					0%
埋立土以外の正土 (埋立土等を除く)					0%
浚渫土					0%
合計					0%

**【建設発生土の場合】**

1. 搬出 2. 他工事現場(内陸)  
3. 他工事現場(海岸部)  
4. 中間処理施設(コンクリート・木材プラント)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サーマル/サイクル)  
7. 中間処理施設(車庫確保)

**【建設発生土の場合】**

1. 搬出 2. 他工事現場(内陸)  
3. 他工事現場(海岸部)  
4. 中間処理施設(コンクリート・木材プラント)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サーマル/サイクル)  
7. 中間処理施設(車庫確保)

**【建設発生土の場合】**

1. 搬出 2. 他工事現場(内陸)  
3. 他工事現場(海岸部)  
4. 中間処理施設(コンクリート・木材プラント)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サーマル/サイクル)  
7. 中間処理施設(車庫確保)

**【建設発生土の場合】**

1. 搬出 2. 他工事現場(内陸)  
3. 他工事現場(海岸部)  
4. 中間処理施設(コンクリート・木材プラント)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サーマル/サイクル)  
7. 中間処理施設(車庫確保)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。





## 6. 施工計画書

## 6. 施工計画書

### 6.1 施工計画書の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-4 施工計画書 1.一般事項に、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。また、災害対応等のように、概算数量発注であって当初契約と実施工が合わない場合は、施工内容が決定されてから施工計画書を作成し提出してよい。なお、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、2.変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。」

また、3.詳細施工計画書には「監督員から指示された事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

**ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。**なお、一連の変更経緯全てを含め、一つの施工計画書としてとりまとめたものは作成不要とする。

## 6.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記 載 事 項		内 容
工 事 概 要		工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容
計 画 工 程 表		横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現 場 組 織 表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担
指 定 機 械		設計図書で指定されている機械・監督員が必要と認めた機械
主 要 船 舶 ・ 機 械		設計図書で指定されていない使用機械
主 要 資 材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施 工 方 法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
品 質 証 明	品質証明計画表	
安 全 管 理		安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 策		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交 通 管 理		交通管理、交通処理
環 境 対 策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現 場 作 業 環 境 の 整 備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書
そ の 他		契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

## 6.3 施工計画書作成の留意点

### 6.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件(地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等)
- ③ 全体工程(基本工程)
- ④ 施工方法(施工順序、使用機械等)
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

### 6.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討(施工計画作成フロー図参照)しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

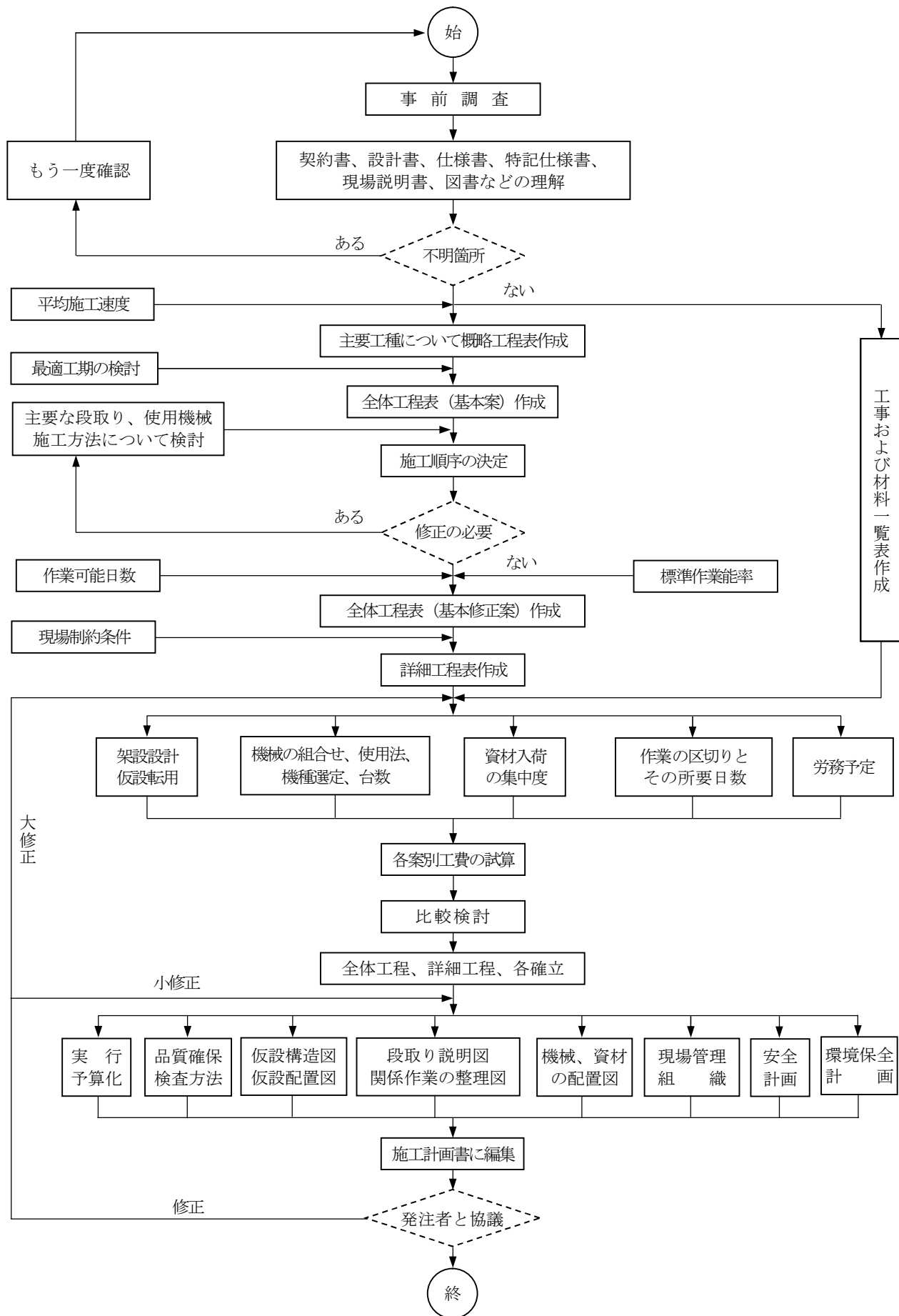
具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
  - (a) 合理的な分割施工
  - (b) 仮設の独自性
  - (c) 作業の規格化・標準化
  - (d) 新技術・新工法の採用
  - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
  - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
  - (b) 地域社会への貢献
  - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
  - (d) エネルギー利用の効率化
  - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。



6.3.3 施工計画書作成フロー図



## 6.4 施工計画書作成要領

### 6.4.1 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事金額を記載しない設計書の工種・種別・数量等を記入する。  
(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のための記載でもよい。)

#### 【記載例】

#### 工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事	
河川または路線名	一般国道〇〇〇号	
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先	
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日	
工 期	自 令和〇年〇月〇日～至 令和〇年〇月〇日	
発 注 者	〇〇事務所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇”
受 注 者	〇〇建設株式会社	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	
	〇〇作業所	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	

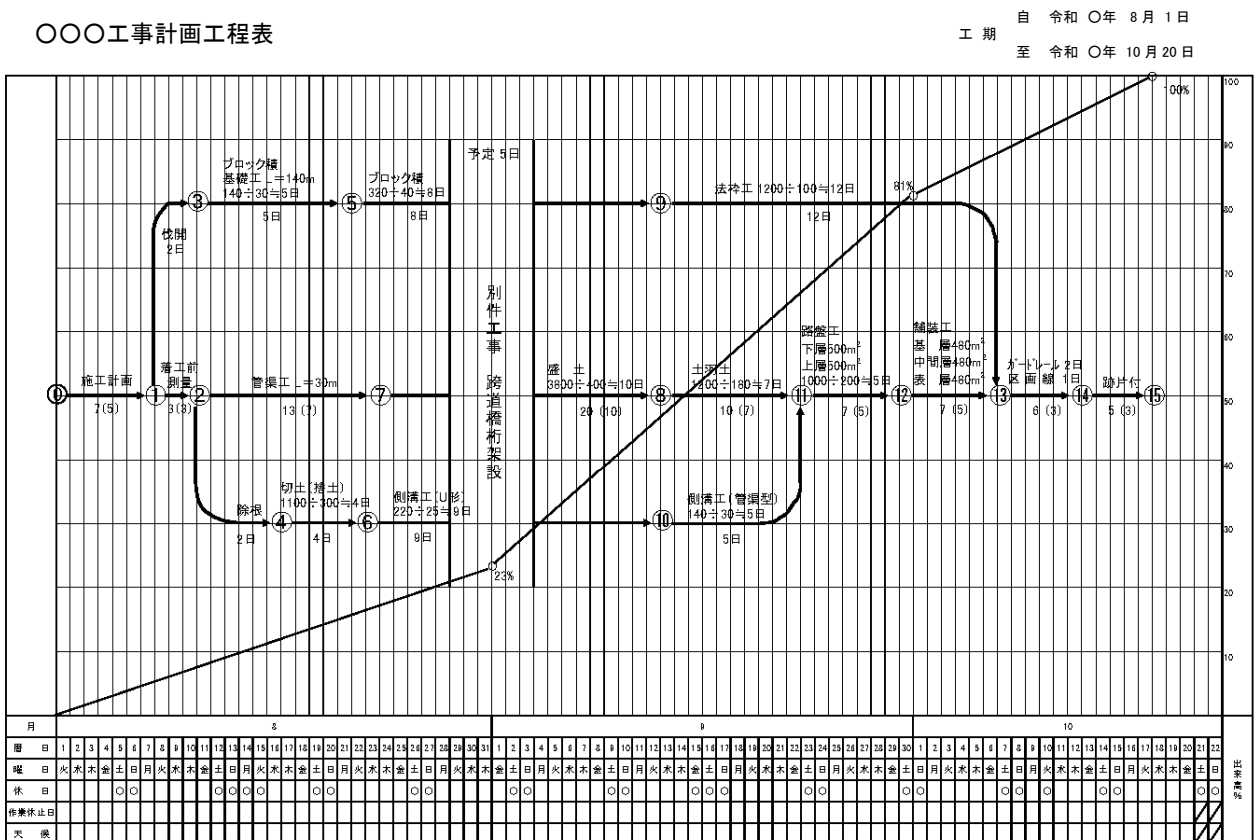
#### 工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m <sup>2</sup>	200	
	路盤工	下層路盤工		m <sup>2</sup>	700	
		上層路盤工		m <sup>2</sup>	700	
	舗装工	表層工		m <sup>2</sup>	700	
	仮設工			式	1	

### 6.4.2 計画工程表

1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を十分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を十分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

#### 【作成例：ネットワーク工程表】

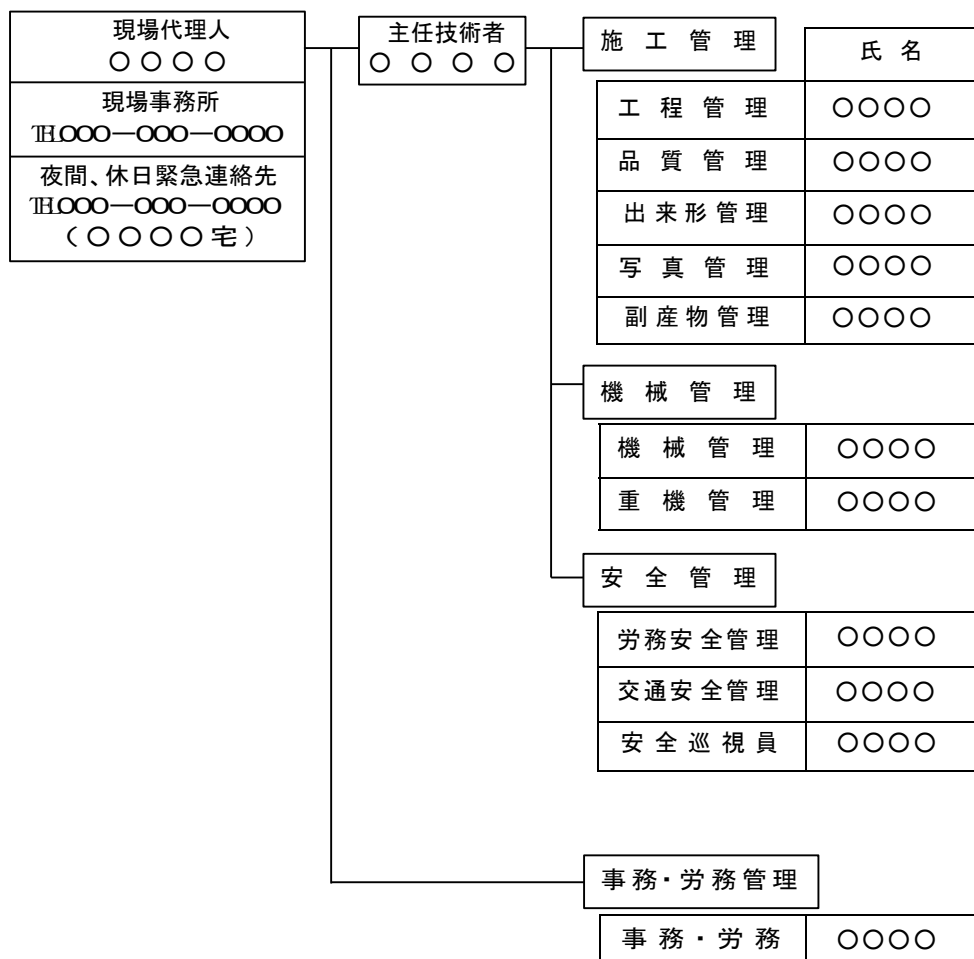


### 6.4.3 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事(下請契約を行う全ての公共工事)以外は施工体系図を記載する。
6. 品質証明(社内検査)対象工事は、品質証明員を記載する。

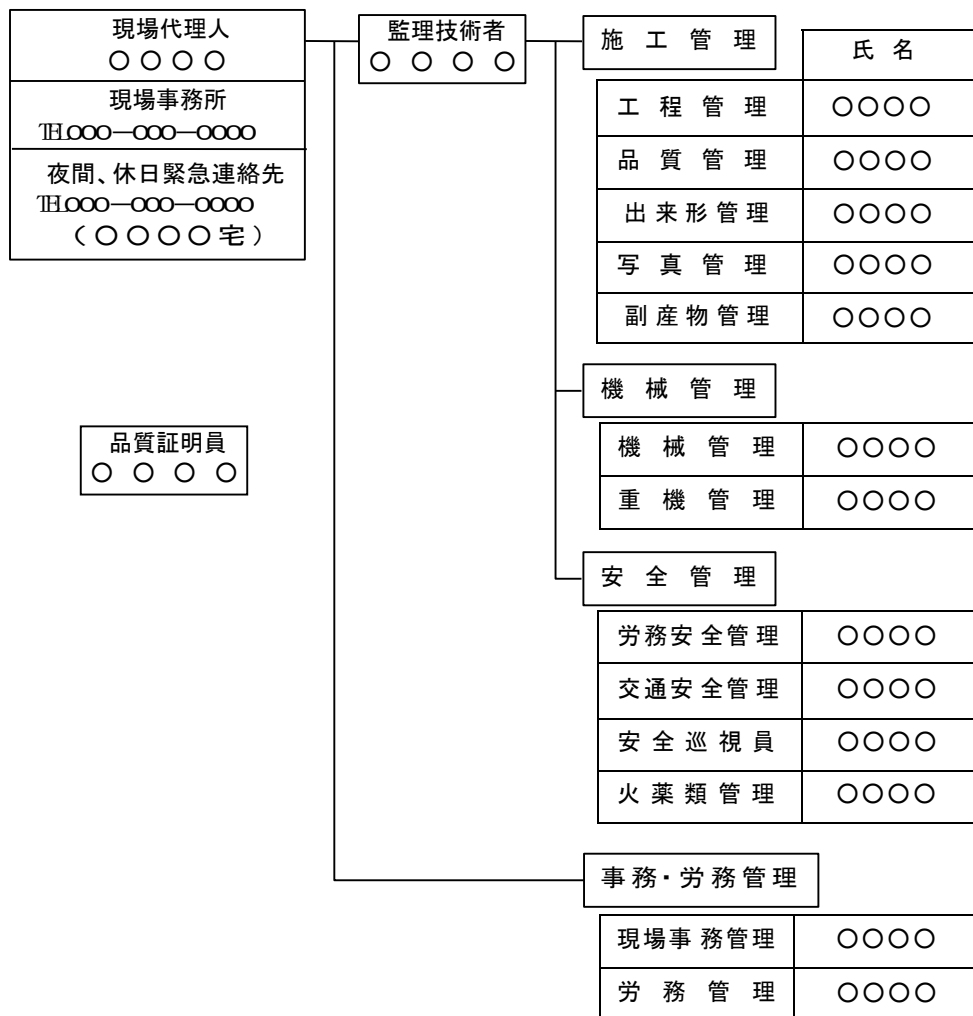
【記載例:専任の主任技術者】

現 場 組 織 表

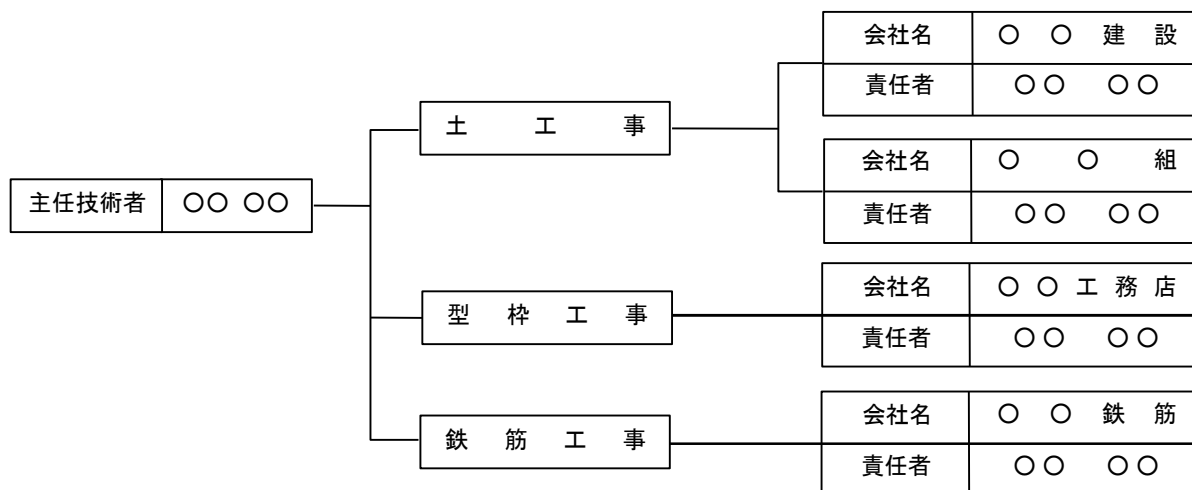


【記載例:専任の監理技術者】

現 場 組 織 表



【記載例:施工体系図(施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く)】



#### 6.4.4 指定機械、主要船舶・機械

工事に使用する機械について記載する。

- ・指定機械:設計図書で指定されている機械・監督員が必要と認めた機械(例えば本手引き「第2編 10.排出ガス対策型建設機械」に示される排出ガス対策型建設機械など)
- ・主要船舶・機械:設計図書で指定されている機械以外の主要なもの

#### 【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要	備考
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制	指定機械
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打設	排ガス規制	指定機械
油圧式バイプロハンマー	220 P S	1	〃	排ガス規制	指定機械
バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	1	掘削工	排ガス規制	主要機械
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制	主要機械

#### 6.4.5 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料承諾時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

#### 【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					○月	○月	○月	
生コンクリート	24N/mm <sup>2</sup>	300m <sup>3</sup>	〇〇生コン	試験成績表	■	■	■	
鉄筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■			
再生クランチャー	RC-40	50m <sup>3</sup>	〇〇碎石	試験成績表	■			

#### 6.4.6 施工方法

工種(注<sup>1</sup>)毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・湧水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★(注<sup>1</sup>): 記載対象工種は(1)～(6)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (6) その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

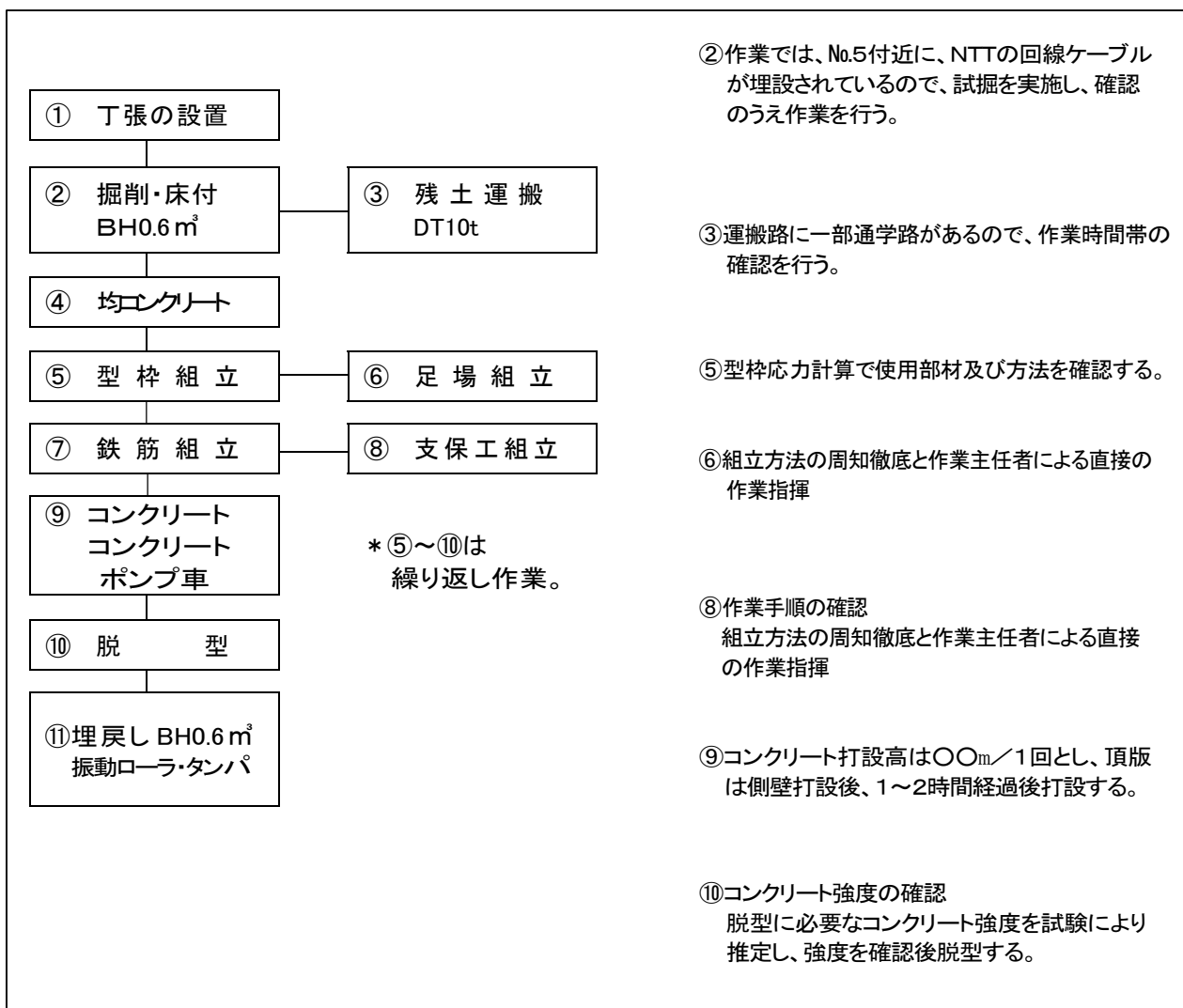
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、および施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない。〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。





## 6.4.7 施工管理計画

### (1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

#### 【記載例】

- ① 管理手法: ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理: 各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理: 毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理: 工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。また、それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

### (2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

#### 【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

#### 【記載例: 品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m <sup>3</sup>	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m <sup>3</sup>	1000m <sup>3</sup> /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m <sup>3</sup>	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR試験	700m <sup>3</sup>	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup> /回但し 1500m <sup>3</sup> 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		プルーフローリング	700m <sup>3</sup>	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-12-20	圧縮強度試験	500m <sup>3</sup>	荷卸し時	4回	試験成績表 成果一覧表	
		スランブ試験					
		空気量測定					
		塩化物含有量試験	500m <sup>3</sup>	打設日1日につき2回但し、午前の試験結果が規制値の1/2以下の場合は午後の試験を省略できる。	4回	試験成績表	

(3) 出来形管理計画

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40m に 1 箇所 No.20、No.22 No.24、No.26 合計 4 箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No.10、No.12 No.14、No.16 No.18、No.20 合計 6 箇所	
	側溝本体工	基準高 延長	出来形管理図表 出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No.10、No.12 No.14、No.16 No.16+8.0 合計 5 箇所	
ブロック積	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	イメージアップ安全関係

【記載例: 品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	//	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No.25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-12-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例: 出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No.21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No.21	施工中	1回	転圧機械又は地質が変わる毎に1回	
		法長・幅	No.21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No.23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No.23	施工中	1回	転圧機械又は地質が変わる毎に1回	
		法長・幅	No.23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No.21	施工中	1回	各層毎400mに1回	
		整正状況	No.21	整正後	1回	各層毎400mに1回	
		仕上り厚さ	No.21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No.21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎砕石	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均し コンクリート	幅・厚さ	No.21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体 コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No.21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No.21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No.21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び本手引き「第2編 6.2 段階確認、立会事項」を参照し、段階確認計画を記載する。

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
		打込完了時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	
		杭頭処理完了時	○月○日～○月○日	

(6) 品質証明(社内検査)計画

「施工管理基準」を参照し、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

【記載例：品質証明計画(出来形)】

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8 箇所	2 箇所
	法面整形工	法長(面積)・厚さ	8 箇所	2 箇所
コンクリート ブロック積工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10 箇所	3 箇所
		幅・高さ・基準高	10 箇所	3 箇所
	延長	10 箇所	3 箇所	
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10 箇所	3 箇所
	コンクリートブロック積	基準高 法長(面積)	10 箇所	3 箇所

【記載例：品質証明計画(品質)】

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-12-20)	圧縮強度試験	10 回	3 回
		スランプ試験		

【記載例：品質証明計画(関係書類)】

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間検査前	必要書類全般	1 回
完成検査前	必要書類全般	1 回

## 6.4.8 安全管理計画

### 1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

### 2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

#### (1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

#### (2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

#### (3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年齢者等についての処置

#### (4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

#### (5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

#### (6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

### 3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任又は複数の管理者選任及び救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

#### 【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 10人以上 50人未満

安全衛生推進者 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	安全巡視員	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 50人以上 100人未満

安全管理者 ○○ ○○	衛生管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	産業医	○○ 医院	TEL ○○○-○○-○○○
安全委員会 委員 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
安全委員会 委員 ○○ ○○	火薬消費管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	安全巡視員	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織(一般工事)

→ 下請混在組織(特定工事)<sup>※</sup>

労働者数 → 50人以上 100人未満

→ 30人以上

統括安全衛生責任者 (準ずる者 <sup>※2</sup> ) ○○ ○○	安全衛生責任者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
		○○ 医院	TEL ○○○-○○-○○○
統括安全衛生責任者 (準ずる者 <sup>※2</sup> ) ○○ ○○	産業医	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	労務安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○
	安全巡視員	○○ ○○	TEL ○○○-○○-○○○

※1 特定工事・ずい道等の建設の仕事・圧気工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

※2 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について(平成5年3月31日、基発第209号の2)により、労働者数10~49名の場合は“総括安全衛生責任者に準ずる者”、“元方安全衛生責任者に準ずる者”を配置。

#### 4. その他

安全管理活動及び安全教育・訓練計画を記載する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

#### 【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全 確保	毎日

#### 【記載例：安全教育・訓練計画】

月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所  現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策  ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。  ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価  ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。  ②主任技術者からの進捗状況の説明及び今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇〇〇	

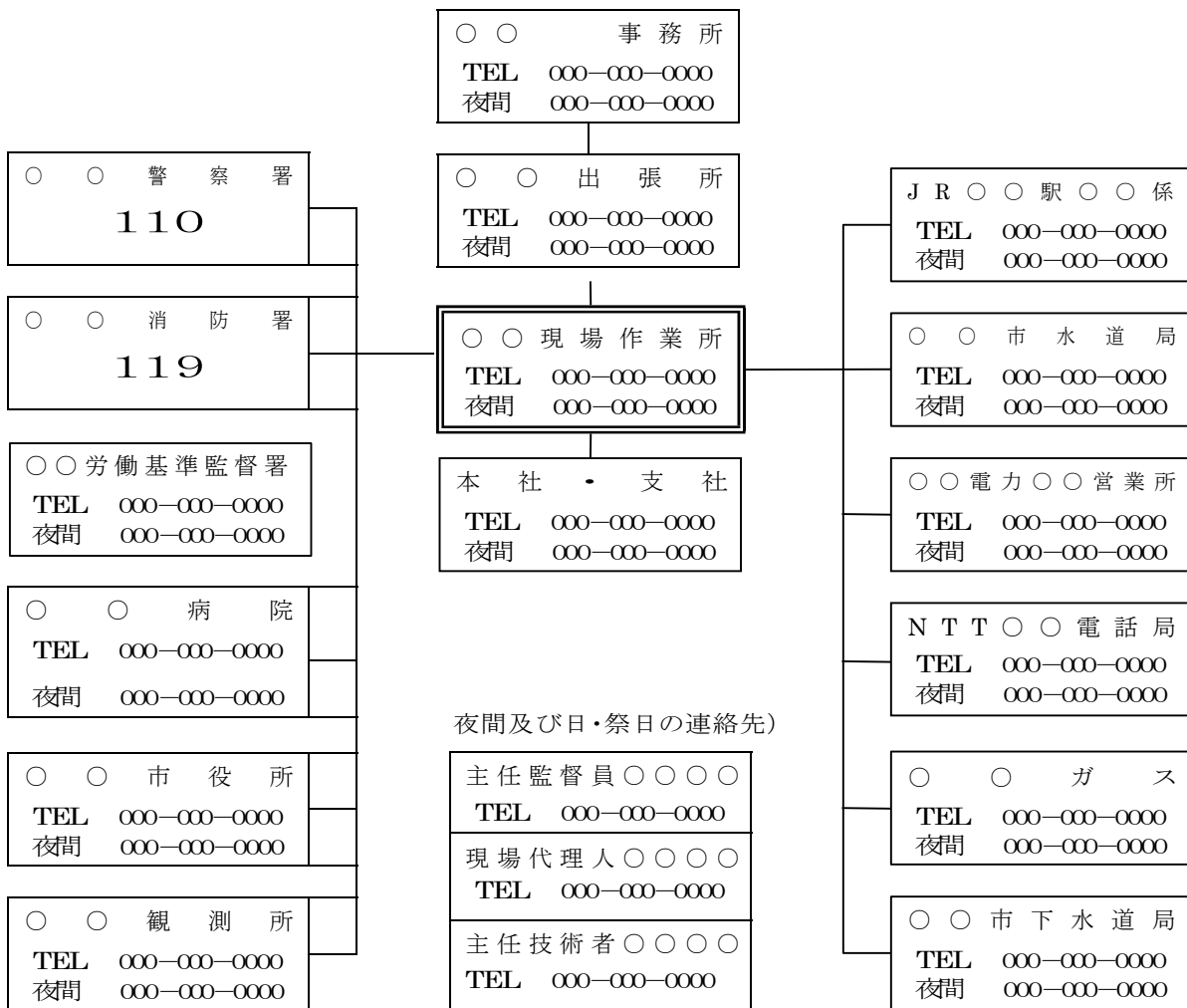


### 6.4.9 緊急時の体制及び対応

1. 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

#### 【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表

災害対策責任者 〇〇 〇〇	副災害対策責任者 〇〇 〇〇	災害対策員	〇〇 〇〇
		災害対策員	〇〇 〇〇
		情報連絡係	〇〇 〇〇
		車両・重機係	〇〇 〇〇
		防護係	〇〇 〇〇

#### 6.4.10 交通管理

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-34 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事用道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
  - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
  - ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
  - ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
  - ④ 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行い、またはさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
  - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入にあたって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
  - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

#### 6.4.11 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

#### 6.4.12 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ 現場環境改善対策の内容
- ⑤ その他必要事項

#### 6.4.13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

なお、詳細は第1編 5. 再生資源の項目を参照のこと。

## 6.4.14 事故防止対策

### (1) 現道工事における交通処理対策

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-34 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

現道工事における対策は、道路工事施工現場で交通障害等が無きよう「現道工事における交通処理対策」の特記仕様書を活用する。

#### 現道工事における交通処理対策特記仕様書

### 第一章 総則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては相当の苦心が払われているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している実例があるので、今後かかることがないよう道路を通行する者の側にたって、(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人にまで周知徹底を図る。

### 第二章 施工計画

- 第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。
- 第 2 条 工事实施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
- 第 3 条 予め工程表等について十分に検討を行い、不手際等の為に交通に支障を与えないようにすること。
- 第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設ける等、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車両を3分以上停止させないように配慮すること。
- 第 5 条 止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通量の多い箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮すること。
- 第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。
- 第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

### 第三章 路面の整備及び危険防止

- 第 8 条 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
- 第 9 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実施し横断勾配排水処理をとること。
- 第 10 条 路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 第 11 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 第 12 条 工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監督員を配置するなど、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合には、防護柵を設置しなければならない。
- 第 13 条 法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督員に申し出ねばならない。監督員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらなければならない。

### 第四章 交通整理

- 第 14 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
- 第 15 条 タブレット方式による交通統制は、見通しの出来る区間でなければ採用してはならない。見通し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 第 16 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 第 17 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。
- 第 18 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。
- 第 19 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 第 20 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

## 第五章 迂回路

- 第 21 条 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
- 第 22 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
- 第 23 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として 1km 以下の間隔で設置すること。
- 第 24 条 迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小 25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

## 第六章 作業方法

- 第 25 条 工所用材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
- 第 26 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の障害をできるだけ少ないように考慮する。
- 第 27 条 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならないよう処理する。
- 第 28 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失せぬよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
- 第 29 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 第 30 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 31 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を障害しないように留意すること。
- 第 32 条 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 33 条 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

## 第七章 標示板、警戒灯の設置

- 第 34 条 工事中の道路標識を完備すること。  
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するのに必要な標示施設(赤色燈及び防護柵等)を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 35 条 工事箇所の起終点には「工事中的ご協力をお願いする」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならぬ。
- 第 36 条 標示板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 37 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から確認できるものでなければならない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 38 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

## (2) 地下埋設物件等の事故防止

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-27 工事中の安全確保 16. 地下埋設物等の調査に、「受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない」と規定されている。

地下埋設物件の事故防止については、「地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書」を活用する。

### 地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書

#### 第1条 総則

本特記仕様書は、道路を掘削する工事等において地下埋設物件等の損傷事故を未然に防止することを目的とする。地下埋設物件等とは、地下に埋設されている物件の他、地表に這わせて設置されている物件や橋梁等の構造物に添架されている物件を言う。

#### 第2条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、掘削を伴う全ての工事及び業務(以下「工事等」という。))とする。

#### 第3条 地下埋設物件に係る資料収集

1. 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件等を確認するために必要な最新の資料(以下、「各種台帳等」という。)の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等に記載のある占用物件の埋設物管理者からも最新の資料を収集すること。
2. 受注者は工事等施行範囲内の現地調査において各種台帳等に記載の無い物件(信号機、マンホール等)があった場合、または地下埋設物件等があると予想される場合、道路管理者や、予想される埋設物管理者(上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等)から最新の資料を収集すること。
3. 受注者は上記の資料収集により得られた地下埋設物件等の位置を記載した別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)を作成すること。
4. 受注者は工事等施工範囲内の地下埋設物件等の有無について、工事等着手前までに確認結果を別紙様式-1により地下埋設物件等の有無に関わらず監督員へ報告すること。

#### 第4条 調整会議等の実施(工事情報の共有)

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。

#### 第5条 地下埋設物件の位置確認

1. 本特記仕様書第3条により地下埋設物件等が確認された場合は、掘削影響範囲(必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から50cm以上の範囲)を占有者の意見を踏まえ決定し、別紙様式-1(地下埋設物件配置平面図)に記入し、監督員に**提出**するものとする。
2. その掘削影響範囲内は、各種台帳等及び収集した資料を参考に、必ず探査機による調査を実施しなければならない。



また、資料収集により地下埋設物件等の記載がない箇所については、埋設物管理者に探査機による調査の必要性について確認を行うものとする。

なお、探査機による位置確認が不可能な地質・深度の場合には、必ず現地において埋設物管理者に位置の確認をしてもらうものとする。

3. 上記2の調査の結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し(各点のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。

なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。

4. 位置確認結果は、地下埋設物件等の有無に関わらず工事着手前までに別紙様式-2((地下埋設物件事前確認簿))に取りまとめ、監督員に提出しなければならない。

## 第6条 試掘

1. 第5条の調査結果を基に工事区域内の地下埋設物件等(電線共同溝、情報ボックス、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等の本管及び枝管)の埋設位置、方向を試掘により必ず確認するものとする。
2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件等に係る埋設物管理者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3(試掘方法計画書)に取りまとめ、監督員に**提出**しなければならない。

なお、埋設物管理者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督員を通じて埋設物管理者に協力要請するものとする。

3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者(以下、「監視員」という。)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件等の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件等が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。
6. 試掘において、地下埋設物件等の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件等に50cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
8. 作業中に地下埋設物件等の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
9. 作業中に埋設物管理者の不明な地下埋設物件等を発見した場合は、速やかに監督員に**報告**するものとする。
10. 試掘が完了したら、別紙様式-4(試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督員に**提出**しなければならない。
11. 受注者は、別紙様式-4(試掘結果報告書)を発注者に**提出**するまでは、地下埋設物等に直接影響する工事等施工範囲内の工事等に着手することはできない。

## 第 7 条 試掘実施箇所

試掘実施箇所については、○箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これにより難しい場合は監督員と協議の上、変更契約の対象とする。

(当初試掘を計画していない場合)

試掘実施箇所については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督員と**協議**の上、変更契約の対象とする。

## 第 8 条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5(本掘削方法計画書)を作成し、監督員に**提出**するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件等に係る埋設物管理者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件等が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員(原則試掘に立ち会った者)を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件等の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件等の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
6. 本掘削において、地下埋設物件等に 50cm 程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件等の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件等への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督員に**報告**するとともに、試掘等による地下埋設物件等の再確認を行うものとする。  
なお、再確認の結果は、速やかに監督員に**報告**しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6(地下埋設物件工事完了確認簿)を作成のうえ、監督員に**提出**しなければならない。
10. 建込等においては、原則として地下埋設物件等を回避することとし、建込等位置を決定し、監督員に**報告**するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。

なお、地下埋設物件等を回避できない場合は、施工方法等について監督員と**協議**のうえ、決定するものとする。

## 第 9 条 監視員

試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事務防止費として普通作業員を昼間延べ〇人(夜間延べ〇人)計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督員と**協議**のうえ、変更契約の対象とする。

(当初監視員の配置を計画していない場合)

試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督員と協議の上、契約変更の対象とする。

## 第 10 条 教育の実施

新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件等事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第 11 条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式-7(履行状況チェックシート(案))により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督員に**提出**しなければならない。

第 12 条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲(掘削範囲)が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第 13 条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督員と**協議**するものとする。

# 地下埋設物件配置平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式—1

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名: \_\_\_\_\_

受注者: \_\_\_\_\_

提出日: \_\_\_\_\_

※1. 平面図は工事用平面図を使用すること。

※2. 各埋設物件毎に色分けし判別しやういよように作成のこと。

※3. 探査範囲はハッチング等により明示すること。

※4. その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NTT	
上水道	
下水道	
情報 BOX	
○ ○ ○	
△ △ △	
■ ■ ■	

地下埋設物件事前確認簿

※様式はA3版で作成すること。 様式-2

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名: \_\_\_\_\_  
 受注者: \_\_\_\_\_  
 提出日: \_\_\_\_\_

工事影響範囲	探査調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
00k000~00k000	00月00日	【資料名】 占用台帳 【探査機名】 0000	有	NTT管 ガス管

※探査機名は必ず記入すること

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方法計画書(様式-3)」以降の書類は不要

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図  
(地下埋設物件位置)

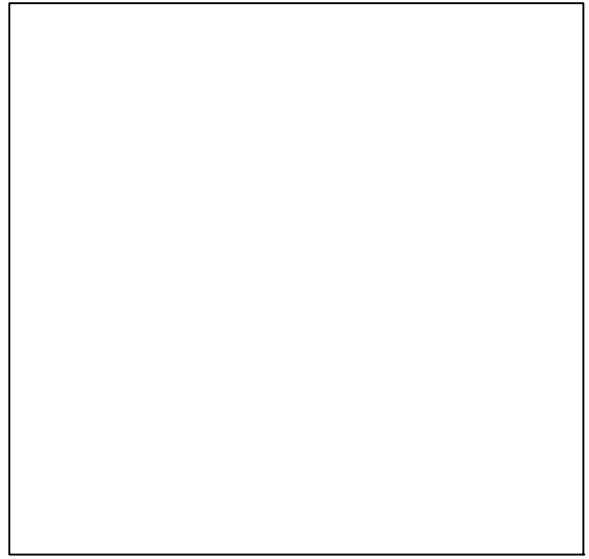
試掘方法計画書

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：  
 受注者：  
 提出日：

試掘位置	試掘方法及び試掘日	地下埋設物件名	地下埋設物件 管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 試掘日：〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT 西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の 位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。			

概略平面図



概略断面図



概略縦断面図  
(地下埋設物件位置)



試掘結果報告書

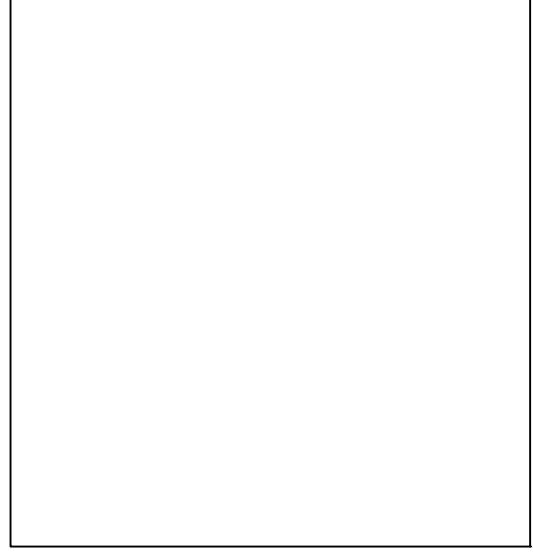
主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名: \_\_\_\_\_  
 受注者: \_\_\_\_\_  
 提出日: \_\_\_\_\_

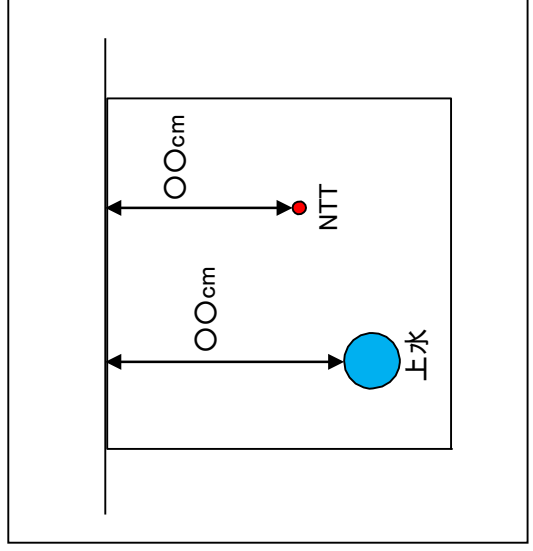
試掘前作業員指導表	
指導日時	作業員・監視員氏名
〇〇月〇〇日	作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇
本掘削予定日	本掘削時の留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。</li> <li>・埋設標示シートの確認も含めて、慎重に作業すること。</li> <li>・本掘削の埋め戻し時には、埋設標示シートを設けること。</li> </ul>

試掘位置	地下埋設物件名及び立会者名
〇〇k〇〇〇	NTT管 立会者: 〇〇 〇〇
	ガス管 立会者: 〇〇 〇〇

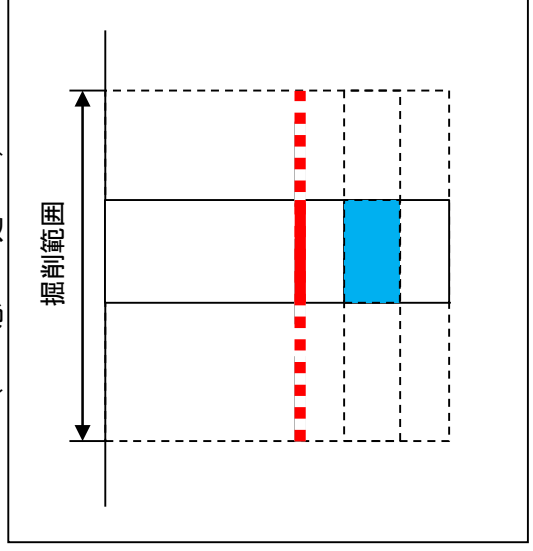
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図  
( 想定 )



※様式はA3版で作成すること。 様式一5

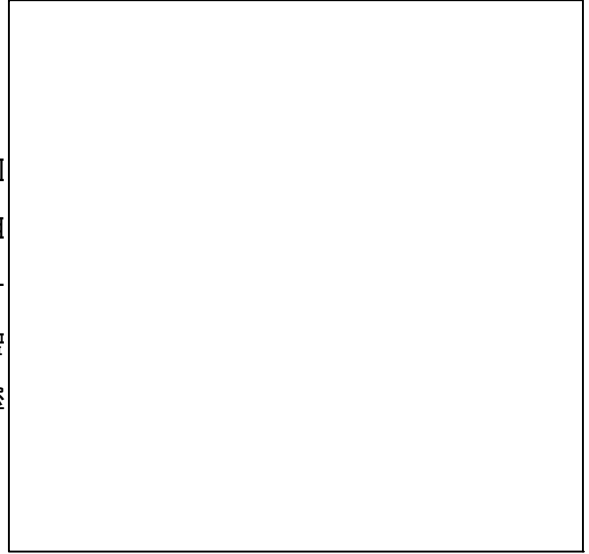
本掘削方法計画書

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名：  
 受注者：  
 提出日：

掘削範囲	掘削方法及び掘削日	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm手前からは人力(スコップ)により試掘する。 掘削日：〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株)NTT西日本 〇〇ガス(株)	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。 ・小型バックホウのオペレーターの死角を考えて、路面に貼り付けテープでも標示する。			

概略平面図



概略断面図



概略縦断面図





地下埋設物件工事完了確認簿

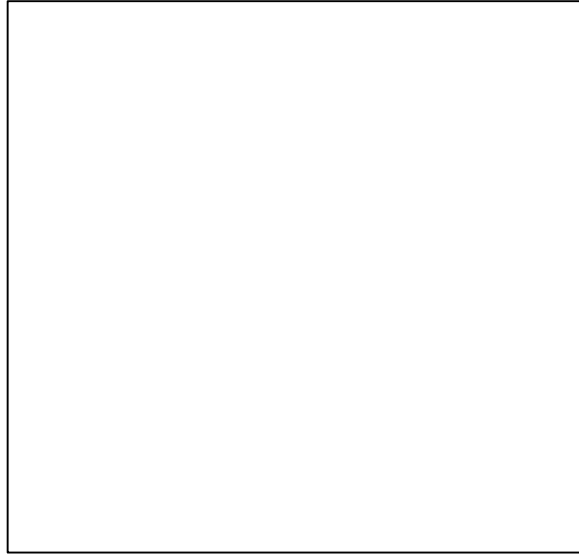
※様式はA3版で作成すること。 様式一6

主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事名: \_\_\_\_\_  
 受注者: \_\_\_\_\_  
 提出日: \_\_\_\_\_

掘削範囲	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	指導日時		作業員・監視員氏名	指導確認内容
			月	日		
〇〇k〇〇〇	NTT管 ガス管	(株)NTT西日本 〇〇ガス(株)	〇〇月 〇〇日		作業員(〇〇建設) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 監視員(〇〇建設) 〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。</li> <li>小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前から人力(スコップ)により掘削すること。</li> <li>監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。</li> </ul>

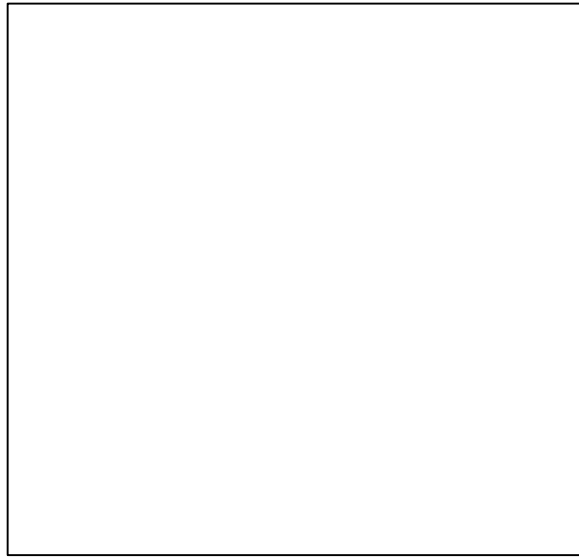
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図



※工事完成図、道路台帳、占用台帳、電線共同溝台帳、情報ボックス台帳の修正が必要な場合は、詳細図を添付すること。

## 履行状況チェックシート(案)

1/2

【凡例:履行→○、不履行→×、履行の必要なし→-】

工事名:

項目	NTT	情報 BOX	○○○	備考
<b>第3条地下埋設物件に係る資料収集</b>				
①発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝、情報ボックス台帳等の資料の貸与を受ける				
②各種台帳に記載のある占用物件の占有者からの情報収集				
③現地調査の結果、各種台帳に記載のない物件があった場合、またはあると予想される場合、予想される管理者からの情報収集				
④資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した様式-1(地下埋設物件配置平面図)を作成				
<b>第4条調整会議等の実施(工事情報の共有)</b>				
①調整会議等の開催				
<b>第5条地下埋設物件の位置確認</b>				
①掘削影響範囲を占有者の意見を踏まえ決定				
②掘削影響範囲を様式-1に記入し、監督員へ提出				
③掘削影響範囲内は、必ず探査機による調査を実施				
④ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR調査、その他これらに類する工事または調査においては、建込等計画位置で必ず探査機による調査を実施				
⑤地下埋設物件がある場合、現地での位置だしするとともに、必ず控えマーキング、ピン等も設置				
⑥調査結果を様式-2(地下埋設物件事前確認簿)にとりまとめ、監督員に提出				
<b>第6条試掘</b>				
①第5条の調査結果で、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず試掘を行う				
②試掘を行う場合は、占有者と試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求める				
③試掘着手前に様式-3(試掘方法計画書)を作成し、監督員へ提出				
④監視員を専任で配置				
⑤試掘に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して周知、指導				
⑥試掘においてカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施				
⑦地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは人力施工				
⑧本工事の掘削深さまで確認				
⑨作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑩作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督員に報告				
⑪試掘完了後、様式-4(試掘結果報告書)を作成し、本掘削着手前までに監督員に提出				

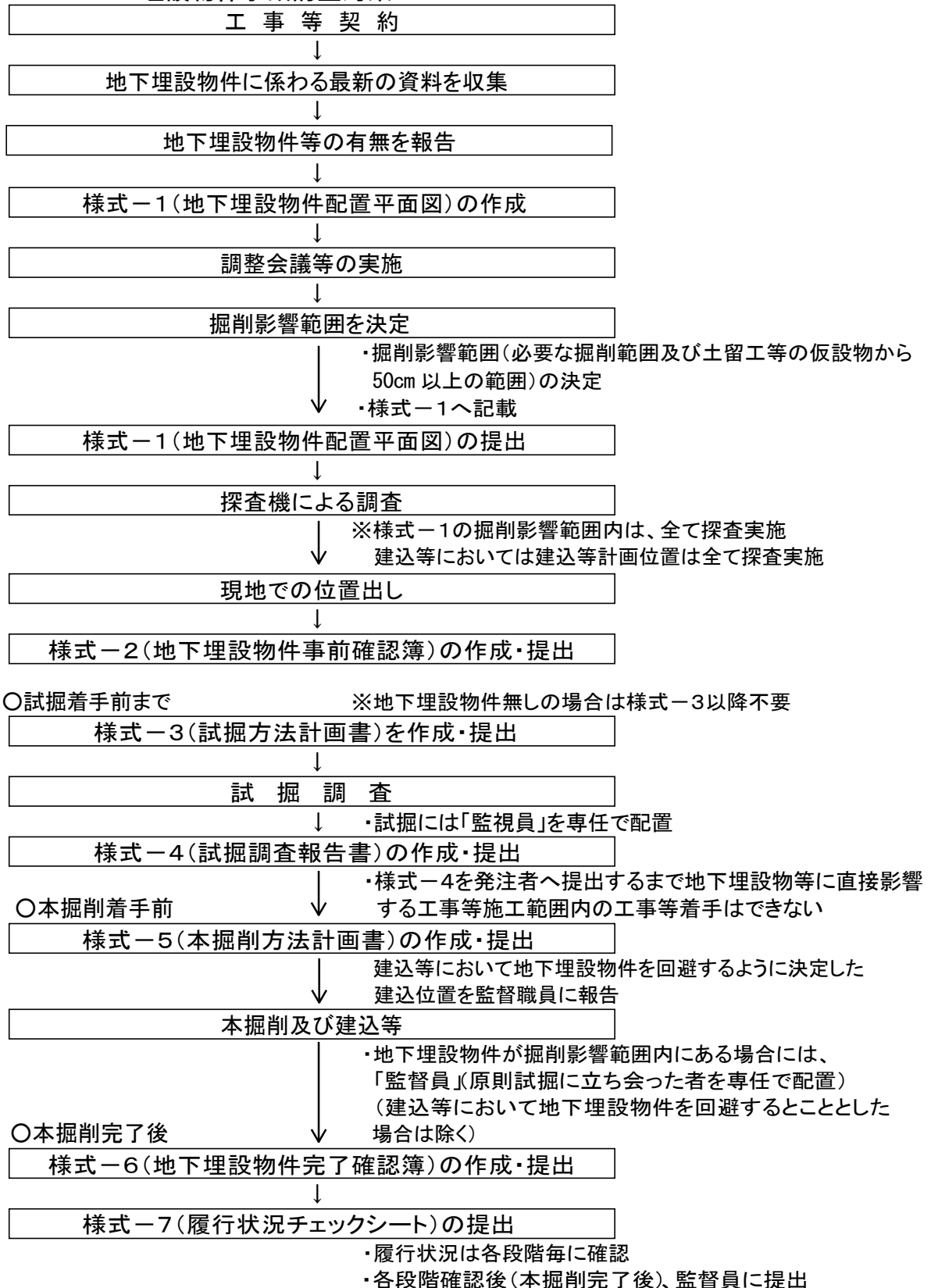
【凡例：履行→○、不履行→×、履行が必要無し→-】

工事名：

項目	NTT	情報BOX	○○○	備考
<b>第7条試掘実施箇所</b>				
①試掘実施箇所の協議				
<b>第8条本掘削</b>				
①本掘削着手前に、様式-5（本掘削方法計画書）を作成し、監督員に提出				
②占有者に掘削位置、掘削方法、立会の有無について確認。必要に応じ立会を求める。				
③監視員（原則、試掘に立ち会った者）を専任で配置（支柱建込、薬液注入等ポーリングを伴う工事及び地質調査等は除く）				
④本掘削に携わる作業員、監視員に対して、試掘着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して周知、指導				
⑤本掘削においてカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行う				
⑥地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは人力施工				
⑦作業中に位置出しが分からなくなってきた場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行う				
⑧事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督員へ報告				
⑨上記⑦の場合、試掘等により再確認				
⑩本掘削完了後、様式-6（地下埋設物件完了確認簿）を作成し、監督員へ提出				
⑪建込等において、地下埋設物件を回避するように決定した建込等位置を監督員に報告				
⑫建込等において地下埋設物件を出来ない場合は、施工方法等について監督員と協議				
<b>第10条教育の実施</b>				
①新規入場者教育、KY活動、安全教育時において、作業員、オペレーター等に対し、事故防止対策についての教育を徹底				
<b>第12条履行状況確認</b>				
①履行状況を様式-7（履行状況チェックシート）により行い、監督員へ提出				
<b>第13条施工範囲の変更</b>				
①変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、特記仕様書に基づき速やかに対応				

【参考資料】

埋設物件事故防止対策フロー



### (3) 架空線等への接触・切断事故防止

土木工事共通仕様書第1編 1-2-1-11 工事中の安全確保 4.架空線等事故防止対策に、「受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ**報告**しなければならない」と規定されている。架空線等上空施設への接触・切断事故防止の特記仕様書を活用する。

#### 架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

#### 第 条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

##### ①施工計画書への記載

- 1)建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。
- 2)現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- 3)禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

##### ②点検・教育の実施

- 1)施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2)新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

##### ③監督員への報告

- 1)点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督員へ報告すること。

# 架空線配置平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式ー1

工事名: \_\_\_\_\_  
 受注者: \_\_\_\_\_  
 提出日: \_\_\_\_\_

※1. 平面図は工事用平面等図を使用すること。

※2. 各架空線毎に色分け又は判別しやすいように作成のこと。

凡 例	
NTT	
電力	
有線	
○○○	

#### 6.4.15 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き(警察、市町村等)
- ② 地元への周知
- ③ その他

## 7. 設計図書の照査・

工事測量の成果(着工前測量)



## 7. 設計図書の照査・工事測量の成果(着工前測量)

### 7.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2.設計図書の照査に、「契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、確認を求めなければならない」と規定されており、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

なお、「設計図書の照査」の範囲については、『設計図書の照査ガイドライン(案)(福岡北九州高速道路公社)』によるものとする。

#### 工事請負契約書第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。  
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

## 7.2 工事測量の成果(着工前測量)

### 7.2.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-39 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。

- 1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。……後略。

測量は土木工事の中で基本的なことであり、かつ構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

### 7.2.2 実施上の留意点

- (1)管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-39 工事測量に基づく、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2)測量は福岡北九州高速道路公社が定める「公共測量作業規程」に基づいて実施する。
- (3)近接する他の工事がある場合は、その標高及び座標(仮BM、中心線などの測量成果)と照合し、確認した後に着工前測量成果簿を監督員に**提出**するものとする。
- (4)中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督員に速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
- (5)測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督員の**承諾**を得なければ移設してはならない。

### 7.2.3 実施要領

#### (1)仮BMの設置

国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督員の**指示**を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

#### (2)中心線測量

監督員の指示する基準点又はI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭(BC、EC、KA、KE)は保護杭又は引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

#### (3)縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点(プラス杭)を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督員と協議する。

#### (4)用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督員に**協議**しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。

#### (5)管理項目に対する成果品

##### ① 仮BMの設置

測量成果表

- 仮BM設置箇所見取図、写真
- ② 中心線測量
  - 測量成果表
  - 役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③ 縦断、横断測量
  - 縦断図
  - 横断図
- ④ 用地境界の確認
  - 用地杭調書

## 8. 施工体制

## 8. 施工体制

### 8.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、施工体制台帳及び施工体系図については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条及び第 15 条の 2 により、受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出し、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所にしなければならないとされている。

### 8.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳について、建設業法施行令第 7 条の 4 に土木工事にあつては下請代金額の総額が 4,500 万円、建築一式工事にあつては 7,000 万円以上の場合に作成することとなっているが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、公共事業において下請契約を締結した場合はその金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならないとされている。施工体制台帳及び施工体系図作成の詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設工事の施工体制等について」

([http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#sekoutaisei](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei)) →「施工体制台帳について」の「施工体制台帳の作成等について」を参照のこと。

また、様式については九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事施工」([http://www.qsr.mlit.go.jp/for\\_company/kensetu\\_joho/koujisekou.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)) →「工事関係書類」の標準様式を使用する。

## 第2編 施工中

## 1. 協議資料

## 1. 協議資料

### 1.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 官公庁等への手続等の1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。

#### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。

#### 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

**なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督員へ事前の報告を行うとともに、許可、承諾等を得た時は、その書面の写しを監督員に提出しなければならない。**

### 1.2 近隣協議資料(工事経過記録簿)

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 官公庁等への手続等の7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。

#### 7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

#### 8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

**なお、監督員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員に提出しなければならない。**



## 2. 工事履行報告

## 2. 工事履行報告

### 2.1 工事履行報告

#### 2.1.1 目的

工事請負契約書第 11 条(履行報告)に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

#### 2.1.2 作成上の留意点

- (1) 工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の月末に監督員に**提出**する。
- (2) 工事履行報告書の用紙規格はA4縦とする。

#### 2.1.3 作成上要領

- (1) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (2) 出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費(積上げ分)の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

## 2.1.4 作成例

様式-14

## 工 事 履 行 報 告 書

工事名	〇〇地区〇〇工事		
工期	令和〇〇年5月7日		～ 令和□□年3月30日
日付	令和〇〇年3月1日 ( 2月分)		
月 別	予定工程 % ( )は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58(55)	55	工程変更
11月	73(69)	69	
12月	82(79)	78	
□□年1月	90(88)	88	
2月	96(96)	96	
3月	100(100)		
(記事欄)			

## 2.2 出来高管理

### 2.2.1 目的

出来高管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約(設計)数量と対比できるように整理しなければならない。

### 2.2.2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、契約(設計)数量と対比した出来高内訳書(既済部分検査に必要)と、この計算根拠である出来形数量計算書、及び出来形展開図に大別される。

### 2.2.3 出来高報告書及び出来高内訳書作成要領

- (1) 契約設計書の数量総括表及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 土木工事共通仕様書第1編 1-2-1-4 数量の算出 2.出来形数量の提出に「受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)(国土交通省)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督員に**提出**しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。  
したがって、通常は、契約数量と出来高数量とは同一の値となる。

土木工事数量算出要領(案)は、国土技術政策総合研究所(<http://www.nilim.go.jp/>) → 「工事関連情報－工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照されたい。

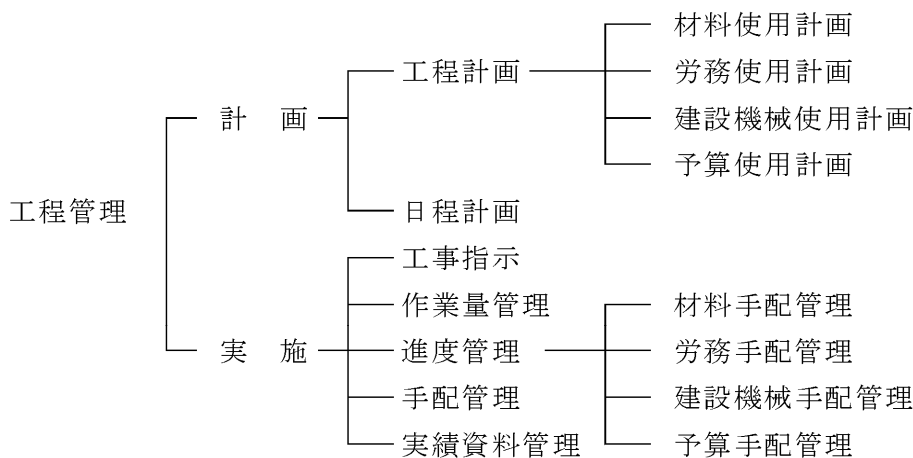
## 3. 工 程 管 理

### 3. 工程管理

#### 3.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



#### 3.2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク(PERT-CPM)により、単純な工事については横棒式工程表(バーチャート)あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分(細部)工程表を作成する。
- (3) 工程の計画に当たっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10~20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程がかい離した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成にあたっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

##### 1) 工事および作業の制約

- ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
- ② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
- ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
- ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

- 2)環境(地形、地質、気象、水理等)を考慮した施工計画
- 3)施工順序
- 4)労務、機械の使用計画
- 5)作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6)工事期間の作業可能日数の算定

### 3.3 作成要領

#### (1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される(第1編 着手前 6.施工計画書 6.4.2 計画工程表参照)。

#### (2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか具体的な日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画および工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

#### (3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

#### (4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

#### (5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

### 3.4 その他

**実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるので、監督員への承諾は必要とせず、提示でよい。**

**ただし、監督員から提出の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。**

## 4. 安全管理



## 4. 安全管理

### 4.1 安全教育訓練等

#### 4.1.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和47年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

#### 4.1.2 安全管理上の留意点

##### 4.1.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1)安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2)安全、衛生教育方針
- (3)安全教育訓練
- (4)仮設備工事の安全対策
- (5)工事作業の安全対策
- (6)工事車両の安全対策
- (7)通行車両、歩行者及び沿道物件(地下埋設物等含む)に対する安全対策

##### 4.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

##### 4.1.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育(作業内容の変更も含む)危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

##### 4.1.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)当該工事内容の周知徹底
- (3)工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4)当該工事における災害対策訓練
- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 4.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

#### 4.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

#### 4.1.3 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。また、安全衛生教育及び安全訓練等の主任監督員への報告にあつては、作業手順書を添付すること。

#### 4.1.4 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1)巡視時間
- (2)点検項目(各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。)
- (3)指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

#### 4.1.5 その他

**「安全教育訓練実施資料」は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。**

## 4.2 事故報告

### 4.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況(氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等)
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

### 4.2.2 事故報告書

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-30 事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に**連絡**するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

## 5. 品質・出来形・写真管理

## 5. 品質・出来形・写真管理

### 5.1 品質管理

#### 5.1.1 品質管理

##### 5.1.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、かつ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

##### 5.1.1.2 品質管理基準および規格値

品質管理基準及び規格値は、5.1.2「土木工事施工管理基準」及び5.1.3「品質管理基準及び規格値」を参照のこと。

##### 5.1.1.3 品質管理上の留意点

###### (1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

①品質管理総括表（既済部分・中間検査時に提示とし、工事完成時に提出）

②品質管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

③材料品質証明資料（工事に使用する材料について提出）

2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の**提出**又は**承諾**が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。

5) 「コンクリートの耐久性向上対策実施要領」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

###### (2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の究明と対策を講ずる。

5.1.1.4 作成例

品質管理総括表（完成検査対象用）

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			概要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		〃	最適含水比	〃	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR 試験		〃	1	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m <sup>3</sup> につき 1 回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		〃	含水比	〃	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		〃	締固め度	〃	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		〃	最適含水比	〃	1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		〃	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・塑性限界試験.		〃	1	1	塑性指数 PI : 6 以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		〃	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	10,000m <sup>2</sup> 毎に 1 ロット	3	3	ydmax の 93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン クリ ート	21 N / Mm2	ス ラ ン プ		午前、午後 2 回	5	5	±2.5cm	12.5	12.0	12.6	
		空 気 量		〃	5	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		〃	5	5	21N/mm <sup>2</sup> ×0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		〃	5	5	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理総括表（既済部分・中間検査対象用）

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					( ) 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め 試験	最大乾燥 密 度	当初および 土質の変化 した時	(1) 1	1	—	—	—	2.106	
		〃	最適含水比	〃	(1) 1	1	—	—	—	9.3	
		C B R 試験		〃	(1) 1	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の 測 定	現場密度	500m <sup>3</sup> に つき 1 回	(3) 5	3	—	1.993	1.936	1.969	
		〃	含 水 比	〃	(3) 5	3	—	4.7	5.2	4.88	
		〃	締固め度	〃	(3) 5	3	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥 密 度	施工前	(1) 1	1	—	—	—	2.223	
		〃	最 適 含 水 比	〃	(1) 1	1	—	—	—	5.6	
		修正 C B R 試験		〃	(1) 1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・ 塑性限界試験.		〃	(1) 1	1	塑性指数 PI : 6 以下	—	—	NP	
		ふるい分け 試 験		〃	(1) 1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の 測 定	締固め度	10,000m <sup>2</sup> 毎に 1 ロット	(3) 3	3	ydmax の 93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / Mm2	ス ラ ン プ		午前、午後 2 回	(2) 5	3	±2.5cm	12.5	12.0	12.6	
		空 気 量		〃	(2) 5	3	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		〃	(2) 5	3	24N/mm <sup>2</sup> ×0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		〃	(2) 5	3	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	0.010	0.008	0.009	





品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定項目 規格値	圧縮強度 S L ○○～		測定項目 規格値		圧縮強度 S L ○○～		測定項目 規格値		圧縮強度 S L ○○～		測定項目 規格値		圧縮強度 S L ○○～		測定項目 規格値		圧縮強度 S L ○○～		測定項目 規格値				
	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差		
測点																							
設計値との差	3.0																						
	2.0																						
	1.0																						
	0.0																						
	-1.0																						
	-2.0																						
測定項目 規格値																							
測点又は区別																							
平均値	18.0	20.0	2.0	10/20 AM	18	19	1	10/20 AM	18	20	2	10/20 AM	18	21	3	10/20 AM	18	20	2	10/20 AM	18	19	1
最大値	18.0	21.0	3.0	10/20 PM	18	20	2	10/20 PM	18	20	2	10/20 PM	18	21	3	10/20 PM	18	20	2	10/20 PM	18	19	1
最小値	18.0	19.0	1.0	10/21 AM	18	19	1	10/21 AM	18	19	1	10/21 AM	18	20	2	10/21 AM	18	21	3	10/21 AM	18	19	1
最多値	18.0	20.0	2.0	10/21 PM	18	20	2	10/21 PM	18	20	2	10/21 PM	18	21	3	10/21 PM	18	20	2	10/21 PM	18	19	1
データ数			n=14	10/22 AM	18	21	3	10/22 AM	18	21	3	10/22 AM	18	20	2	10/22 AM	18	21	3	10/22 AM	18	19	1
標準偏差			0.78	10/23 AM	18	21	3	10/23 AM	18	20	2	10/23 AM	18	21	3	10/23 AM	18	20	2	10/23 AM	18	19	1
				10/23 PM	18	21	3	10/23 PM	18	20	2	10/23 PM	18	21	3	10/23 PM	18	20	2	10/23 PM	18	19	1
				10/24 AM	18	21	3	10/24 AM	18	21	3	10/24 AM	18	19	1	10/24 AM	18	20	2	10/24 AM	18	19	1
				10/24 PM	18	19	1	10/24 PM	18	19	1	10/24 PM	18	19	1	10/24 PM	18	19	1	10/24 PM	18	19	1

※ 圧縮強度 SL = 21 × 85%

品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定項目	空気量 Air		測定項目		空気量 Air		測定項目		空気量 Air		測定項目	
	-1.5 ~ 1.5 % 設計値	-1.5 ~ 1.5 % 実測値	規格値	測点又は区別	-1.5 ~ 1.5 % 設計値	-1.5 ~ 1.5 % 実測値	規格値	測点又は区別	-1.5 ~ 1.5 % 設計値	-1.5 ~ 1.5 % 実測値	規格値	測点又は区別
平均値	4.5	4.4			4.5	4.6	0.1	10/20 AM	4.5	4.3	0.2	10/27 AM
最大値	4.5	4.8			4.5	4.5	0.0	10/20 PM	4.5	4.5	0.0	10/27 AM
最小値	4.5	4.2			4.5	4.4	-0.1	10/21 AM	4.5	4.3	0.2	10/27 PM
最多値	4.5	4.3			4.5	4.3	-0.2	10/21 PM	4.5	4.4	0.1	10/27 PM
データ数	n=14											
標準偏差	0.17											
					4.5	4.8	0.3	10/23 PM	4.5	4.8	0.3	
					4.5	4.5	0.0	10/24 AM	4.5	4.5	0.0	
					4.5	4.7	0.2	10/24 PM	4.5	4.7	0.2	

設計値との差

## 5.1.2 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書〔R6.4〕、第1編 1-1-1-24 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

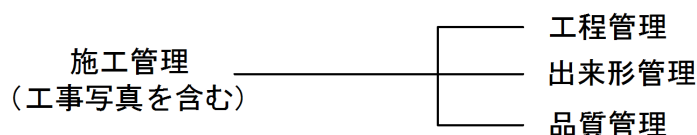
### 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この管理基準は、福岡北九州高速道路公社が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、少数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 情報化施工

情報化施工による土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）による。ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

### (3) 3次元データによる出来形管理

I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (4) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

### 5.1.3 品質管理基準及び規格値

# 品質管理

## 1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

## 2 品質管理基準及び規格値

### 目 次

1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) .....	II	1
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類) .....	II	4
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類) .....	II	4
4 プレキャストコンクリート製品 (その他) .....	II	4
5 ガス圧接 .....	II	6
6 既製杭工 .....	II	6
7 基礎工 .....	II	7
8 場所杭工 .....	II	7
9 既製杭工 (中堀り杭工コンクリート打設方式) .....	II	7
10 下層路盤 .....	II	7
11 上層路盤 .....	II	9
12 アスファルト安定処理路盤 .....	II	11
13 セメント安定処理路盤 .....	II	11
14 アスファルト舗装 .....	II	13
15 転圧コンクリート .....	II	15
16 グースアスファルト舗装 .....	II	17
17 路床安定処理工 .....	II	19
18 表層安定処理工 (表層混合処理) .....	II	20
19 固結工 .....	II	20
20 アンカー工 .....	II	20
21 補強土壁工 .....	II	21
22 吹付工 .....	II	21
23 現場吹付法砕工 .....	II	23
24 河川土工 .....	II	25
25 海岸土工 .....	II	26
26 砂防土工 .....	II	27
27 道路土工 .....	II	28
28 捨石工 .....	II	30
29 コンクリートダム .....	II	30
30 覆工コンクリート (NATM) .....	II	33
31 吹付けコンクリート (NATM) .....	II	35
32 ロックボルト (NATM) .....	II	37
33 路上再生路盤工 .....	II	37
34 路上表層再生工 .....	II	38
35 排水性舗装工・透水性舗装工 .....	II	39
36 プラント再生舗装工 .....	II	41
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材) .....	II	42
38 ガス切断工 .....	II	42
39 溶接工 .....	II	42
40 中層混合処理 .....	II	44
41 鉄筋挿入工 .....	II	45

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

注) なお、工種番号10番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他（JISマークが表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(トランクト)	その他(JISマークが表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混 和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国関整技調第56号 平成14年8月13日 一部改正	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合には、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合には省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、渠渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。		
			テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の 試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
		施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の 試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国関整技調第56号 平成14年8月13日一部改正	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料 その他 (JISマークが表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○		
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			コンクリート用混和剤・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○		
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○	
			施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5	ガス圧接	施工前試験	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> <p>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	
					<p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>			
					<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>			
5	ガス圧接	施工後試験	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> </ul>	
					<p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>			
					<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>			
6	既製杭工	材料	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	/	/	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)			
			その他 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)			中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			/
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。			参考値：20N/mm <sup>2</sup>
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること	/	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	/	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	/	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	/	
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	/	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	/	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
(次頁に続く)	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
10 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下							
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による							
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90% 以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○				
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上				・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照						・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下							
(次頁に続く)												



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)			○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上			○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内			
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
	その他		セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○			
	その他			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-83	50%以下	○		
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-74	3%以下	○		
				フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-78	1/4以下	○		
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○		
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	○		
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224		○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○		
			(次頁に続く)	必須	ブランド	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度				○		
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				○		
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 アスファルト舗装	ブランド	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。(※) X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による ※ 砕石マスタックアスファルト舗装の場合は、基準密度の97.5%以上。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（ブランド出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		
			外観検査（混合物）	目視					
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			
15 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%				
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○		
その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○			
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合は：40%以下	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
15 転圧コンクリート	材料	その他 (JISマークが表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造(ブランド)	その他 (JISマークが表示されたレディーミクストコンクリートを)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランブ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
						連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	使用する場合を除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		
			温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3ヶ所)		
16 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

(次頁に続く)



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認					
16 グラスアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul>                             ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ul> </li> </ul>	○					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○					
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul>                             ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ul> </li> </ul>	○				
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃				○				
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)				○				
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%				○				
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上				○				
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下				○				
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>				○				
			必須	ブランド	貫入試験40℃				舗装調査・試験法 便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
					リュエル流動性試験240℃				舗装調査・試験法 便覧 [3]-407	3～20秒(目標値)			○
					ホイールトラッキング試験				舗装調査・試験法 便覧 [3]-44	300以上			○
					曲げ試験				舗装調査・試験法 便覧 [3]-79	破断ひずみ(－10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グラスアスファルト舗装	ブルー	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：定期的または随時。</li> <li>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</li> <li>印字記録の場合：全数</li> <li>または</li> <li>抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃			随時
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法				
				または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	設計図書による。			
	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造体周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17	路床安定処理工	施工	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンD-A)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18	表層安定処理工(表層混合処理)	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
		施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)  最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンD-A)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19	固結工	材料	必須 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
		施工	必須 改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記により難しい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記により難しい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。	
20	アンカー工	施工	必須 モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pレポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21 補強土壁工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（縮固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（縮固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （縮固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		または、「RI計器を用いた盛土の縮固め管理要領（案）」	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（縮固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（縮固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （縮固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と縮固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 吹付工	材料	マークが表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材B)	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造 (ブランド)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
				その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混 和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	レディーミキストコンクリートを使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○			
23 現場吹付 法砕工	材料	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国関整技調第56号 平成14年8月13日 一部改正	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合には、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合には、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合には、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合には、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
(次頁に続く)			アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
23 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 - 第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 - 第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材 - 第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造 (JISマーク表示されたレディー)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
				その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混 和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法砕工	ミクス トコン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○			
23 現場吹付 法砕工	施 工	そ の 他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、種管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108  土木学会規準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国関整技調第56号 平成14年8月13日 一部改正	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前にも1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
24 河川土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
(次頁に続く)		そ の 他						



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
24 河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。  【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$  または、設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。  【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$  または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273			トラフィカビリティが悪いとき。			
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
				土粒子の密度試験	JIS A 1202				
				土の含水比試験	JIS A 1203				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25 海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					必要に応じて。
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
その他		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。				
		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。				
26 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
27 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
土の透水試験	JIS A 1218							

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。  【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。  【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取りの状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。				
	含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンベーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
28 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：約2.7g/cm3~2.5g/cm3</li> <li>準硬石：約2.5g/cm3~2g/cm3</li> <li>軟石：約2g/cm3未満</li> </ul> </li> </ul>	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：5%未満</li> <li>準硬石：5%以上15%未満</li> <li>軟石：15%以上</li> </ul> </li> </ul>	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：4903N/cm2以上</li> <li>準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満</li> <li>軟石：980.66N/cm2未満</li> </ul> </li> </ul>	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料	必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	同上	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
(次頁に続く)	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国関整技調第56号 平成14年8月13日一部改正	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合には、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいずれの方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合には、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当り1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。2. 1ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロックリフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29 コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による		1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123			1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材I)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○

(次頁に続く)



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
(次頁に続く)	製造 (プラント)	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。			示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個 (σ7...3個、σ28...3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国間整技調第56号 平成14年8月13日一部改正	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
	31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下				○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土土壌量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回取水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
						連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 国調整技調第56号 平成14年8月13日 一部改正	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回			
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
32 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
					モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。							
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
			その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日		
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
35 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000,2: 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
34 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内				
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下		○		
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		○		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下		○		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○		
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○		
						○		
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
35 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			○		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○		
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○		
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○		
			タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m			○		
			密度試験	JIS K 2207				○		
	ブランド	必須		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
				粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○	
				温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			随時	○
		その他			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
					ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
					ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110						アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		
舗設現場	必須		温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性 舗装工・ 透水性 舗装工	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
36 プラント 再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針 入度	マーシャル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファル ト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われ る量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
	そ の 他		水浸ホイール ラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールラッキ ング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○
ラベリング試験			舗装調査・試験法 便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○	
(次頁に続く)	舗 設 現 場	必 須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得難い場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○	
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。		
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測					
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあってはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
			その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
				ベベル精度	計測器による計測				
				真直度					
39 溶接工	施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2		○	
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3		○	
			マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数: 1		○	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39	溶接工	施工	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。</li> <li>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。</li> <li>圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。</li> </ul> なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格)</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
外観形状検査 (ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。						
外観形状検査 (アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
39 溶接工	施工	必須	外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。				
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ピード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B					
			外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。					
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。			
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225						
			テーブルフロー試験	JIS R 5201						
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216						
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。				
			土の粒度試験	JIS A 1204						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する				
			土の強熱減量試験	JGS 0221						
			施工	必須	深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体採取する。	
					土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
41. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

[参考資料]

### ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

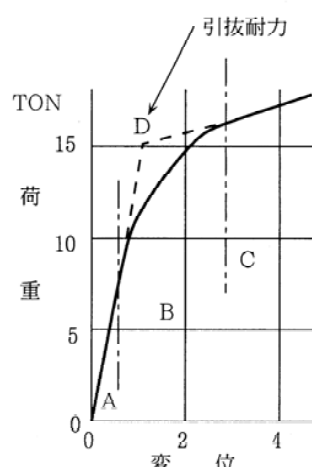


図-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Commission on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反カプレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

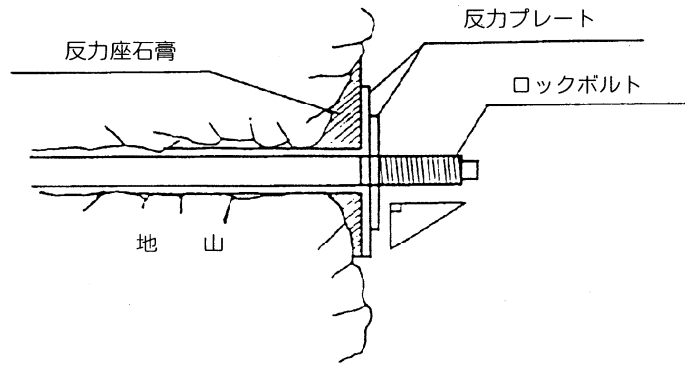


図-2 反力座の設置

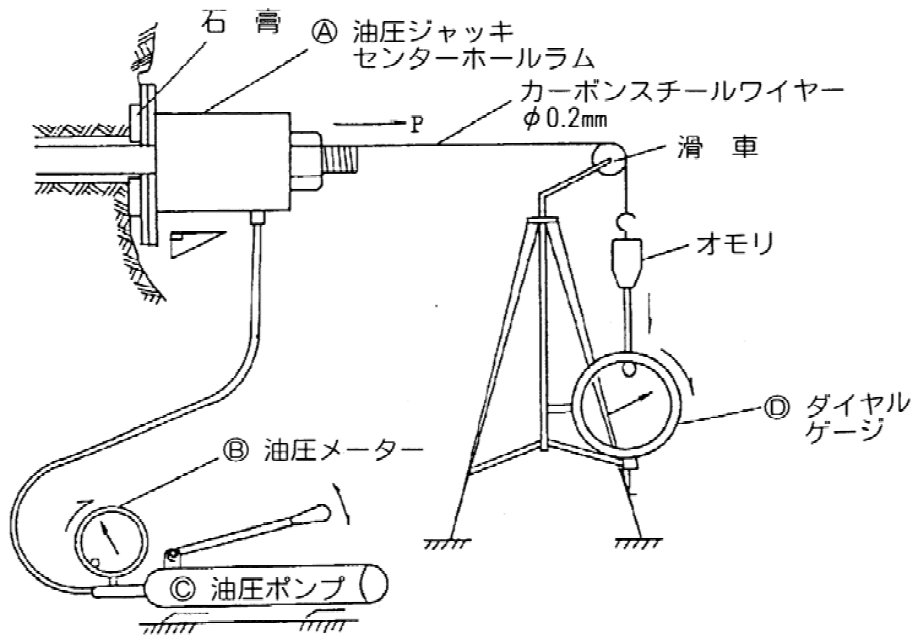


図-3 引抜試験概要図

## 5.2 出来形管理

### 5.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

### 5.2.2 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、5.1.2「土木工事施工管理基準」及び5.2.5「出来形管理基準及び規格値」を参照のこと。

### 5.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表（既済部分・中間検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 出来形管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 出来形数量計算書（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

#### (1) 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

#### (2) 測定

##### 1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

##### 2) 直接測量の原則

測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

##### 3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

##### 4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

### (3) 管理

#### 1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事施工管理基準及び規格値」の「出来形管理基準及び規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

#### 2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督員の**承諾**を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

#### 3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

#### 4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

##### 【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

##### 【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

##### 【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

### (4) 管理図表作成要領

#### 1) 出来形管理展開図

- ①縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ②測点番号を記入する。
- ③設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

#### 2) 設計図利用出来形管理図

- ①設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ②それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

#### 3) 出来形管理図表

- ①標準断面図を記入する。
- ②規格値を記入する。
- ③測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。



5.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表（しゅん工検査対象用）

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	51	51	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		17	17	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		34	34	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±50	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	
		幅		9	9	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		8	8	- 30	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	1	- 200	—	—	+ 130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		8	8	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		8	8	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	1	- 200	—	—	+ 170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		8	8	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ (石積・張)		16	16	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ (裏込)		16	16	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	1	- 200	—	—	+ 160	

出来形管理総括表(既済部分・中間検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

( ) 書きは既済部分、中間検査対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				( ) 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		(17) 34	17	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		(2) 8	2	- 30	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		(2) 8	2	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		(2) 8	2	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		(2) 8	2	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	

## 5.2.5 出来形管理基準及び規格値

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 土工				
第3節 道路土工	掘削工			I-1
	掘削工（面管理の場合）			I-2
	路体盛土工			I-3
	路体盛土工（面管理の場合）			I-4
	路床盛土工			I-3
	路床盛土工（面管理の場合）			I-4
	法面整形工	盛土部		I-4
第2章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	組立て			I-5

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種	矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-6
		軽量鋼矢板		I-6
		コンクリート矢板		I-6
		広幅鋼矢板		I-6
		可とう鋼矢板		I-6
	縁石工	縁石・アスカープ		I-6
	小型標識工			I-6
	防止柵工	立入防止柵		I-7
		転落（横断）防止柵		I-7
		車止めポスト		I-7
	路側防護柵工	ガードレール		I-7
	路側防護柵工	ガードケーブル		I-7
	区画線工			I-8
	道路付属物工	視線誘導標		I-8
		距離標		I-8
	コンクリート面塗装工			I-8
	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-9
	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-9
	ポストテンション桁製作工			I-10
	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）			I-10
	プレキャストセグメント主桁組立工			I-10
	PCホロスラブ製作工			I-11
	PC箱桁製作工			I-11
	PC押し箱桁製作工			I-12
	根固めブロック工			I-12
	沈床工			I-13
	捨石工			I-13
	階段工			I-13
	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-13
	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-14
	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-14
	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15
	多自然型護岸工	かごマット		I-15
	羽口工	じゃかご		I-16
	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16
	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16
		プレキャストパイプ工		I-16
	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17
		L型側溝工		I-17
		自由勾配側溝		I-17
管渠			I-17	

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	側溝工	場所打水路工		I-17
		暗渠工		I-17
	集水柵工			I-18
	現場塗装工			I-18
第4節 基礎工	一般事項	切込砂利		I-19
		砕石基礎工		I-19
		割ぐり石基礎工		I-19
		均しコンクリート		I-19
	基礎工（護岸）	現場打		I-19
	基礎工（護岸）	プレキャスト		I-20
	既製杭工	既製コンクリート杭		I-20
		鋼管杭		I-20
		H鋼杭		I-20
	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I-20
	場所打杭工			I-20
	深礎工			I-21
	オープンケーソン基礎工			I-21
	ニューマチックケーソン基礎工			I-21
鋼管矢板基礎工			I-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-22
		コンクリートブロック張り		I-22
	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-22
	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-23
	緑化ブロック工			I-23
	石積（張）工			I-23
第6節 一般舗装工	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-24
	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-25
	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-26
	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-27
	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-28
	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-29
	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-30
	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-31
	アスファルト舗装工	基層工		I-32

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節一般舗装工	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-33
	アスファルト舗装工	表層工		I-34
	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-35
	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-36
	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-37
	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-38
	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-39
	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-40
	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-41
	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-42
	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-43
	半たわみ性舗装工	基層工		I-44
	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-45
	半たわみ性舗装工	表層工		I-46
	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-47

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節一般舗装工	排水性舗装工	下層路盤工		I-48
	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-49
	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-50
	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-51
	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-52
	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-53
	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-54
	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-55
	排水性舗装工	基層工		I-56
	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-57
	排水性舗装工	表層工		I-58
	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-59
	透水性舗装工	路盤工		I-60
	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-61
	透水性舗装工	表層工		I-62
	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-63
	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-64
	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-65
	グースアスファルト舗装工	基層工		I-66
	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-67
	グースアスファルト舗装工	表層工		I-68
	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-69
	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-70
	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-71
	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-72
	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-73
	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-74



【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-75
	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-76
	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-77
	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-78
	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-79
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-80
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-81
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-82
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-83
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-84
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		I-85
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-86
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		I-87
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-88
	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		I-89
	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-90
	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-90
	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-91
	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-91
	薄層カラー舗装工	基層工		I-91
	ブロック舗装工	下層路盤工		I-92
	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-92
	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-93

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節一般舗装工	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-93	
	ブロック舗装工	基層工		I-93	
	路面切削工			I-94	
	舗装打換え工			I-94	
	オーバーレイ工			I-94	
	オーバーレイ工	(面管理の場合)		I-95	
第7節地盤改良工	路床安定処理工			I-97	
	置換工			I-97	
	表層安定処理工	サンドマット海上		I-98	
	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		I-98	
	パイルネット工			I-98	
	サンドマット工			I-99	
	パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			I-99
		ペーパードレーン工			I-99
		袋詰式サンドドレーン工			I-99
	締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-99	
	固結工	粉末噴射攪拌工			I-100
		高圧噴射攪拌工			I-100
		スラリー攪拌工			I-100
生石灰パイル工				I-100	
固結工	(中層混合処理)		I-101		
第10節仮設工	土留・仮締切工	H鋼杭		I-102	
		鋼矢板		I-102	
	土留・仮締切工	アンカー工		I-102	
	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-102	
	土留・仮締切工	締切盛土		I-102	
	土留・仮締切工	中詰盛土		I-102	
	地中連続壁工(壁式)			I-103	
	地中連続壁工(柱列式)			I-103	
	法面吹付工		吹付工	I-119	
第11節軽量盛土工	軽量盛土工		路体盛土工	I-3	
第12節工場製作工(共通)	一般事項	casting費(金属支承工)		I-104	
	一般事項	casting費(大型ゴム支承工)		I-105	
	一般事項	仮設材製作工		I-106	
	一般事項	刃口金物製作工		I-106	
	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合			I-107
		シミュレーション仮組立検査を行う場合			I-107
	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		I-109	
	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		I-110	
	検査路製作工			I-112	

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節工場製作工（共通）	鋼製伸縮継手製作工			I-112	
	落橋防止装置製作工			I-113	
	橋梁用防護柵製作工			I-113	
	アンカーフレーム製作工			I-113	
	プレビーム用桁製作工			I-114	
	鋼製排水管製作工			I-114	
	工場塗装工			I-115	
第13節橋梁架設工	架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-116	
		ケーブルクレーン架設		I-116	
		ケーブルエレクション架設		I-116	
		架設桁架設		I-116	
		送出し架設		I-116	
		トラベラークレーン架設		I-116	
		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-117
	架設桁架設			I-117	
	架設工支保工	固定		I-117	
		移動		I-117	
	架設桁架設	片持架設		I-117	
		押出し架設		I-117	
第14節法面工（共通）	植生工	種子散布工		I-117	
		張芝工		I-117	
		筋芝工		I-117	
		市松芝工		I-117	
		植生シート工		I-117	
		植生マット工		I-117	
		植生筋工		I-117	
		人工張芝工		I-117	
		植生穴工		I-117	
		植生工	植生基材吹付工		I-118
	客土吹付工			I-118	
	吹付工（仮設を含む）	コンクリート		I-119	
		モルタル		I-119	
	法枠工	現場打法枠工		I-120	
		現場吹付法枠工		I-120	
	法枠工	プレキャスト法枠工		I-120	
	アンカー工			I-120	
	第15節擁壁工（共通）	一般事項	場所打擁壁工		I-121
		プレキャスト擁壁工			I-121

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節擁壁工（共通）	補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-122
		多数アンカー式補強土工法		I-122
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-122
	井桁ブロック工			I-122
第17節床版工	床版工			I-123

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 道路改良				
第3節 工場製作工	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-124
		工場塗装工	工場塗装工	I-115
第4節 地盤改良工	路床安定処理工		路床安定処理工	I-97
	置換工		置換工	I-97
	サンドマット工		サンドマット工	I-98
	バーチカルドレーン工		バーチカルドレーン工	I-99
	締固め改良工		締固め改良工	I-99
	固結工		固結工	I-100
第5節 法面工	植生工		植生工	I-117
	法面吹付工		吹付工	I-119
	法枠工		法枠工	I-120
	アンカー工		アンカー工	I-120
	かご工	じゃかご	羽口工	I-16
		ふとんかご	羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	軽量盛土工		路体盛土工	I-3
第7節 擁壁工	既製杭工		既製杭工	I-20
	場所打杭工		場所打杭工	I-20
	場所打擁壁工		場所打擁壁工	I-121
	プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	I-121
	補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	補強土壁工	I-122
		多数アンカー式補強土工法	補強土壁工	I-122
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	補強土壁工	I-122
井桁ブロック工		井桁ブロック工	I-122	
第8節 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工		コンクリートブロック工	I-22
	石積（張）工		石積（張）工	I-23
第9節 カルバート工	既製杭工		既製杭工	I-20
	場所打杭工		場所打杭工	I-20
	場所打函渠工			I-124
	プレキャストカルバート工		プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工 (小型水路工)	側溝工		側溝工	I-17
	管渠工		側溝工	I-17
	集水桝・マンホール工		集水桝工	I-18
	地下排水工		暗渠工	I-17
	場所打水路工		場所打水路工	I-17
	排水工（小段排水・縦排水）		側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	落石防止網工			I-124
	落石防護柵工			I-124

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	防雪柵工			I-125
	雪崩予防柵工			I-125
第12節 遮音壁工	遮音壁基礎工			I-125
	遮音壁本体工			I-125
第5章 舗装				
第3節 地盤改良工	路床安定処理工		路床安定処理工	I-97
	置換工		置換工	I-97
第4節 舗装工	アスファルト舗装工		アスファルト舗装工	I-24
	半たわみ性舗装工		半たわみ性舗装工	I-36
	排水性舗装工		排水性舗装工	I-48
	透水性舗装工		透水性舗装工	I-60
	グースアスファルト舗装工		グースアスファルト舗装工	I-64
	コンクリート舗装工		コンクリート舗装工	I-70
	薄層カラー舗装工		薄層カラー舗装工	I-90
	ブロック舗装工		ブロック舗装工	I-92
	歩道路盤工			I-126
	取合舗装路盤工			I-126
	路肩舗装路盤工			I-126
	歩道舗装工			I-126
	取合舗装工			I-126
	路肩舗装工			I-126
	表層工			I-126
第5節 排水構造物工（路面排水工）	側溝工		側溝工	I-17
	管渠工		側溝工	I-17
	集水柵（街渠柵） ・マンホール工		集水柵工	I-18
	地下排水工		暗渠工	I-17
	場所打水路工		場所打水路工	I-17
	排水工（小段排水 ・縦排水）		側溝工	I-17
	排水性舗装用路肩排水工			I-127
第6節 縁石工	縁石工		縁石工	I-6
第7節 踏掛版工	踏掛版工	コンクリート工		I-127
		ラバーシュー		I-127
		アンカーボルト		I-127
第8節 防護柵工	路側防護柵工		路側防護柵工	I-7
	防止柵工		防止柵工	I-7
	ボックスビーム工		路側防護柵工	I-7
	車止めポスト工		防止柵工	I-7
第9節 標識工	小型標識工		小型標識工	I-6
	大型標識工	標識基礎工		I-127
	大型標識工	標識柱工		I-127

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第10節区画線工	区画線工		区画線工	I-8	
第12節道路付属施設工	道路付属物工		道路付属物工	I-8	
	ケーブル配管工			I-128	
	ケーブル配管工	ハンドホール		I-128	
	照明工	照明柱基礎工		I-128	
第13節橋梁付属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	I-13	
第6章橋梁下部					
第3節工場製作工	刃口金物製作工		刃口金物製作工	I-106	
	鋼製橋脚製作工			I-129	
	アンカーフレーム製作工		アンカーフレーム製作工	I-113	
	工場塗装工		工場塗装工	I-115	
第5節軽量盛土工	軽量盛土工		路体盛土工	I-3	
第6節橋台工	既製杭工		既製杭工	I-20	
	場所打杭工		場所打杭工	I-20	
	深礎工		深礎工	I-21	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	I-21	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	I-21	
	橋台躯体工			I-130	
第7節RC橋脚工	既製杭工		既製杭工	I-20	
	場所打杭工		場所打杭工	I-20	
	深礎工		深礎工	I-21	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	I-21	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	I-21	
	鋼管矢板基礎工		鋼管矢板基礎工	I-22	
	橋脚躯体工		張出式		I-131
			重力式		I-131
			半重力式		I-131
	橋脚躯体工	ラーメン式		I-132	
第8節鋼製橋脚工	既製杭工		既製杭工	I-20	
	場所打杭工		場所打杭工	I-20	
	深礎工		深礎工	I-21	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	I-21	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	I-21	
	鋼管矢板基礎工		鋼管矢板基礎工	I-22	
	橋脚フーチング工	I型・T型		I-132	
	橋脚フーチング工	門型		I-133	
	橋脚架設工	I型・T型		I-133	
	橋脚架設工	門型		I-133	
	現場継手工			I-133	
	現場塗装工		現場塗装工	I-18	

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	桁製作工		桁製作工	I-107
	検査路製作工		検査路製作工	I-112
	鋼製伸縮継手製作工		鋼製伸縮継手製作工	I-112
	落橋防止装置製作工		落橋防止装置製作工	I-113
	鋼製排水管製作工		鋼製排水管製作工	I-114
	橋梁用防護柵製作工		橋梁用防護柵製作工	I-113
	橋梁用高欄製作工			I-134
	横断歩道橋製作工		桁製作工	I-107
	アンカーフレーム製作工		アンカーフレーム製作工	I-113
	工場塗装工		工場塗装工	I-115
第5節 鋼橋架設工	架設工（クレーン架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	架設工（ケーブルクレーン架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	架設工（ケーブルエレクション架設）		架設工（鋼橋）	I-116



【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節鋼橋架設工	架設工（架設桁架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	架設工（送出し架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	架設工（トラベラー クレーン架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	支承工	鋼製支承		I-134
	支承工	ゴム支承		I-134
第6節橋梁現場塗装工	現場塗装工		現場塗装工	I-18
第7節床版工	床版工		床版工	I-123
第8節橋梁付属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	I-13
	落橋防止装置工			I-135
	地覆工			I-135
	橋梁用防護柵工			I-135
	橋梁用高欄工			I-135
	検査路工			I-135
第8章 コンクリート橋上部				
第3節工場製作工	プレビーム用桁製作工		プレビーム用桁製作工	I-114
	橋梁用防護柵製作工		橋梁用防護柵製作工	I-113
	鋼製伸縮継手製作工		鋼製伸縮継手製作工	I-112
	検査路製作工		検査路製作工	I-112
	工場塗装工		工場塗装工	I-115
第5節PC橋工	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	プレテンション桁製作工（購入工）	I-9
		スラブ橋	プレテンション桁製作工（購入工）	I-9
	ポストテンション桁製作工		ポストテンション桁製作工	I-10
	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-10
	プレキャストセグメント主桁組立工		プレキャストセグメント主桁組立工	I-10
	支承工		支承工	I-134
	架設工（クレーン架設）		架設工（コンクリート橋）	I-117
	架設工（架設桁架設）		架設工（コンクリート橋）	I-117
	床版・横組工		床版工	I-123
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135

【第3編 建設編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節プレビーム桁橋工	プレビーム桁製作工	現場		I-136
	支承工		支承工	I-134
	架設工（クレーン架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	架設工（架設桁架設）		架設工（鋼橋）	I-116
	床版・横組工		床版工	I-123
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135
第7節PCホロースラブ橋工	支承工		支承工	I-134
	PCホロースラブ製作工		PCホロースラブ製作工	I-11
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135
第8節RCホロースラブ橋工	支承工		支承工	I-134
	PC場所打ホロースラブ製作工		PCホロースラブ製作工	I-11
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135
第9節PC版桁橋工	PC版桁製作工		PCホロースラブ製作工	I-11
第10節PC箱桁橋工	支承工		支承工	I-134
	PC箱桁製作工		PC箱桁製作工	I-11
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135
第11節PC片持箱桁橋工	PC片持箱桁製作工		PC箱桁製作工	I-11
	支承工		支承工	I-134
	架設工（片持架設）		架設工（コンクリート橋）	I-117
第12節PC押し箱桁橋工	PC押し箱桁製作工		PC押し箱桁製作工	I-12
	架設工（押し架設）		架設工（コンクリート橋）	I-117
第13節橋梁付属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	I-13
	地覆工		地覆工	I-135
	橋梁用防護柵工		橋梁用防護柵工	I-135
	橋梁用高欄工		橋梁用高欄工	I-135
	検査路工		検査路工	I-135

【第4編 補修補強編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章道路維持修繕				
第3節工場製作工	桁補強材製作工			I-137
	落橋防止装置製作工		落橋防止装置製作工	I-113
第5節舗装工	路面切削工		路面切削工	I-94
	舗装打換え工		舗装打換え工	I-95
	切削オーバーレイ工			I-138
	オーバーレイ工		オーバーレイ工	I-95
	路上再生工			I-139
	薄層カラー舗装工		薄層カラー舗装工	I-90
第6節排水構造物工	側溝工		側溝工	I-17
	管渠工		側溝工	I-17
	集水枡・マンホール工		集水枡工	I-18
	地下排水工		暗渠工	I-17
	場所打水路工		場所打水路工	I-17
	排水工		側溝工	I-17
第7節縁石工	縁石工		縁石工	I-6
第8節防護柵工	路側防護柵工		路側防護柵工	I-7
	防止柵工		防止柵工	I-7
	ボックスビーム工		路側防護柵工	I-7
	車止めポスト工		防止柵工	I-7
第9節標識工	小型標識工		小型標識工	I-6
	大型標識工		大型標識工	I-127
第10節区画線工	区画線工		区画線工	I-8
第12節道路付属施設工	道路付属物工		道路付属物工	I-8

【第4編 補修補強編】

章、節	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節道路付属施設工	ケーブル配管工		ケーブル配管工	I-128
	照明工		照明工	I-128
第13節軽量盛土工	軽量盛土工		路体盛土工	I-3
第14節擁壁工	場所打擁壁工		場所打擁壁工	I-121
	プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	I-121
第15節 石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工		コンクリートブロック工	I-22
	石積(張)工		石積(張)工	I-23
第16節カルバート工	場所打函渠工		場所打函渠工	I-124
	プレキャストカルバート工		プレキャストカルバート工	I-16
第17節法面工	植生工		植生工	I-117
	法面吹付工		吹付工	I-119
	法枠工		法枠工	I-120
	アンカー工		アンカー工	I-120
	かご工	じゃかご	羽口工	I-16
ふとんかご		羽口工	I-16	
第18節落石雪害防止工	落石防止網工		落石防止網工	I-124
	落石防護柵工		落石防護柵工	I-124
	防雪柵工		防雪柵工	I-125
	雪崩予防柵工		雪崩予防柵工	I-125
第21節鋼桁工	鋼桁補強工		桁補強材製作工	I-137
第22節橋梁支承工	鋼橋支承工		支承工	I-134
	P C 橋支承工		支承工	I-134
第23節橋梁付属物工	伸縮継手工		伸縮装置工	I-13
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	I-135
	地覆工		地覆工	I-135
	橋梁用防護柵工		橋梁用防護柵工	I-135
	橋梁用高欄工		橋梁用高欄工	I-135
	検査路工		検査路工	I-135
第26節現場塗装工	橋梁塗装工		現場塗装工	I-18
	コンクリート面塗装工		コンクリート面塗装工	I-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	建設編	3	掘削工	道路土工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>			
						法長 $\phi$				-200
						幅 w				法長-4%
										-100

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	3	道路土工	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき、出来形管理を面で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面と標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
				法面（小段含む）	±150			
				±160				
				法面（軟岩 I）（小段含む）	±70	±330		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	1	3	路体盛土工 路床盛土工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、国土交通省が定める、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
					法長 $l$	-100 法長-2%			
					幅 $w_1, w_2$	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	建設編	3	道路土工	<table border="1"> <tr> <td>標高較差</td> <td>平均値</td> <td rowspan="2">個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>±80</td> <td>±190</td> <td></td> </tr> </table>	標高較差	平均値	個々の計測値	±50	±150	±80	±190		<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面で実施する場合は、計測精度・計測密度を規定する方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
					標高較差	平均値		個々の計測値							
±50	±150														
±80	±190														
1	土工	厚さ	※-30	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>											



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	組立て		平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲ)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。		※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう
					かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上			

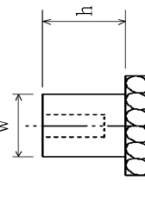
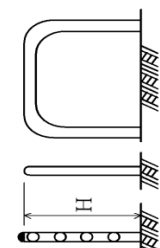
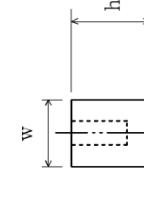
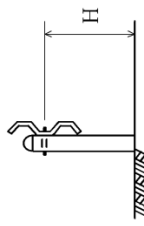
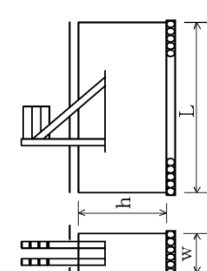
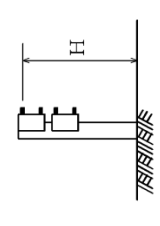
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	建設編	3 共通の工種	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
				根入長	設計値以上				
				変位 $\theta$	100				
3	一般施工	3 共通の工種	縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	建設編	3 共通の工種	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎1基礎毎			
				基礎	幅 w (D)				-30
					高さ h				-30
	根入長	設計値以上							

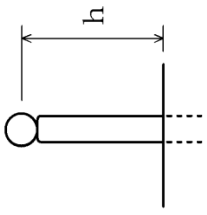
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30		
					高さ h	-30		
					パイプ取付高 H	+30 -20		
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30		
					高さ h	-30		
					ビーム取付高 H	+30 -20		
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
					高さ h	-30		
					延長 L	-100		
				ケーブル取付高 H	+30 -20			

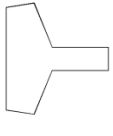
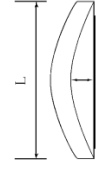
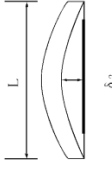
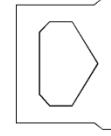

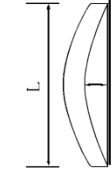
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	区画線工	高さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所アーストピースにより測定。		
				幅 w	設計値以上			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	コンクリート面塗装工	塗料使用量	国道路橋防食便覧 II-82「表-II.5.5 各塗料の標準使用 量と標準膜厚」の 標準使用量以上。	塗装系ごととの塗装面積を算出・照査し て、各塗料の必要量を求め、塗付作業 の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付 作業終了時に使用量(空缶数)を確認 し、各々必要量以上であることを確認 する。1ロットの大きさは500㎡とす る。		

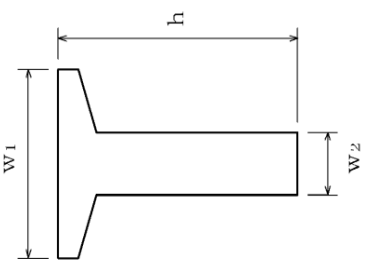
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 建設編	3 一般施工	3 共 通 的 工 種	プレテンション桁製作 工（購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	 断面図			
				断面の外形寸法	±5				 側面図	
				橋桁のそり $\delta_1$	±8					 平面図
				横方向の曲がり $\delta_2$	±10					
3 建設編	3 一般施工	3 共 通 的 工 種	プレテンション桁製作 工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	 断面図			
				断面の外形寸法	±5				 側面図	
				橋桁のそり $\delta_1$	±8					 平面図
				横方向の曲がり $\delta_2$	±10					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	ポストテンション桁製作工	幅(上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。 $\phi$ ：支間長 (m)		注) 新設のコンクリート 構造物(橋梁上・下部工 および重要構造物である 内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上の ボックスカルバート(工 場製作のプレキャスト製 品は全ての工種において 対象外)の鉄筋の配筋 状況及びかぶりについて は、「非破壊試験による コンクリート構造物中の 配筋状態及びかぶり測定 要領」も併せて適用する
				幅(下) $w_2$	±5			
				高さ h	+10 -5			
				桁長 $\phi$ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
				横方向最大タワミ	0.80			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	プレキャストセグメン ト桁製作工(購入工)	桁長 $\phi$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所測定。  桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする $\phi$ ：支間長 (m)		
				断面の外形寸法 (mm)	—			
				桁長 $\phi$ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
				横方向最大タワミ	0.80			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	プレキャストセグメン ト主桁組立工	桁長 $\phi$	—	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする $\phi$ ：支間長 (m)		
				断面の外形寸法 (mm)	—			
				桁長 $\phi$ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
				横方向最大タワミ	0.80			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	3 共通的工種	PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-3-17床版工に準ずる。 $\phi$ ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する
				幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
				厚さ $t$	$-10 \sim +20$			
				桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ か } \pm$ $-30\text{mm}$ 以内			
3	建設編	3 共通的工種	PC箱桁製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-3-17床版工に準ずる。 $\phi$ ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する
				幅（上） $w_1$	$-5 \sim +30$			
				幅（下） $w_2$	$-5 \sim +30$			
				内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
高 さ $h_1$	$+10$ $-5$							
内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$							
桁 長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ か } \pm$ $-30\text{mm}$ 以内							

出来形管理基準及び規格値

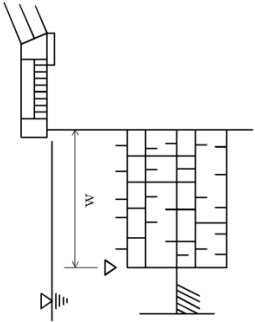
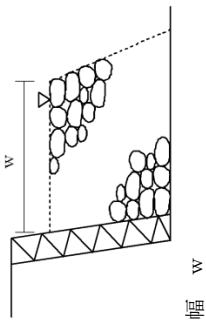
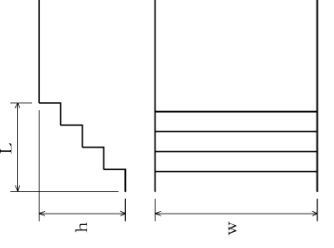
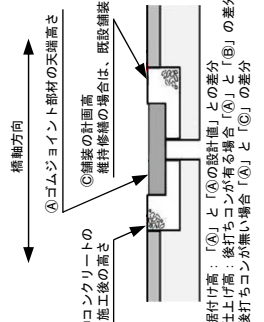
単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	PC押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 第3編3-3-17床版工に準ずる。 $\phi$ ：桁長 (m)		<p>注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工)および重要構造物である中空断面積 25 m<sup>2</sup>以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>	
				幅(下) $w_2$	-5~+30				
				内空幅 $w_3$	±5				
				高さ $h_1$	+10 -5				
				内空高さ $h_2$	+10 -5				
				桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ かつ } -30\text{mm 以内}$				
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	根固めブロック工	層積	基準高 $\nabla$	±100			
					厚さ $t$	-20			
					幅 $w_1, w_2$	-20			
					延長 $L_1, L_2$	-200			
				乱積	基準高 $\nabla$	± $t/2$			<p><math>t</math> は根固めブロックの高さ</p>
					延長 $L_1, L_2$	- $t/2$			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
				幅 w	±300			
				延長 L	-200			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅 w		
				幅 w	幅 w			
				延長 L	延長 L			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
				高さ h	-30			
				長さ L	-30			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
				表面の凹凸	3			
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

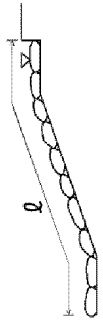
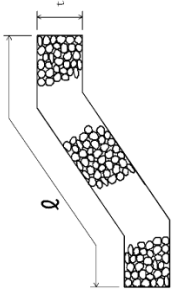
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	建設編	3 一般施工	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
					橋軸方向各点誤差の相対差	3			
				表面の凹凸	3				
					歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
				歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
				歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
				表面の凹凸	3				
					仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
			伸縮装置工 (埋設型ジョイント)						

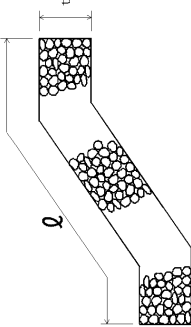
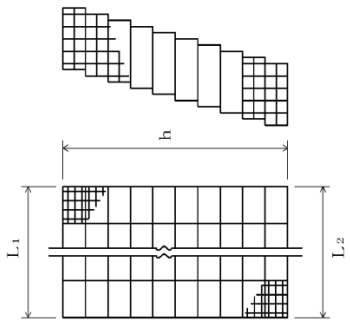
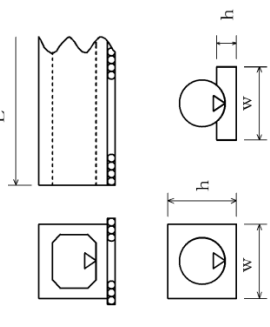
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 $\nabla$	$\pm 500$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				法長 $\ell$	-200			
				延長 L	-200			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	多自然型護岸工 (かごマット)	延長 L	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				厚さ t	-0.2 t			
				延長 L	-200			

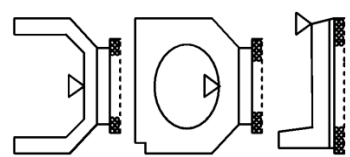
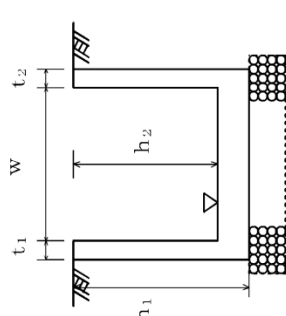
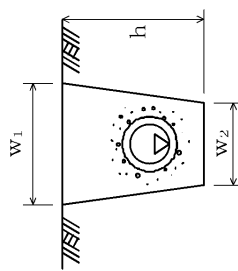
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	羽口工 (じゃかご)	法長 $\phi$	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				$\phi < 3m$	-100			
				厚さ t	-50			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				延長 $L_1, L_2$	-200			
3 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	プレキヤストカルバート工 (プレキヤストブロックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
				※幅 w	-50			
				※高さ h	-30			
				延長 L	-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
				延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
				標準高 $\nabla$	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	側溝工 (場所打水路工)	厚さ $t_1, t_2$	-20			
				幅 w	-30			
				高さ $h_1, h_2$	-30			
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	側溝工 (暗渠工)	延長 L	-200	1施工箇所毎		
				基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
				幅 $w_1, w_2$	-50			
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	側溝工 (暗渠工)	深さ h	-30			
				延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

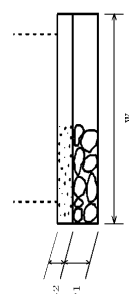
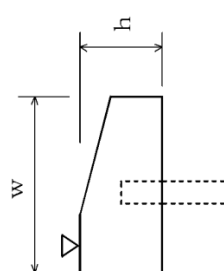
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	集水桝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
				※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
				※幅 $w_1, w_2$	-30			
				※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 建設編	3 一般施工	3 共通的工種	現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	4	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
				延 長 L	各構造物の規格値による			
3	3	4	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
				幅 w	-30			
				高 さ h	-30			
				延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

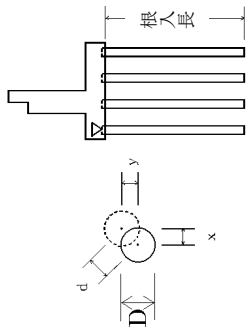
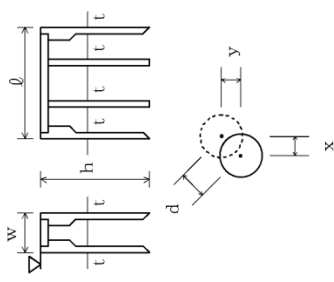
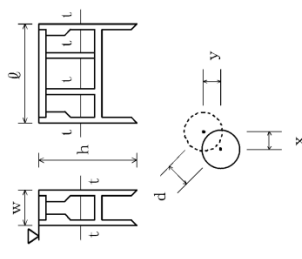
単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
				延長 L	-200			
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				根入長	設計値以上			
				偏心量 d	以内かつ100以内			
				傾斜	1/100以内			
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				根入長	設計値以上			
				偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
				傾斜	1/100以内			
				杭径 D	設計値以上			
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
				根入長	設計値以上			
				偏心量 d	100以内			
				傾斜	1/100以内			
				杭径 D	設計値(公称径) -30以上			



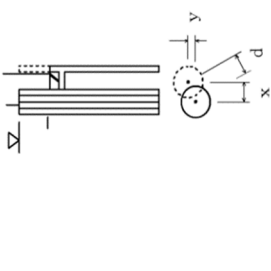
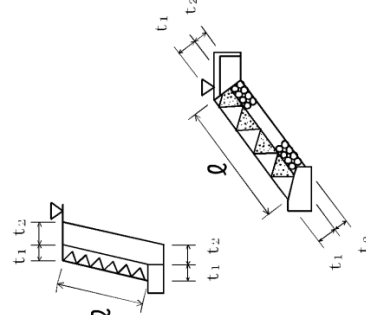
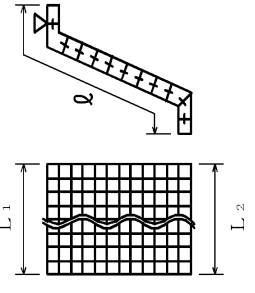
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	基礎工	基準高 $\nabla$	±50	全数について杭中心で測定。  ※フラットプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルインガの場合はセル等の土留め構造の内径にて測定。		
				根入長	設計値以上			
				偏心量 d	150 以内			
				傾斜	1/50 以内			
				基礎径 D	設計径 (公称径) 以上※			
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	オープンケーソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
				ケーソンの長さ $l$	-50			
				ケーソンの幅 w	-50			
				ケーソンの高さ h	-100			
				ケーソンの壁厚 t	-20			
偏心量 d	300 以内							
3 建設編	3 一般施工	4 基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
				ケーソンの長さ $l$	-50			
				ケーソンの幅 w	-50			
				ケーソンの高さ h	-100			
				ケーソンの壁厚 t	-20			
偏心量 d	300 以内							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	建設編	4 基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。			
				根入長	設計値以上				
				偏心量 d	300以内				
3	建設編	5 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				法長 $\ell$	$\ell < 3m$				-50
					$\ell \geq 3m$				-100
				厚さ(ブロック積張) $t_1$	-50				
				厚さ(裏込) $t_2$	-50				
				延長 L	-200				
3	建設編	5 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				法長 $\ell$	-100				
				延長 $L_1, L_2$	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				幅 w	-100				
				延長 L	-200				
3 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				法長 l	l < 3m				-50
					l ≥ 3m				-100
				厚さ1(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
				厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
				延長 L	-200				
3 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				法長 l	l < 3m				-50
					l ≥ 3m				-100
				厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
				厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
				延長 L	-200				
3 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規格値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	1	6	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	中規模以上	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書上の割によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		
				厚さ	中規模以上	-45	中規模以上	-15		小規模以下	-15
				幅	中規模以上	-50	中規模以上	-		小規模以下	-

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
				厚さあるいは標高較差	小規模以下	±90	小規模以下	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各重線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。ただし、幅は設計図書の見積りによらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。[3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)]の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あり、舗装使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
				幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-50		
					中規模 以上	-8	小規模 以下	-10		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場面で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さととの差とする。</p>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 項	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建 設 編	6 一 般 舗 装 工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	-25	中規模 以上	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					小規模 以下	-30	小規模 以下	-10			
					中規模 以上	-50	中規模 以上	-			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい いは、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満
									1. 3次元データによる出来形管理に おいて、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	小規模以下 -7	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		
				幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さととの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6	一般舗装工	厚さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい るいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X10) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。</p>
				幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-20	-25	中規模以上	-3	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
					中規模以上	小規模以下	-20	-25	中規模以上	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
				幅	小規模以下	-9	小規模以下	-25			<p>3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</p>
				平坦性	中規模以上	-25	中規模以上	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	小規模以下 -20	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	
				平坦性	-		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建 設 編	6	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	中規模以上	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					小規模以下	±50	小規模以下	—			
					厚 さ	—45	—45	—15			
				幅	—50	—50	—				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場合が該当する。</p>	
				厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	土木工事共通編	2 一般施工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					小規模以下	-30	小規模以下	-10			
				幅	中規模以上	-50	中規模以上	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
									<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6 一般舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					小規模以下	-30	小規模以下	-10			
				幅	中規模以上	-50	中規模以上	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要		
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
									<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	-20	中規模以上	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
					小規模以下	-50	-50	-	-		
				幅							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書</p> <p>の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場</p> <p>合が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
					小規模以下	-25	-25	-			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -25	中規模以上 -3	小規模以下 -4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
					個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	-9	-2	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					小規模以下	-25	-25	-		
					小規模以下	-3	-	-		
				平坦性						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	-17	-20	-2	-3			
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建 設 編	6 一 般 舗 装 工	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	中規模以上	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所、割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
				厚 さ	中規模以上	±50	中規模以上	—			
				幅	中規模以上	±40	中規模以上	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				厚さあるいは標高較差	小規模以下	±90	小規模以下	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						小規模以下	-30	小規模以下	-			
					幅	中規模以上	-50	中規模以上	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	土木工事共通編	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10
					幅	-50	-50	-	-			
									<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ</p> <p>る。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場</p> <p>合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合には測定値の平均					
3	建設編	6	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7
				幅	-50	-50	-	-				
								幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土木工事共通編	6	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均		小規模以下				中規模以上
3	土木工事 共通編	6	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4
				幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書  
の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  
国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。

工事規模の考え方  
中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。  
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場  
合が該当する。  
コア採取について  
橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  
維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -25	中規模以上 -3	小規模以下 -4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	排水性舗装工 (表層工)	厚  さ	中規模以上	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mm毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					小規模以下	-9			
					中規模以上	-25			
				幅	中規模以上	-			
				平坦性	中規模以上	-			
					小規模以下	-3			
					小規模以下	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が教日連続する場 合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	小規模以下	-20			
					中規模以上	-2			
					小規模以下	-3			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	平均の測定値				
3	建設編	6	一般舗装工	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	—	<p>工事規模の考え方は、管理図等を中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
					厚さ	t < 15cm	-30	-10			
						t ≥ 15cm	-45	-15			
					幅	-100	—	—			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	平均の測定値				
3	2	1 一般舗装工	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模 以上	中規模 以上	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
					小規模 以下	小規模 以下				
				厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+50 -10				
					t ≥ 15cm	+50 -15				
					t < 15cm	+50 -10				
					t ≥ 15cm	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	測定値の平均				
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-9	中規模以上	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の特記によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						小規模以下		-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	測定値の平均				
3	2	6	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	中規模以上	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					小規模以下	小規模以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6 一般舗装工	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚  さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					中規模以上	-50	小規模以下	-50			
				幅							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
									1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	土木工事共通編	6	グーラスアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4
				幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-
<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に規定する間隔で測定することができる。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	中規模以上	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					小規模以下	-25	小規模以下	-4			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	2 一般施工	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上 -7	小規模以下 -9	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mm毎に1個の割でコア一書を採用して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	-25	-25			
				平 坦 性	-				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均		3mプロファイルメータ			
3	土木工事共通編	6	一般舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-17	-20	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
				平坦性	中規模以上	小規模以下	-17	-20	-2	-3	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	—	<p>標準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200mm 毎に 1ヶ所を掘り起し、道幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に示す通りとする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10個以上ある場合は、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数は 10個未満の場合、測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満であるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数は 10個未満の場合、測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
				厚さ	中規模以上	±40				—
				幅	小規模以下	±50				—
					中規模以上	—15				
					小規模以下	—50				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
				厚さあるいは標高較差	小規模以下	±90	小規模以下	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	厚 さ	中規模以上	-25	-30	中規模以上	-8	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 ( X10 ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
					小規模以下	-50		小規模以下			
				幅							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					中規模以上	小規模以下			1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建 設 編	6	一 般 舗 装 工 (コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工))	厚 さ	中規模 以上	-25	中規模 以上	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
				幅	小規模 以下	-30	小規模 以下	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土木工事共通編	6	一般舗装工 (コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡ 未 満。	
									1. 3次元データによる出来形管理に おいて、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模以上	-9	小規模以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
				幅	中規模以上	-12	小規模以下			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-20	-27	-3	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					中規模以上	小規模以下			1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	建設編	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	中規模以上	-10	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
				幅	中規模以上	-25	コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 力舗設の場合 (σ) 3mm 以下		
				平坦性	中規模以上	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
				目地段差	±2				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 4\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は $1\text{点}/\text{m}^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が $500\text{t}$ 未満あるいは施工面積が $2,000\text{m}^2$ 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	-	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 ( $\sigma$ ) $2.4\text{mm}$ 以下 人力舗設の場合 ( $\sigma$ ) $3\text{mm}$ 以下			
				目地較差	$\pm 2$		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>		
				厚さ	—45	—15					
				幅	—50	—					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+50 -15	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡ 未満。		
				厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+50 -15	中規模 以上			
									<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他本基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	-25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各単線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 ( X/10 ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				幅	小規模以下	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡ 未満。	
									1. 3次元データによる出来形管理に おいて、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	建 設 編	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				幅	中規模以上	-30			
					小規模以下	-50			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工) セメント ( 石灰・歴 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理に おいて、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。	
					中規模 以上	小規模 以下			
					-55	-66	-8		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	中規模以上 -9	小規模以下 -12	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	中規模以上 -25	小規模以下 -			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	6	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -27	小規模以下 -3	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
							<p>1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	中規模以上	-15	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所から1mの線上、全延長とせず延長し、幅は設計図書の間隔で測定することができ、80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値(X10)について満足しなけれればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
					幅	中規模以上	-35			
					平坦性	中規模以上	-			
				目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	一般舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-32	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	小規模以下	-4.5			
				目地較差	中規模以上	±2			
					小規模以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	3	6	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ありは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとにも、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		
				厚さ	-45	-45	-15				
				幅	-50	-50	—				
3	3	6	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-8	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に示す測定方法を用いることとする。</p> <p>国土地交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>		
				幅	-50	-50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数は10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					小規模以下	-30				
					幅	-50	-			
3	建設編	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					小規模以下	-20				
					幅	-50	-			
3	建設編	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
					小規模以下	-12				
					幅	-25	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6 一般舗装工	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
				厚さ	—45	—45	—15				
				幅	—50	—50	—				
3	建設編	6 一般舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	—8	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
				幅	—50	—50	—				



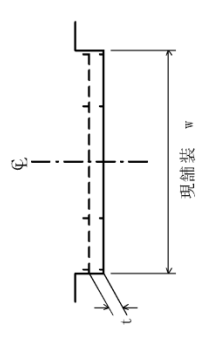
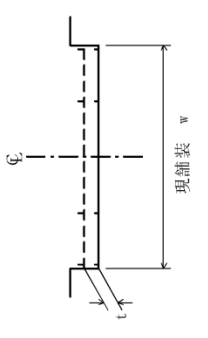
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	建設編	6	一般舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	中規模以上	-50	小規模以下	-8			
3	建設編	6	一般舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	中規模以下	-20	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				幅	中規模以上	-50	小規模以下	-5			
3	建設編	6	一般舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以下	-12	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				幅	中規模以上	-25	小規模以下	-3			

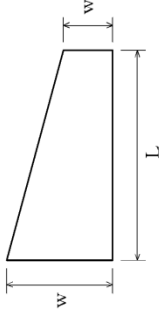
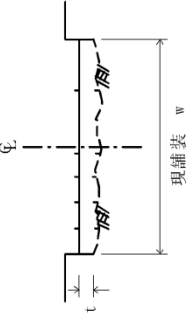
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 $\bar{X}$			
3	3	6	路面切削工		厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
					幅 w	-25	-			
3	3	6	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または 厚さ t のみ		厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
					幅 w	-25	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)				
3 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	舗装打換え工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。				
				延長L	-100					
				厚さt	該当工種					
				幅 w	-25					
				延長L	-100					
				厚さt	該当工種					
3 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。				
				幅 w	-25					
				延長 L	-100					
				平坦性	—				3mプロファイルメーター	(σ)2.4mm以下直読式(足付き)
									(σ)1.75mm以下	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3	建設編	3	一般施工	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
					平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	7 地盤改良工	路床安定処理工	基準高 $\nabla$	±50	<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。                      基準高は、道路中心線及び端部で測定。                      厚さは中心線及び端部で測定。                      国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。</p>		
				施工厚さ t	-50			
				幅 w	-100			
				延長 L	-200			
3	建設編	7 地盤改良工	置換工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
				置換厚さ t	-50			
				幅 w	-100			
				延長 L	-200			

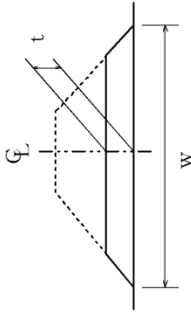
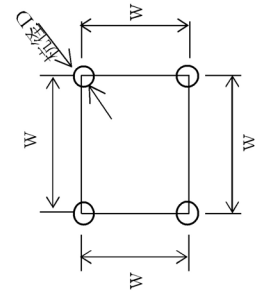
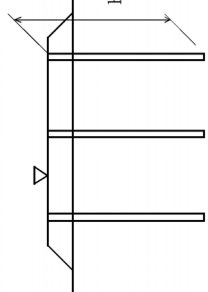
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	7 地盤改良工	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
				法長 $\phi$	-500			
				天端幅 w	-300			
				天端延長 L	-500			
3	建設編	7 地盤改良工	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)		
				法長 $\phi$	-500			
				天端幅 w	-300			
				天端延長 L	-500			
3	建設編	7 地盤改良工	パイネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
				厚さ t	-50			
				幅 w	-100			
				延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建 設 編	7	地 盤 改 良 工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
				幅 w	-100			
				延長 L	-200			
3	建 設 編	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンバクショ ンパイプル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
				杭 径 D	設計値以上			
				打 込 長 さ h	設計値以上			
				サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンバクションパイルの 砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	7	地盤改良工	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
				位置・間隔w	D/4以内			
				杭径D	設計値以上	全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体天端深度		
				深度L	設計値以上			
3	建設編	7	地盤改良工	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
				位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
				杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
				改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	3 一般施工	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 国土交通省が定める「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案)」による管 理の場合は、全体改良範囲図を用いて、 施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測 は不要)。		
				施工厚さ t	設計値以上			
				幅 w	設計値以上			
				延長 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	10	仮設工	土留・仮締切工 (H鋼工) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
					根入長	設計値以上			
3	建設編	10	仮設工	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\phi$	設計深さ以上	全数		
					配置誤差 d	100			
3	建設編	10	仮設工	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 $\phi$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					延長 $L_1, L_2$	-200			
3	建設編	10	仮設工	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					天端幅 w	-100			
					法長 $\phi$	-100			
3	建設編	10	仮設工	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	建設編	10	仮設工	地中連続壁工(壁式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	<p>基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。                      変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
					連壁の長さ $l$	-50			
					変位	300			
					壁体長 L	-200			
3	建設編	10	仮設工	地中連続壁工(柱列式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	<p>基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。                      変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
					連壁の長さ $l$	-50			
					変位 d	D/4 以内			
					壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

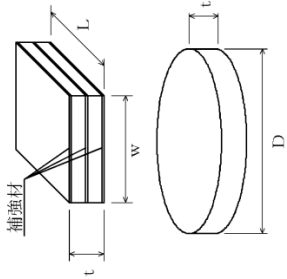
単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	建設編	12	工場製作工 共通	製造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面の削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかを測定の。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
						ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1 以下			
						中心距離	≤1000mm			ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ
							>1000mm			1.5 以下
						ドリル加工孔	≤100mm			+3 -1
							>100mm			+4 -2
						孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径			+0 -1
							ボスの高さ			+1 -0
						ボス ※5	ボスの直径			+0 -1
ボスの高さ	+1 -1									
	上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13								

(次頁に続く)

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 建設編	3 一般施工	12 工場製作工 共通	製造費 (大型ゴム支承工)	全移動量 $\phi$ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照			
					$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$				
				組立高さ H	上, 下面加工 仕上げ	$\pm 3$				
					コンクリート 構造用	$\pm 3$				
				普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	$H \leq 300\text{mm}$				(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						$H > 300\text{mm}$				
					鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT14				
					削り加工寸法	JIS B 0403-1995 CT15				
					ガス切断寸法	JIS B 0405-1991 粗級				
				幅 w 長さ L 直径 D	厚さ t	$w, L, D \leq 500$				JIS B 0417-1979 B 級
						$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$				0 ~ +5
						$1500 < w, L, D$				0 ~ +1%
相対誤差	$t \leq 20\text{mm}$	0 ~ +15								
	$20 < t \leq 160$	$\pm 0.5$								
	$160 < t$	$\pm 2.5\%$								
	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	$\pm 4$								
$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$									

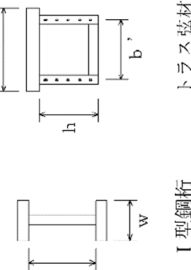
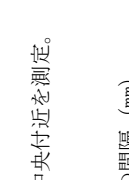
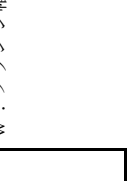
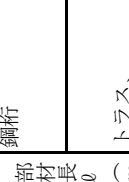

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	12	工場製作工 共通	仮設材製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。
					刃口高さ $h$ (m)			
3	一般施工	12	工場製作工 共通	刃口金物製作工	外周長 $L$ (m)	$\pm (10 + L / 10)$	図面の寸法表示箇所で測定。	
3	建設編	3	一般施工					

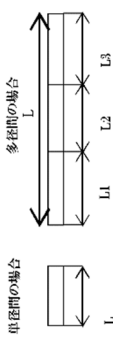
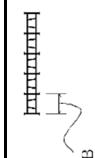
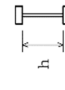
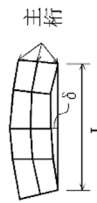
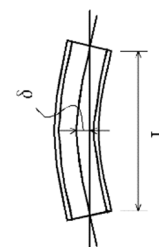
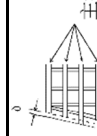
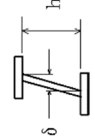
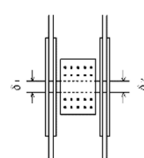
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
						鋼 桁 等	トラス・アーチ等						
3	建設編	12	工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材					
						±3..... 0.5 < w ≤ 1.0							
						±4..... 1.0 < w ≤ 2.0							
						±(3+w/2)..... 2.0 < w							
						板の平面度 δ				鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	
										箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150		
						フランジの直角度 δ (mm)				部材長 l (m)	w/200	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	
											±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10		
						トラス、アーチなど				部材長 l (m)	±2...0 ≤ 10 ±3...0 > 10	主要部材全数を測定。 l：部材長 (mm)	
											±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10		
部材精度					δ / 1000	-	主要部材全数を測定。 l：部材長 (mm)						
圧縮材の曲がり δ (mm)													
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度、圧縮材の曲がり δ」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。													

出来形管理基準及び規格値

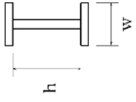
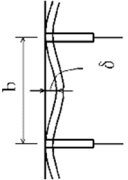
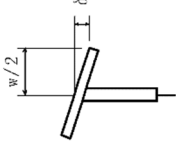
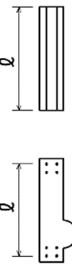
単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
						鋼 桁 等	トラス・アーチ等						
3	建 設 編	12 工 場 製 作 工 共 通	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支 間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$		各桁毎に全数測定。						
				主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$		各支点及び各支間中央付近を測定。						
				主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$		両端部及び中心部を測定。						
				主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$		最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)						
				主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$		各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)						
				主桁、主構の橋端 における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$		どちらか一方の主桁（主構）端を測定。						
				主桁、主構の鉛直 度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$		各主桁の両端部 を測定。 h：主桁の 高さ (mm)						
				現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm)						
				※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。									



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	12	工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。床組 など構造別に、5部材につき1個抜き取 った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	
					腹板高 h (m)				
3	一般施工	12	工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
					鋼桁等の部材の腹板				
3	一般施工	12	工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150			
					フランジの直角度 δ (mm)	w/200			
3	建設編	12	工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。		
					鋼桁				
					※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	12	工場製作工 共通	部材の水平度	10	<p>全数を測定。</p>		
				堤長 L	±30			
				堤長 l	±10			
				堤幅 W	±30			
				堤幅 w	±10			
				高さ H	±10			
				ベースプレートの高さ	±10			
				本体の傾き	±H/500			


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
建設編	3 一般施工	12 工場製作工 共通	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					

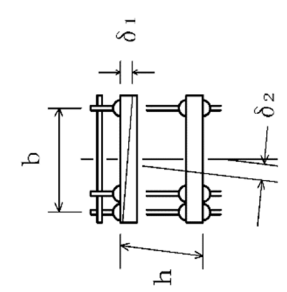
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	12	工場製作工 共通	部材	部材長 $l$ (m)	図面の寸法表示箇所を測定。		
				部材	部材長 $w$ (m)			
3	建設編	12	工場製作工 共通	部材	部材長 $w$ (m)	製品全数を測定。		
				仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm) ファインガ-の食い違い $\delta_2$ (mm)			

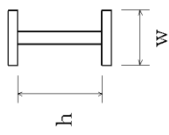
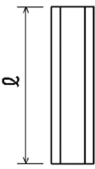
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	12	工場製作工 共通	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		
				部材				
3	3	12	工場製作工 共通	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		
				部材				
3	3	12	アンカーフレーム製作工	仮組立時				
				上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
				鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$			
				高さ $h$ (mm)	$\pm 5$			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	12	工場製作工 共通	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
3	一般施工	12	工場製作工 共通	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
3	建設編	12	鋼製排水管製作工	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

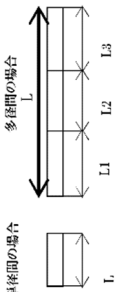
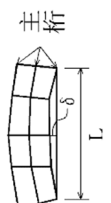
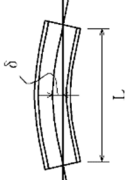
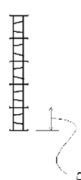
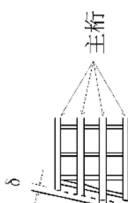
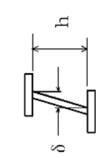
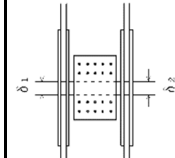
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	12	工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	建 設 編	3	一 般 施 工	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (20+L/5) ± (20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		
					通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長 (m)		
					そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)		
					※主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4………B ≤ 2 ± (3+B/2) …… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
					※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
					※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ (mm)		
					※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの 設計値が 5mm 以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。 なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 （例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）		
							※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
							※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。		



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	建設編	13	橋梁架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) (架設工支保工) (固定) (移動) (架設桁架設) (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
				桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
				そ	—	主桁を全数測定。		
3	建設編	14	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 $0 < 5m$	—200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				盛土法長 $0 \geq 5m$	法長の—4%	ただし、計測手法については、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				延	—200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

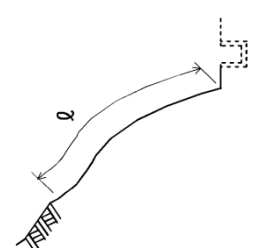
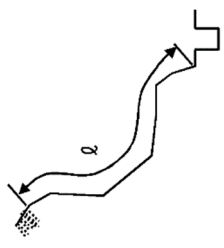
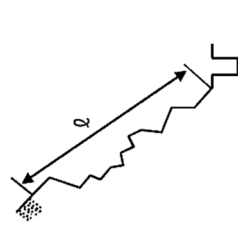
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	建 設 編	3	一 般 施 工	14	法 面 工 共 通	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	$\phi < 5m$  $\phi \geq 5m$	-200  法長の -4%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							法 長 $\phi$	法長の -4%			
3	建 設 編	3	一 般 施 工	14	法 面 工 共 通	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	$t < 5cm$  $t \geq 5cm$	-10  -20	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。		
							厚 さ t	-10  -20			
3	建 設 編	3	一 般 施 工	14	法 面 工 共 通	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	延	長 L  -200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							延	長 L  -200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	種類	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	建設編	3	一般施工	14	法面工 共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
					$\phi < 3m$	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1ヶ所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定 が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有 する機器を用いることができる。</p>	  			
					法長 $\phi$	-100					
					$t < 5cm$	-10	<p>200 m<sup>2</sup>につき1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>				
				長さ $t$	-20						
					ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、 平均厚は設計厚以上						
					延 長 L	-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに、国土交通省が定める「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有 する機器を用いることができる。</p>				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	14	法面工	共通	法長 $\phi$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による
						-200			
						-30			
3	建設編	14	法面工	共通	法長 $\phi$	-100	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		※鉄筋挿入工にも適用する
						-200			
						-200			
3	建設編	14	法面工	共通	せん孔方向 $\theta$	±2.5度	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						100			
						設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 建設編	3 一般施工	15 擁壁工 共通	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
				厚さ t	-20			
				裏込厚さ	-50			
				幅 $w_1, w_2$	-30			
				高さ h	-50			
				高さ h	-100			
				延長 L	-200			
				延長 L				
				基準高 $\nabla$	±50			
				延長 L	-200			
3 建設編	3 一般施工	15 擁壁工 共通	プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
				延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	3	15	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
				高さ h	-50			
				鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300 以内			
				控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
				延長 L	-200	1 施工箇所毎 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3	3	15	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				法長 φ	-50			
				厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-100			
				延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1 施工箇所毎		

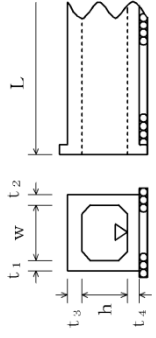
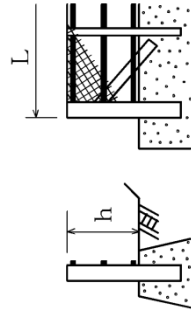
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	建設編	3	一般施工	17	床版工	17	床版工					
										基準高▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは 型枠設置時におおむね 10 m <sup>2</sup> に 1ヶ所測定。
										幅 w	0～+30	（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）
										厚さ t	-10～+20	
										鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。
										鉄筋の有効高さ	±10	
										鉄筋間隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 建設編	4 道路改良	3 工場製作工	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$		
3 建設編	4 道路改良	9 カルバート工	場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		
				厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
				幅 (内法) $w$	-30			
				高さ $h$	$\pm 30$			
				延長 $L$	$L < 20\text{m}$	-50		
					$L \geq 20\text{m}$	-100		
3 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎		
				延長 $L$	-200			
3 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	落石防護柵工	高さ $h$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
				延長 $L$	-200		1 施工箇所毎	



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	4	11	防雪柵工		高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
					延長 L	-200	1 施工箇所毎		
					基礎				
					高さ h	-30	基礎 1 基毎		
3	4	11	雪崩予防柵工		高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
					延長 L	-200	1 施工箇所毎		
					基礎				
					高さ h	-30	基礎 1 基毎		
3	4	12	遮音壁基礎工		打込み ̸	-10%	全数		
					埋込み ̸	-5%			
					幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
					高さ h	-30	1 施工箇所毎		
3	4	12	遮音壁本体工		延長 L	-200	1 施工箇所毎		
					間隔 w1, w2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		
					ずれ a	10			
					ねじれ b-c	5			
3	4	12	遮音壁工		倒れ d	h × 0.5%			
					高さ h	+30, -20			
					延長 L	-200	1 施工箇所毎		
					高さ h	-30			

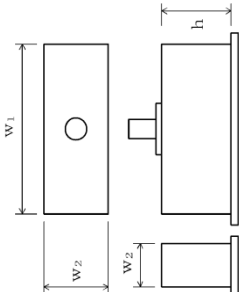
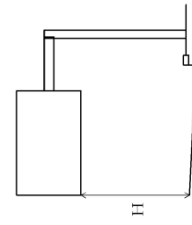
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	中規模以上			
3	建設編	4 舗装工	歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準 高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
				厚さ	t < 15cm -30	-10				
				厚さ	t ≥ 15cm -45	-15				
				幅	-100	—				
3	建設編	4 舗装工	歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	5	排水構造物工	排水性舗装用 路肩排水工		基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の管理方法を用いることができる。		
							1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	5	踏掛版工	(コンクリート工)		基準高▽	±20	1ヶ所／1踏掛版		
					各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
					各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					各部の長さ	±20	全数		
					厚さ	—			
					中心のずれ	±20	全数		
3	5	標識工	大型標識工 (標識基礎工)		アンカー長	±20	全数		
					幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	—30	基礎一基毎		
					高さ h	—30			
					設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		
3	5	標識工	大型標識工 (標識柱工)		設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		

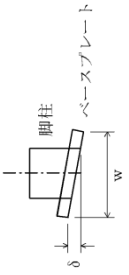
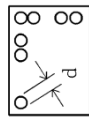
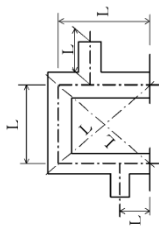
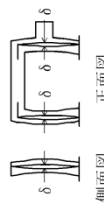
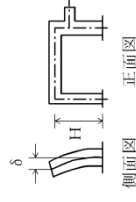
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	5	12	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
				延長 L	-200			
3	5	12	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
				※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20			
				※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
				※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
3	5	12	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
				高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	建設編	6	橋梁下部	3	工場製作工	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 $\delta$ (mm)							
										部 材	孔の位置	±2	全数を測定。	
											孔の径 d	0~5		
3	建設編	6	橋梁下部	3	工場製作工	鋼製橋脚製作工	仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及びび片持ばり部を測定。				
								はりのキャンバー及びび柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。				
								柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots$ $H \leq 10$ $H \dots$ $H > 10$	各柱及びび片持ばり部を測定。 H：高さ (m)				

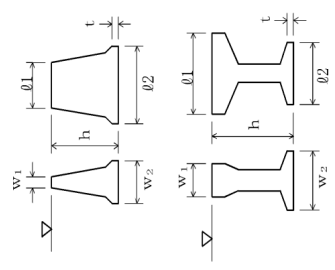
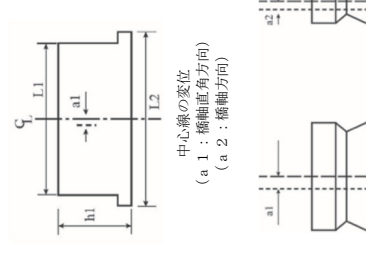
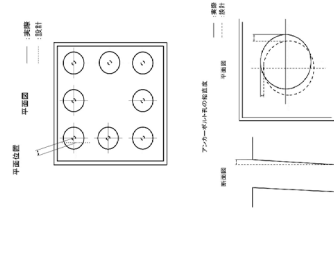
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	建設編	6	橋梁下部	橋台工	橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほか、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
						厚さ $t$	$-20$			
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	$-10$			
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	$-10$			
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	$-50$			
						高さ $h_1$	$-50$			
						胸壁の高さ $h_2$	$-30$			
						天端長 $\phi_1$	$-50$			
						敷長 $\phi_2$	$-50$			
						胸壁間距離 $\phi$	$\pm 30$			
支間長及び中心線の変位	$\pm 50$									
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>						
		平面位置	$\pm 20$							
		アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	種	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	建設編	6	橋梁下部	7	R C 橋脚工	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	橋脚中心間距離 $\phi$	±30	<p>橋脚中心間距離 <math>\phi</math></p>  <p>支間長及び中心線の変位 (a 1 : 橋脚直角方向) (a 2 : 橋脚方向)</p>  <p>中心線の変位 (a 1 : 橋脚直角方向) (a 2 : 橋脚方向)</p> 	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほか、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	
							基準高 $\nabla$	±20			
							厚さ t	-20			
							天端幅 $w_1$ (橋脚方向)	-20			
							敷幅 $w_2$ (橋脚方向)	-50			
							高さ h	-50			
							天端長 $\phi_1$	-50			
							敷長 $\phi_2$	-50			
							支間長及び中心線の変位	±50			
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	+10~-20			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋脚直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	建設編	7 R C 橋脚工	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	<p>中心線の変位 (a.1:橋軸直角方向) (a.2:橋軸方向)</p> <p>平面位置 — 実測 — 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度 — 実測 — 設計</p>			
				厚さ t	-20					
天端幅 w <sub>1</sub>	-20									
敷幅 w <sub>2</sub>	-20									
高さ h	-50									
長さ l	-20									
橋脚中心間距離 $\theta$	$\pm 30$									
支間長及び中心線の変位	$\pm 50$									
支 承 部 箱 抜 き 規 格 値										
				計画高	+10~-20					
				平面位置	$\pm 20$					
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下					
3	建設編	8 鋼製橋脚工	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				
				幅 w (橋軸方向)	-50					
高さ h	-50									
長さ l	-50									



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	6	8	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
				幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
				高さ h	-50			
3	6	8	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
				橋脚中心間距離 $\phi$	±30			
				支間長及び中心線の変位	±50			
3	6	8	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
				橋脚中心間距離 $\phi$	±30			
				支間長及び中心線の変位	±50			
3	6	8	現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は面候性鋼材（裸使用）の場合		

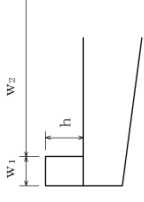
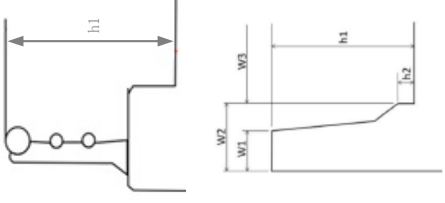
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3	7	3	橋梁用高欄製作工	部材	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。									
				部材長さ $l$ (m)											
3	7	5	鋼橋架設工	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。									
				可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上										
				支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋						
					±5				±(4+0.5 × (B-2))						
				水平度	橋軸方向				1/100						
					橋軸直角方向										
				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1/2 以上										
				3	7				5	鋼橋架設工	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
											可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上			
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋													
	±5	±(4+0.5 × (B-2))													
水平度	橋軸方向	1/300													
	橋軸直角方向														
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5														
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1/2 以上														

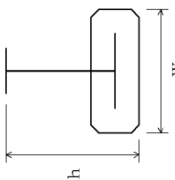
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	7	8	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
				アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)		
3	7	8	地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
				地覆の高さ $h$	-10～+20			
				有効幅員 $w_2$	0～+30			
3	7	8	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 $w_1$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
				地覆の幅 $w_2$	-10～+20			
				高 さ $h_1$	-20～+30			
				高 さ $h_2$	-10～+20			
				有効幅員 $w_3$	0～+30			
3	7	8	検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
				高 さ	±4			

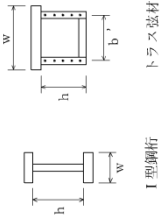
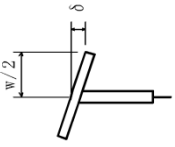
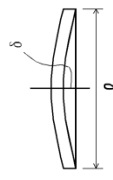
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	建設編	6	プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
				高さ h	10 -5			
				桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ-5) かつ -30mm 以内			
				横方向最大タワミ	0.8ℓ			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
						測 定 基 準	測 定 基 準		
4	1	3	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	トラス・アーチ等 各支点及び各支間 中央付近を測定。			
				腹板高 h (m)		床組など			トラス弦材
				腹板間隔 b' (m)					
				フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁 各支点及び各支間 中央付近を測定。			
				圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	主要部材全数を測 定。 $\ell$ ：部材長 (mm)			

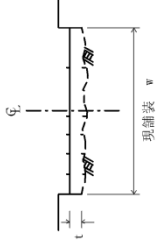
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
4	補修補強編	5	舗装工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				厚さ t (オーバーレイ)	-9				
				幅 w	-25				
				延長 L	-100				
				平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
4	補修補強編	5	舗装工	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				厚さ t (オーバーレイ)	-9				
				幅 w	-25				
				延長 L	-100				
				平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
4	1	5	路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
					幅 w	-50			
					延長 L	-100			
4	1	5							

## 5.3 写真管理

### 5.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所が出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

### 5.3.2 基準等

- (1) 「写真管理基準」は5.3.6「写真管理基準」を参照のこと。
- (2) 橋梁補修工事については、P375からの「撮影箇所一覧表（全体、品質管理、出来形管理）【第3編 橋梁補修編】」を優先するものとする。

### 5.3.3 写真管理上での留意点

- (1) ビデオ等の活用  
施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (2) 不可視部  
不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所の明示  
撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

### 5.3.4 その他の留意点

- (1) 写真編集の不可  
「写真管理基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（令和元年5月20日付け）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。
- (2) 写真撮影の要否  
段階確認において、監督員等が臨場した場合であっても状況写真、排出ガス型建設機械等の写真は必要とする。  
また、完成写真は、工事写真で代替できるので、改めての作成は不要とする。  
**なお、完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。**
- (3) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。



5.3.5 撮影箇所一覧

撮影箇所一覧表（全体）

区分	撮影項目	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕		整理条件
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後 1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕  ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納））  ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナ（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナ（UAVレーザー）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要  ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）  ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		

		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。	
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回			
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕			
品質管理		別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影			適宜	
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影			適宜	
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜		
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可	
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜		
	環境対策 現場環境 改善等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜		

## 5.3.6 写真管理基準

# 写真管理基準

## 目次

### 写真管理基準

I. 撮影箇所一覧表（全体）	-----	I	- 1
II. 撮影箇所一覧表（品質管理）	-----	II	- 1
III. 撮影箇所（出来形管理）索引	-----	索引	- 1

### 撮影箇所一覧表（出来形管理）

第1編 建設編	-----	III	- 1
第2編 補修補強編	-----	III	- 47
第3編 橋梁補修編	-----	III	- 48
第4編 その他	-----	III	- 52

別紙 「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」	-----	別紙	
-------------------------------	-------	----	--

# 写真管理基準（案）

## 1. 総 則

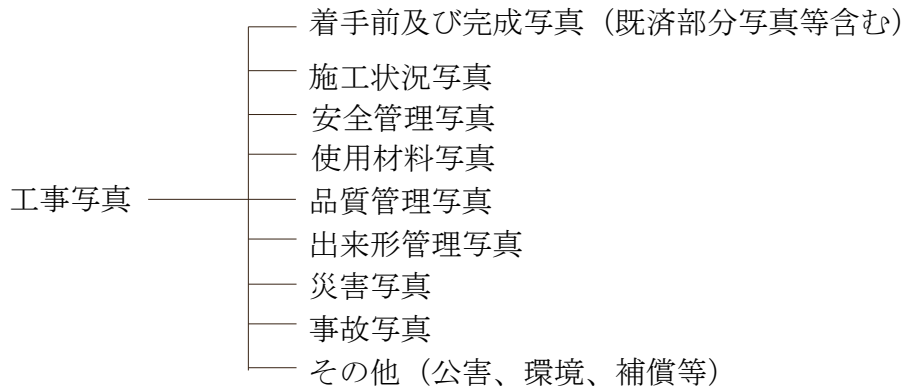
### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、国土交通省が定める「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

### 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。

### 2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(令和元年5月20日付け通知)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

### 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。  
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。  
高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

## 2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

## 4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3)不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(品質管理基準及び規格値)に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(出来形管理基準及び規格値)に示す編章節と整合を取っている。

# 撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後 1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚	
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕  ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要  ただし、国土交通省が定める「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)  ただし、国土交通省が定める「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合簿に添付する。	



## 撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	実施状況資料に添付する。
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜			適宜
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜			
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

## 撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定				品質に変化が見られた場合 [試験実施中]
	コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用			
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
	コンクリートの洗い分析試験					
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査			対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。		
テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]					
コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時[試験実施中]					
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		超音波探傷検査				
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
		放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		水セメント比試験				
セメントミルクの圧縮強度試験						
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		プルフローリング				
		平板載荷試験				
		骨材のふるい分け試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		土の液性限界・塑性限界試験				
含水比試験						
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		粒度				
		平板載荷試験				
		土の液性限界・塑性限界試験				観察により異常が認められた場合 [試験実施中]
含水比試験						
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要		

## 撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			概要		
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要			
		現場密度の測定	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]				
		含水比試験					
		セメント量試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
		アスファルト量抽出粒度分析 試験					
		温度測定					
		水浸ホイールトラック試験					
		ホイールトラック試験					
		ラベリング試験					
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
		温度測定					
		外観検査					
		すべり抵抗試験					
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシー VC 試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
		マーシャル突き固め試験					
		ランマー突き固め試験					
		コンクリートの曲げ強度試験					
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]				
		現場密度の測定 コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]				
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験 40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
		リュエル流動性試験 240℃					
		ホイールトラック試験					
		曲げ試験					
		粒度					
		アスファルト量抽出粒度分析 試験					
		温度測定					
	ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
		11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎 に1回[試験実施中]	不要	
				ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]		
平板載荷試験							
現場CBR試験	降雨後または含水比の 変化が認められた場合[試験 実施中]						
含水比試験							
たわみ量		ブルーフローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]					

## 撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]		
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験 たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
17	現場吹付法砕工	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		

## 撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
18	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化 が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
19	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
20	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界 試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
21	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析 試験				

## 撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
22	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
	アスファルト量抽出粒度分析試験				
温度測定					
水浸ホイールラッキング試験					
ホイールラッキング試験					
ラベリング試験					
カンタプロ試験					
排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
	現場透水試験				
	現場密度の測定				
	外観検査				
23	プラント再生舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
	ラベリング試験				
プラント再生舗装工(舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
温度測定					
現場密度の測定					
24	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要	
		在庫品切出			
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
25	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
		26			
型曲げ試験					
衝撃試験					
マクロ試験					
非破壊試験					
突合せ継手の内部欠陥に対する検査					
外観検査					
曲げ試験					
ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]				
27	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 土工				
第3節 道路土工	掘削工			Ⅲ-1
	路体盛土工			Ⅲ-1
	路床盛土工			Ⅲ-1
	法面整形工	盛土部		Ⅲ-1
第2章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	組立て	組立て		Ⅲ-2
		組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事		Ⅲ-2

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種	矢板工 〔指定仮設・任意仮設は 除く〕	鋼矢板		Ⅲ-3
		軽量鋼矢板		Ⅲ-3
		コンクリート矢板		Ⅲ-3
		広幅鋼矢板		Ⅲ-3
		可とう鋼矢板		Ⅲ-3
	縁石工	縁石・アスカーブ		Ⅲ-3
	小型標識工			Ⅲ-3
	防止柵工	立入防止柵		Ⅲ-3
		転落（横断）防止柵		Ⅲ-3
		車止めポスト		Ⅲ-3
	路側防護柵工	ガードレール		Ⅲ-3
		ガードケーブル		Ⅲ-3
	区画線工			Ⅲ-3
	道路付属物工	視線誘導標		Ⅲ-4
		距離標		Ⅲ-4
	コンクリート面塗装工			Ⅲ-4
	プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋		Ⅲ-4
		スラブ橋		Ⅲ-4
	ポストテンション桁製作工			Ⅲ-4
	プレキャストセグメント製 作工（購入工）			Ⅲ-4
	プレキャストセグメント主 桁組立工			Ⅲ-4
	P Cホロースラブ製作工			Ⅲ-5
	P C箱桁製作工			Ⅲ-5
	P C押し箱桁製作工			Ⅲ-5
	根固めブロック			Ⅲ-5
	沈床工			Ⅲ-5
	捨石工			Ⅲ-5
	階段工			Ⅲ-5
	伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅲ-6
		鋼製フィンガージョイン ト		Ⅲ-6
	多自然型護岸工	巨石張り		Ⅲ-6
		巨石積み		Ⅲ-6
		かごマット		Ⅲ-6
	羽口工	じゃかご		Ⅲ-6
		ふとんかご		Ⅲ-6
		かご枠		Ⅲ-6
	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		Ⅲ-6
		プレキャストパイプ工		Ⅲ-6



## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 共通的工種	側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-7
		L型側溝		Ⅲ-7
		自由勾配側溝		Ⅲ-7
		管渠		Ⅲ-7
	場所打水路工			Ⅲ-7
	暗渠工			Ⅲ-7
	集水柵工			Ⅲ-7
現場塗装工			Ⅲ-7	
第4節 基礎工	一般事項	切込砂利		Ⅲ-7
		砕石基礎工		Ⅲ-7
		割ぐり石基礎工		Ⅲ-7
		均しコンクリート		Ⅲ-7
	基礎工護岸	現場打		Ⅲ-7
		プレキャスト		Ⅲ-8
	既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅲ-8
		鋼管杭		Ⅲ-8
		H鋼杭		Ⅲ-8
	場所打杭工			Ⅲ-8
	深礎工			Ⅲ-8
オープンケーソン基礎工			Ⅲ-8	
ニューマチックケーソン基礎工			Ⅲ-8	
鋼管矢板基礎工			Ⅲ-9	
第5節 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅲ-9
		コンクリートブロック張り		Ⅲ-9
		連節ブロック張り		Ⅲ-9
		天端保護ブロック		Ⅲ-9
	緑化ブロック工			Ⅲ-9
	石積（張）工			Ⅲ-10
第6節 一般舗装工	アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅲ-10
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-11
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-12
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-12
		基層工		Ⅲ-13
		表層工		Ⅲ-14

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-14	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-15	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-16	
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-16	
		基層工		Ⅲ-17	
		表層工		Ⅲ-17	
		排水性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-18
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			Ⅲ-19	
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅲ-20	
	加熱アスファルト安定処理工			Ⅲ-20	
	基層工			Ⅲ-21	
	表層工			Ⅲ-21	
	透水性舗装工		路盤工		Ⅲ-21
		表層工		Ⅲ-22	
	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-22	
		基層工		Ⅲ-22	
		表層工		Ⅲ-22	
	コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-23	
		粒度調整路盤工		Ⅲ-24	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅲ-25	
		アスファルト中間層		Ⅲ-26	
		コンクリート舗装版工		Ⅲ-26	
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅲ-27	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-28	
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅲ-29	
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅲ-29	
		転圧コンクリート版工		Ⅲ-30	
		連続鉄筋コンクリート舗装工		Ⅲ-30	
		薄層カラー舗装工	下層路盤工		Ⅲ-31
			上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-31
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅲ-31	
	加熱アスファルト安定処理工			Ⅲ-31	
	基層工			Ⅲ-32	

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅲ-32	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-32	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-32	
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-33	
		基層工		Ⅲ-33	
	路面切削工			Ⅲ-33	
	舗装打換え工			Ⅲ-34	
	オーバーレイ工			Ⅲ-34	
第7節 地盤改良工	路床安定処理工			Ⅲ-34	
	置換工			Ⅲ-34	
	パイルネット工			Ⅲ-34	
	サンドマット工			Ⅲ-34	
	バーチカルドレーン工	サンドドレーン工			Ⅲ-34
		ペーパードレーン工			Ⅲ-34
		袋詰式サンドドレーン工			Ⅲ-34
	締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			Ⅲ-34
	固結工	粉末噴射攪拌工			Ⅲ-34
		高圧噴射攪拌工			Ⅲ-34
		スラリー攪拌工			Ⅲ-34
生石灰パイル工				Ⅲ-34	
中層混合処理				Ⅲ-35	
第10節 仮設工	土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅲ-35	
		鋼矢板		Ⅲ-35	
		アンカー工		Ⅲ-35	
		連節ブロック張り工		Ⅲ-35	
		締切盛土		Ⅲ-35	
		中詰盛土		Ⅲ-35	
	地中連続壁工（壁式）			Ⅲ-36	
	地中連続壁工（柱列式）			Ⅲ-36	
	法面吹付工			Ⅲ-36	
	第12節 工場製作工	casting 費	金属支承工		Ⅲ-36
大型ゴム支承工				Ⅲ-36	
仮設材製作工				Ⅲ-36	
刃口金物製作工				Ⅲ-37	

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節 工場製作工	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅲ-37
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		Ⅲ-37
		仮組立検査を実施しない場合		Ⅲ-37
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		Ⅲ-37
	検査路製作工			Ⅲ-37
	鋼製伸縮継手製作工			Ⅲ-37
	落橋防止装置製作工			Ⅲ-38
	橋梁用防護柵製作工			Ⅲ-38
	アンカーフレーム製作工			Ⅲ-38
	プレビーム用桁製作工			Ⅲ-38
鋼製排水管製作工			Ⅲ-38	
工場塗装工			Ⅲ-38	
第13節 橋梁架設工	架設工	クレーン架設		Ⅲ-39
		ケーブルクレーン架設		Ⅲ-39
		ケーブルエレクション架設		Ⅲ-39
		架設桁架設		Ⅲ-39
		送出し架設		Ⅲ-39
		トラベラークレーン架設		Ⅲ-39
第14節 法面工	植生工	種子散布工		Ⅲ-39
		張芝工		Ⅲ-39
		筋芝工		Ⅲ-39
		市松芝工		Ⅲ-39
		植生シート工		Ⅲ-39
		植生マット工		Ⅲ-39
		植生筋工		Ⅲ-39
		人工張芝工		Ⅲ-39
		植生穴工		Ⅲ-39
		植生基材吹付工		Ⅲ-39
		客土吹付工		Ⅲ-39
		吹付工	コンクリート	
	モルタル			Ⅲ-39
	法枠工	現場打法枠工		Ⅲ-40
		現場吹付法枠工		Ⅲ-40
		プレキャスト法枠工		Ⅲ-40
	アンカー工			Ⅲ-40
第15節 擁壁工	場所打擁壁工			Ⅲ-40
	プレキャスト擁壁工			Ⅲ-40

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 擁壁工	盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		Ⅲ-40
		多数アンカー式補強土工 法		Ⅲ-40
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法		Ⅲ-40
	井桁ブロック工			Ⅲ-41
第17節 床版工	床版・横組工			Ⅲ-41

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4章 道路改良					
第3節 工場製作工	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅲ-42	
		工場塗装工	工場塗装工	Ⅲ-38	
第6節 法面工	植生工		植生工	Ⅲ-39	
	法面吹付工		吹付工	Ⅲ-39	
	法枠工		法枠工	Ⅲ-40	
	アンカー工		アンカー工	Ⅲ-40	
	かご工	じゃかご	じゃかご	Ⅲ-6	
		ふとんかご	ふとんかご、かご枠	Ⅲ-6	
第7節 擁壁工	既製杭工		既製杭工	Ⅲ-8	
	場所打杭工		場所打杭工	Ⅲ-8	
	場所打擁壁工		場所打擁壁工	Ⅲ-40	
	プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	Ⅲ-40	
	補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法			Ⅲ-40
		多数アンカー式補強土工法			Ⅲ-40
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			Ⅲ-40
井桁ブロック工		井桁ブロック工	Ⅲ-41		
第8節 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工		コンクリートブロック工	Ⅲ-9	
	石積（張）工		石積（張）工	Ⅲ-10	
第9節 カルバート工	既製杭工		既製杭工	Ⅲ-8	
	場所打杭工		場所打杭工	Ⅲ-8	
	場所打函渠工			Ⅲ-42	
	プレキャストカルバート工		プレキャストカルバート工	Ⅲ-6	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	側溝工		側溝工	Ⅲ-7	
	管渠工		側溝工	Ⅲ-7	
	集水樹・マンホール工		集水樹工	Ⅲ-7	
	地下排水工		暗渠工	Ⅲ-7	
	場所打水路工		場所打水路工	Ⅲ-7	
	排水工（小段排水・縦排水）		側溝工	Ⅲ-7	
第11節 落石雪害防止工	落石防止網工			Ⅲ-42	
	落石防護柵工			Ⅲ-42	
	防雪柵工			Ⅲ-42	
	雪崩予防柵工			Ⅲ-42	
第12節 遮音壁工	遮音壁基礎工			Ⅲ-42	
	遮音壁本体工			Ⅲ-42	

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5章 舗装				
第4節 舗装工	アスファルト舗装工		アスファルト舗装工	Ⅲ-10
	半たわみ性舗装工		半たわみ性舗装工	Ⅲ-14
	排水性舗装工		排水性舗装工	Ⅲ-18
	透水性舗装工		透水性舗装工	Ⅲ-21
	グースアスファルト舗装工		グースアスファルト舗装工	Ⅲ-22
	コンクリート舗装工		コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	薄層カラー舗装工		薄層カラー舗装工	Ⅲ-31
	ブロック舗装工		ブロック舗装工	Ⅲ-32
	歩道路盤工			Ⅲ-43
	取合舗装路盤工			Ⅲ-43
	路肩舗装路盤工			Ⅲ-43
	歩道舗装工			Ⅲ-43
	取合舗装工			Ⅲ-43
	路肩舗装工			Ⅲ-43
	表層工			Ⅲ-43
第5節 排水構造物工（路面排水工）	側溝工		側溝工	Ⅲ-7
	管渠工		側溝工	Ⅲ-7
	集水樹（街渠樹）・マンホール工		集水樹工	Ⅲ-7
	地下排水工		暗渠工	Ⅲ-7
	場所打水路工		場所打水路工	Ⅲ-7
	排水工（小段排水・縦排水）		側溝工	Ⅲ-7
	排水性舗装用路肩排水工			Ⅲ-43
第6節 縁石工	縁石工		縁石工	Ⅲ-3
第7節 踏掛版工	踏掛版工	コンクリート工		Ⅲ-43
		ラバーシュー		Ⅲ-43
		アンカーボルト		Ⅲ-43
第8節 防護柵工	路側防護柵工		路側防護柵工	Ⅲ-3
	防止柵工		防止柵工	Ⅲ-3
	ボックスビーム工		路側防護柵工	Ⅲ-3
	車止めポスト工		防止柵工	Ⅲ-3
第9節 標識工	小型標識工		小型標識工	Ⅲ-3
	大型標識工	標識基礎工		Ⅲ-43
		標識柱工		Ⅲ-43
第10節 区画線工	区画線工		区画線工	Ⅲ-3
第12節 道路付属施設工	道路付属物工		道路付属物工	Ⅲ-4
	ケーブル配管工			Ⅲ-43
		ハンドホール		Ⅲ-44
	照明工	照明柱基礎工		Ⅲ-44
第13節 橋梁付属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	Ⅲ-6

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	刃口金物製作工		刃口金物製作工	Ⅲ-37	
	鋼製橋脚製作工			Ⅲ-44	
	アンカーフレーム製作工		アンカーフレーム製作工	Ⅲ-38	
	工場塗装工		工場塗装工	Ⅲ-38	
第6節 橋台工	既製杭工		既製杭工	Ⅲ-8	
	場所打杭工		場所打杭工	Ⅲ-8	
	深礎工		深礎工	Ⅲ-8	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	橋台躯体工			Ⅲ-44	
第7節 RC橋脚工	既製杭工		既製杭工	Ⅲ-8	
	場所打杭工		場所打杭工	Ⅲ-8	
	深礎工		深礎工	Ⅲ-8	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	鋼管矢板基礎工		鋼管矢板基礎工	Ⅲ-9	
	橋脚躯体工	張出式			Ⅲ-44
		ラーメン式			Ⅲ-44
第8節 鋼製橋脚工	既製杭工		既製杭工	Ⅲ-8	
	場所打杭工		場所打杭工	Ⅲ-8	
	深礎工		深礎工	Ⅲ-8	
	オープンケーソン基礎工		オープンケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	ニューマチックケーソン基礎工		ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-8	
	鋼管矢板基礎工		鋼管矢板基礎工	Ⅲ-9	
	橋脚フーチング工	I型・T型			Ⅲ-44
		門型			Ⅲ-44
	橋脚架設工	I型・T型			Ⅲ-45
		門型			Ⅲ-45
	現場継手工			Ⅲ-45	
	現場塗装工			現場塗装工	Ⅲ-7



## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	桁製作工		桁製作工	Ⅲ-37
	検査路製作工		検査路製作工	Ⅲ-37
	鋼製伸縮継手製作工		鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-37
	落橋防止装置製作工		落橋防止装置製作工	Ⅲ-38
	鋼製排水管製作工		鋼製排水管製作工	Ⅲ-38
	橋梁用防護柵製作工		橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-38
	橋梁用高欄製作工			Ⅲ-45
	横断歩道橋製作工		桁製作工	Ⅲ-37
	鋳造費		鋳造費	Ⅲ-36
	アンカーフレーム製作工		アンカーフレーム製作工	Ⅲ-38
	工場塗装工		工場塗装工	Ⅲ-38
第5節 鋼橋架設工	架設工（クレーン架設）		架設工（クレーン架設）	Ⅲ-39
	架設工（ケーブルクレーン架設）		架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-39
	架設工（ケーブルエレクション架設）		架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-39
	架設工（架設桁架設）		架設工（架設桁架設）	Ⅲ-39
	架設工（送出し架設）		架設工（送出し架設）	Ⅲ-39
	架設工（トラベラークレーン架設）		架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-39
	支承工（鋼製支承）		支承工	Ⅲ-45
	支承工（ゴム支承）		支承工	Ⅲ-45
第6節 橋梁現場塗装工	現場塗装工		現場塗装工	Ⅲ-7
第7節 床版工	床版工		床版・横組工	Ⅲ-41

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節 橋梁付属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	Ⅲ-6
	落橋防止装置工			Ⅲ-45
	地覆工			Ⅲ-45
	橋梁用防護柵工			Ⅲ-45
	橋梁用高欄工			Ⅲ-45
	検査路工			Ⅲ-46
第8章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	プレビーム用桁製作工		プレビーム用桁製作工	Ⅲ-38
	橋梁用防護柵製作工		橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-38
	鋼製伸縮継手製作工		鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-37
	検査路製作工		検査路製作工	Ⅲ-37
	工場塗装工		工場塗装工	Ⅲ-38
	鋳造費		鋳造費	Ⅲ-36
第5節 PC橋工	プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	プレテンション桁製作工 (購入工)	Ⅲ-4
		スラブ橋	プレテンション桁製作工 (購入工)	Ⅲ-4
	ポストテンション桁製作工		ポストテンション桁製作工	Ⅲ-4
	プレキャストセグメント製作工 (購入工)		プレキャストセグメント製作工 (購入工)	Ⅲ-4
	プレキャストセグメント主桁組立工		プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-4
	支承工		支承工	Ⅲ-45
	架設工 (クレーン架設)		架設工 (クレーン架設)	Ⅲ-39
	架設工 (架設桁架設)		架設工 (架設桁架設)	Ⅲ-39
	床版・横組工		床版・横組工	Ⅲ-41
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	Ⅲ-45
	第6節 プレビーム桁橋工	プレビーム桁製作工 (現場)		
支承工			支承工	Ⅲ-45
架設工 (クレーン架設)			架設工 (クレーン架設)	Ⅲ-39
架設工 (架設桁架設)			架設工 (架設桁架設)	Ⅲ-39
床版・横組工			床版・横組工	Ⅲ-41
落橋防止装置工			落橋防止装置工	Ⅲ-45
第7節 PCホロースラブ橋工	架設支保工 (固定)		架設工	Ⅲ-39

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第1編 建設編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	支承工		支承工	Ⅲ-45
	PCホロースラブ製作工		PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	Ⅲ-45
第8節 RCホロースラブ橋工	架設支保工（固定）		架設工	Ⅲ-39
	支承工		支承工	Ⅲ-45
	PC場所打ホロースラブ製作工		PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	Ⅲ-45
第9節 PC版桁橋工	PC版桁製作工		PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5
第10節 PC箱桁橋工	架設支保工（固定）		架設工	Ⅲ-39
	支承工		支承工	Ⅲ-45
	PC箱桁製作工		PC箱桁製作工	Ⅲ-5
	落橋防止装置工		落橋防止装置工	Ⅲ-45
第11節 PC片持箱桁橋工	PC片持箱桁製作工		PC箱桁製作工	Ⅲ-5
	支承工		支承工	Ⅲ-45
	架設工（片持架設）		架設工	Ⅲ-39
第12節 PC押し箱桁橋工	PC押し箱桁製作工		PC押し箱桁製作工	Ⅲ-5
	架設工（押し架設）		架設工	Ⅲ-39
第13節 橋梁附属物工	伸縮装置工		伸縮装置工	Ⅲ-6
	地覆工		地覆工	Ⅲ-45
	橋梁用防護柵工		橋梁用防護柵工	Ⅲ-45
	橋梁用高欄工		橋梁用高欄工	Ⅲ-45
	検査路工		検査路工	Ⅲ-46

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第2編 補修補強編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路維持修繕				
第3節 工場製作工	桁補強材製作工			Ⅲ-47
	落橋防止装置製作工		落橋防止装置製作工	Ⅲ-38
第5節 舗装工	路面切削工		路面切削工	Ⅲ-33
	舗装打換え工		舗装打換え工	Ⅲ-34
	切削オーバーレイ工			Ⅲ-47
	オーバーレイ工		オーバーレイ工	Ⅲ-34
	路上再生工			Ⅲ-47
	グルーピング工			Ⅲ-47
	薄層カラー舗装工		薄層カラー舗装工	Ⅲ-31
第6節 排水構造物工	側溝工		側溝工	Ⅲ-7
	管渠工		側溝工	Ⅲ-7
	集水枡・マンホール工		集水枡工	Ⅲ-7
	地下排水工		暗渠工	Ⅲ-7
	場所打水路工		場所打水路工	Ⅲ-7
	排水工		側溝工	Ⅲ-7
第7節 縁石工	縁石工		縁石工	Ⅲ-3
第8節 防護柵工	路側防護柵工		路側防護柵工	Ⅲ-3
	防止柵工		防止柵工	Ⅲ-3
	ボックスビーム工		路側防護柵工	Ⅲ-3
	車止めポスト工		防止柵工	Ⅲ-3

## 撮影箇所（出来形管理）索引

### 【第2編 補修補強編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第9節 標識工	小型標識工		小型標識工	Ⅲ-3	
	大型標識工		大型標識工	Ⅲ-43	
第10節 区画線工	区画線工		区画線工	Ⅲ-3	
第12節 道路付属施設工	道路付属物工		道路付属物工	Ⅲ-4	
	ケーブル配管工		ケーブル配管工	Ⅲ-43	
	照明工		照明工	Ⅲ-44	
第14節 擁壁工	場所打擁壁工		場所打擁壁工	Ⅲ-40	
	プレキャスト擁壁工		プレキャスト擁壁工	Ⅲ-40	
第15節 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工		コンクリートブロック工	Ⅲ-9	
	石積（張）工		石積（張）工	Ⅲ-10	
第16節 カルバート工	場所打函渠工		場所打函渠工	Ⅲ-42	
	プレキャストカルバート工		プレキャストカルバート工	Ⅲ-6	
第17節 法面工	植生工		植生工	Ⅲ-39	
	法面吹付工		吹付工	Ⅲ-39	
	法枠工		法枠工	Ⅲ-40	
	アンカー工		アンカー工	Ⅲ-40	
	かご工	じゃかご		じゃかご	Ⅲ-6
		ふとんかご		ふとんかご、かご枠	Ⅲ-6
第18節 落石雪害防止工	落石防止網工		落石防止網工	Ⅲ-42	
	落石防護柵工		落石防護柵工	Ⅲ-42	
	防雪柵工		防雪柵工	Ⅲ-42	
	雪崩予防柵工		雪崩予防柵工	Ⅲ-42	
第20節 鋼桁工	鋼桁補強工		桁補強材製作工	Ⅲ-47	
第21節 橋梁支承工	鋼橋支承工		支承工	Ⅲ-45	
	P C 橋支承工		支承工	Ⅲ-45	
第22節 橋梁付属物工	落橋防止装置工			Ⅲ-47	
	地覆工		地覆工	Ⅲ-45	
	橋梁用防護柵工		橋梁用防護柵工	Ⅲ-45	
	橋梁用高欄工		橋梁用高欄工	Ⅲ-45	
	検査路工		検査路工	Ⅲ-46	
第25節 現場塗装工	橋梁塗装工		現場塗装工	Ⅲ-7	
	コンクリート面塗装工		コンクリート面塗装工	Ⅲ-4	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	1 土工	3 道路 土工	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影</li> </ul>
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
					国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回〔掘削後〕		
国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。							
1 建設 編	1 土工	3 道路 土工	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影</li> </ul>
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕		
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回〔掘削後〕							
国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。							
1 建設 編	1 土工	3 道路 土工	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	2 無 筋、 鉄筋 コン クリ ート	7 鉄 筋 工	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	代表箇所 各1枚	
				かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	代表箇所 各1枚	
1 建設 編	2 無 筋、 鉄筋 コン クリ ート	7 鉄 筋 工	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1 枚[試験種別 毎]	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	
				変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	縁石工(縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所1回 〔施工後〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	
				パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	
				ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	
				ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	区画線工	材料使用量	全数量〔施工前後〕	不要	
				出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	3	3	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
1	3	3	コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
				素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
				塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
1	3	3	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
1	3	3	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
1	3	3	ポストテンション桁製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕		
				中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1	3	3	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
1	3	3	プレキャストセグメント主桁組立 工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
				中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
				中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の 工種	階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	伸縮装置工(鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	集水枒工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	3 共通の工種	現場塗装工	材料使用量 (塗料缶) ケレン状況 (塗替) 塗装状況	全数量 〔使用前後〕 スパン毎、部材別 〔施工前後〕 各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	4 基礎工	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	
1 建設編	3 一般施工	4 基礎工	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	3	4	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1	3	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
				根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
1	3	4	場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				数量、杭径	全数量杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
				鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕		
1	3	4	深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量	全数量 〔施工後〕		
				数量、基礎径			
				ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
				土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕						
1	3	4	オープンケーソン基礎工	否	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
				否	1基に1回 〔据付後〕		
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕						
1	3	4	ニューマチックケーソン基礎工	否	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
				否	1基に1回 〔据付後〕		
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕						

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	4 基礎工	鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
1 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ （ブロック積張）	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		

# 撮影箇所一覧表（出来形管理）

## 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	石積（張）工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mにつき1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mにつき1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mにつき1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕		



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
			幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕			
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
	幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕					

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕		
				厚さ	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕ただし、国土交通省 が定める「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案)」 による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕		
				厚さ	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	半たわみ性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕		
				平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕		
				修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1 回〔修正後〕		
			幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕		
				修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1工事に 1回 〔整正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1工事に1回 〔整正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				校正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕			

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
				スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
				鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
				平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				目地段差	1工事に1回		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により「厚 さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕 ただし、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔修正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
				縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
目地段差	1工事に1回						

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	[施工中]		
				修正状況	各層毎 400mに1回 [修正後]		
				厚さ	各層毎 200mに1回 [修正後]		
			幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 [修正後]			
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	[施工中]		
				修正状況	各層毎 400mに1回 [修正後]		
				厚さ	各層毎 200mに1回 [修正後]		
			幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場 合)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 [修正後]			
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	[施工中]		
				修正状況	各層毎 400mに1回 [修正後]		
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真 不要		
			幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 [修正後]			
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	[施工中]		
				修正状況	各層毎 400mに1回 [修正後]		
				幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 [修正後]		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (基層工)	校正状況	400mに1回 〔校正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔校正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔校正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔校正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				校正状況	各層毎 400mに1回 〔校正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔校正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔校正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔校正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				校正状況	各層毎 400mに1回 〔校正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔校正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔校正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔校正後〕		
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				校正状況	各層毎 400mに1回 〔校正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔校正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
				幅	各層毎 80mに1回 〔校正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔校正後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕		
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 建設 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	6 一般舗装工	オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (パーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	
				杭径 位置・間隔	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				砂の投入量	全数量〔打込前後〕		
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
				深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		
				ただし、(スラリー攪拌工)において、国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	7 地盤改良工	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1 回、又は施工延長 40m(測点 間隔 25m の場合は 50m)につ き 1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕  ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により出 来形管理資料を提出する場 合は、出来形管理に関わる写 真管理項目を省略できる。	代表箇所 各 1 枚	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
				数量	全数量 〔打込後〕		
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
				配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は 40mに1 回	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	10 仮設工	法面吹付工		第3編3-3-14吹付工に 準ずる		
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	3	12	刃口金物製作工 工場製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
1	3	12	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
1	3	12	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合) 工場製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
1	3	12	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時)) 工場製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
1	3	12	検査路製作工 工場製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
1	3	12	鋼製伸縮継手製作工 工場製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	プレバーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
1 建設編	3 一般施工	12 工場製作工	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
				素地調整状況 (塗替)	部材別〔施工前後〕		
				塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	3	13	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
1	3	14	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	
				土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1	3	14	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
				ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
				厚さ(検測孔)	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
1	3	14	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
				ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				厚さ(検測孔)	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	3	14	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、高 さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕  ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき 写真測量に用いた画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることができる。	代表箇所 各1枚	
1	3	14	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1	3	14	アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
				配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1	3	15	場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 1工事に1回	代表箇所 各1枚	
				厚さ 幅高 さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、国土交通省が定める 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は 1工事に1回 〔型枠取外し後〕		
1	3	15	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
1	3	15	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	3 一般施工	15 擁壁工	井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 建設編	3 一般施工	17 床版工	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	4 道路改良	3 工場製作工	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	9 カルバート工	場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	11 落石雪害防止工	雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	4 道路改良	12 遮音壁工	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて)〔施工 前後〕	適宜	
1 建設編	4 道路改良	12 遮音壁工	遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	5 舗装	4 舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況			
				修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに1回 〔修正後〕		
			幅	各層毎 80mに1回 〔修正後〕			
1 建設編	5 舗装	4 舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
1 建設編	5 舗装	5 排水 構造物工(路面排水工)	排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	不要	
1 建設編	5 舗装	7 踏掛版工	踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				各部の長さ			
				<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ			
			<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長				
1 建設編	5 舗装	9 標識工	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
1 建設編	5 舗装	9 標識工	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	
1 建設編	5 舗装	12 道路 付属 施設工	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	

# 撮影箇所一覧表（出来形管理）

## 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	5 舗装	12 道路付 属施設工	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	
1 建設編	5 舗装	12 道路付 属施設工	照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要 に応じて)〔施工 前後〕	適宜	
1 建設編	6 橋梁下部	3 工場製 作工	鋼製橋脚製作工	原寸状況 製作状況 仮組立寸法	1脚に1回又は1工事 に1回 〔原寸時〕 適宜 〔製作中〕 1脚に1回又は1工事 に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	6 橋台工	橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方 向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、国土交通省が 定める「3次元計測技 術を用いた出来形管 理要領(案)」により出 来形管理資料を提出 する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	7 RC橋 脚工	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、国土交通省が 定める「3次元計測技 術を用いた出来形管 理要領(案)」により出 来形管理資料を提出 する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	7 RC橋 脚工	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、国土交通省が 定める「3次元計測技 術を用いた出来形管 理要領(案)」により出 来形管理資料を提出 する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	8 鋼製 橋脚工	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

1 建設編	6 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
----------	-----------	------------	--------------	---------	----------------	-------------	--

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設編	6 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	6 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	7 鋼橋上部	3 工場製作工	橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕 適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況			
1 建設編	7 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	7 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	7 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	7 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設編	7 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第1編 建設編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 建設 編	7 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	検査路工	幅 高 さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 建設 編	8 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
				幅 高 さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第2編 補修補強編】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 補修補強編	1 道路維持修繕	3 工場製作工	桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
2 補修補強編	1 道路維持修繕	5 舗装工	切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
2 補修補強編	1 道路維持修繕	5 舗装工	路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況 厚さ	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
2 補修補強編	1 道路維持修繕	5 舗装工	グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	不要	
4 補修補強編	1 道路維持修繕	23 橋梁付属物工	落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	代表箇所 各1枚	
				出来ばえ	適宜(施工中)		

# 撮影箇所一覧表（全体、品質管理、出来形管理）

## 【第3編 橋梁補修編】

工種	細別	撮影時期及び確認項目		撮影項目	撮影頻度	
着手前・完成		着手前・完成		着手前・完成の写真	適宜	
施工状況 (全般)	工事施工中（一連の施工）	工事進捗状況		工事進捗状況	月1回/各径間各橋脚	
		工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜		施工中の写真	適宜	
	仮設（指定仮設）	創意工夫・社会性等に関関する実施できるように適宜		使用材料、仮設状況、形状寸法	適宜	
	図面との不一致	図面との不一致		図面との不一致の写真	適宜	
	社内検査	実施時	検査項目毎状況	実施状況	実施日毎	
	品質証明	実施時	実施項目毎状況	実施状況	実施日毎	
	店社安全パトロール	実施時	点検項目毎状況	実施状況	実施日毎	
	安全訓練	実施時	実施状況、参加人数等	実施状況	実施日毎	
	安全管理等	適宜	道路規制等	実施状況	適宜	
その他	適宜	その他必要な項目の写真			適宜	
足場工	足場組立完了確認	完了時	・労働安全衛生法等の遵守 ・労働基準監督署届出確認	完了状況	1箇所/各径間各橋脚	
事前調査工	調査状況	実施時	・実施細別毎状況	調査状況	各1回(上下線)/工事	
	床版部	完了時	・ひび割れ幅；0.2mm以上の有無 ・コンクリート損傷（異常）の有無	損傷状況 寸法・ひび割れ幅・延長	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	高欄部	完了時	・ひび割れ幅；0.2mm以上の有無 ・コンクリート損傷（異常）の有無 ・既設剥落対策の有無、変状（除去前及び除去後） ・水切りの有無及び伸縮装置部水切りの有無や水跡の有無	損傷状況 寸法・ひび割れ幅・延長	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	橋脚部	完了時	・ひび割れ幅；0.2mm以上の有無 ・コンクリート損傷（異常）の有無 ・鋼構造物の損傷（異常）の有無	損傷状況 寸法・ひび割れ幅・延長	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	主桁BOX桁内面	完了時	・塗膜異常の有無及び異常面積程度確認 ・鋼構造物の損傷（異常）の有無	損傷状況 寸法	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	鋼製橋脚内外面	完了時	・塗膜異常の有無及び異常面積程度確認 ・鋼構造物の損傷（異常）の有無	損傷状況 寸法	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	沓座部	完了時	・コンクリート等の浮き、断面欠損の有無 ・構造、本体異常の有無 ・ボルト類の緩みの有無 ・台座コンクリート等に損傷がある場合、ベースプレート下の調整ライナープレートの有無及び発錆の有無	損傷状況 寸法	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	1種塗装部（既塗膜等）	完了時	・鉛含有量溶出試験 ・既塗膜 500μm～1000μm	既設状況	1回/各径間各橋脚	
	高力ボルト取替部	完了時	・既設ボルトがF11Tか否か	既設状況	1回/各径間各橋脚	
	排水管補修部	完了時	・損傷の有無及び漏水の有無 ・その他部材の腐食損傷誘発の有無 ・取付金具の腐食の有無	損傷状況 寸法	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	伸縮継手部（下面含む）	完了時	・舗装面の異常の有無 ・床版面の異常の有無 ・漏水及び伸縮装置本体の異常の有無	損傷状況 寸法	全箇所 損傷箇所の30%/各径間	
	主桁部（鋼構造）	完了時	・塗膜異常の有無及び異常面積程度の確認 ・鋼構造物の損傷（異常）の有無	損傷状況・寸法	全箇所	
	主桁部（コンクリート）	完了時	・コンクリート等の損傷（異常）の有無	損傷状況・寸法	全箇所	
	その他損傷等	完了時	・異常内容、異常部位の有無	損傷状況・寸法	全箇所	
	ひび割れ注入工 施工部位 (床版部) (高欄部) (橋脚部)	材料搬入検収	搬入時	・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数（各材料/入荷毎）
		施工（一連の工程） ※施工対象部位毎	施工中	・各工程の施工状況 ・注入ピッチ、注入回数 ・硬化確認用供試体の採取状況	施工状況	各1回(上下線)/工事 ※施工部位毎
		注入完了確認（目視） ※施工対象部位毎	完了時	・注入器内の樹脂硬化確認及び供試体硬化確認 ・ひび割れ内樹脂充填の確認 ・ひび割れ延長	注入完了・出来形寸法	施工箇所の30%/各径間・橋脚 ※施工対象部位毎
	使用量（残量）検収 ※施工対象部位毎	完了時	・計画使用量を満足していること	使用量（残量）・空缶検収	全数（各材料/各径間・橋脚毎） ※施工対象部位毎	
断面修復工 施工部位 (床版部) (高欄部) (橋脚部) (台座部)	材料搬入検収	搬入時	・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数（各材料/入荷毎）	
	施工（一連の工程） ※施工対象部位毎	施工中	・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回(上下線)/工事 ※施工部位毎	
	はつり完了出来形及びプライマー・防錆剤塗布完了 ※施工対象部位毎	完了時	・幅、長さ、厚さ及び浮石の有無 ・出来形表との照合 ・腐食鉄筋の場合は鉄筋裏側まで研られており鉄筋防錆がなされていること	完了状況・出来形寸法	施工箇所の30%/各径間・橋脚 ※施工対象部位毎	
	空袋・空缶検収 ※施工対象部位毎	完了時	・計画使用量を満足していること	空袋・空缶検収	全数（各材料/各径間・橋脚毎） ※施工対象部位毎	
	完了確認（仕上り及び打音） ※施工対象部位毎	完了時	・浮きの有無、平坦性、出来形	完了状況・出来形寸法	全箇所/各径間・橋脚 ※施工対象部位毎	

# 撮影箇所一覧表（全体、品質管理、出来形管理）

## 【第3編 橋梁補修編】

工種	細別	撮影時期及び確認項目	撮影項目	撮影頻度		
床版補強工 (炭素繊維シート)	材料搬入検収	搬入時	・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数(各材料/入荷毎)	
	下地処理完了	完了時	・全面が処理されていること ・表面の清掃状態	完了状況・出来形寸法	1 格間/各径間	
	付着塩分量測定	施工前	・NaCl : 100mg/㎡以下	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
	墨出し	完了時	・要領書(割付図)の手法、手順、数値	完了状況・出来形寸法	1 格間/各径間	
	施工(一連の工程)	施工中	・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
	プライマー完了	完了時	・全面に塗布されていること ・指触硬化確認	完了状況	1 格間/各径間	
	不陸修正完了	完了時	・任意の1m間で凹凸5mm以下 ・ハンチ部 R100以上 ・指触硬化、ピンホールの有無	完了状況・出来形寸法	1 格間/各径間	
	炭素繊維シート貼付完了 (格子貼・剥落対策)	完了時	・設計値以上 ・浮きの有無(直径30mm以内) ・直径10mm以上30mm未満の浮きが 局所的に集中していないこと(概ね1㎡ 当り10個未満)	完了状況・出来形寸法	4 格間/各径間 端部:(起点側・終点側) 標準部:(代表2格間)	
	中塗	完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	1 格間/各径間	
	上塗	完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	1 格間/各径間	
	付着強度試験(供試体)	完了時	・1.5N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破壊	完了状況	1 回/工事	
	空缶検収 (プライマー、パテ、 含浸材、中塗り材、 上塗り材、格間含浸材)	完了時	・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数(各材料/各径間毎)	
	含浸材塗布	完了時	・全面に塗布されている(散水による撥水 状況)	完了状況	1 格間/各径間	
高欄補修工 (B仕様・C仕様)	材料搬入検収	搬入時	・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数(各材料/入荷毎)	
	下地処理完了 ※施工仕様毎	完了時	・全面が処理されていること ・表面の清掃状態	完了状況	1 箇所/各径間	
	付着塩分量測定 ※施工仕様毎	施工前 雪氷後	・NaCl : 100mg/㎡以下	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
	施工(一連の工程) ※施工仕様毎	施工中	・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
	プライマー完了 ※施工仕様毎	完了時	・全面に塗布されていること ・指触硬化確認	完了状況	1 箇所/各径間	
	不陸修正完了 ※施工仕様毎	完了時	・指触硬化確認 ・ピンホールが無いこと	完了状況	1 箇所/各径間	
	シート貼付完了(シート系の場合)	完了時	・設計値以上 ・浮きの有無(直径30mm以内) ・直径10mm以上30mm未満の浮きが 局所的に集中していないこと(概ね1㎡ 当り10個未満)	完了状況・出来形寸法	1 箇所/各径間	
	中塗完了 ※施工仕様毎	完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	1 箇所/各径間	
	上塗完了 ※施工仕様毎	完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	全数/各径間	
	付着強度試験(供試体)(C仕様)	完了時	・2.0N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破壊	完了状況	1 回/種類毎	
	空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、 中塗り材、上塗り材等)	完了時	・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数(各材料/各径間毎)	
	橋脚補修工 (C仕様)	材料搬入検収	搬入時	・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数(各材料/入荷毎)
		下地処理完了	完了時	・全面が処理されていること ・表面の清掃状態	完了状況	1 箇所/各径間橋脚
付着塩分量測定		施工前 雪氷後	・NaCl : 100mg/㎡以下	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
施工(一連の工程)		施工中	・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各 1 回(上下線)/工事	
含浸材塗布完了		完了時	・全面に塗布されている(散水による撥水 状況)	完了状況	1 箇所/各橋脚	
プライマー完了		完了時	・全面に塗布されていること ・指触硬化確認	完了状況	1 箇所/各橋脚	
不陸修正完了		完了時	・指触硬化確認 ・ピンホールが無いこと	完了状況	1 箇所/各橋脚	
シート貼付完了(シート系の場合)		完了時	・設計値以上 ・浮きの有無(直径30mm以内) ・直径10mm以上30mm未満の浮きが 局所的に集中していないこと(概ね1㎡ 当り10個未満)	完了状況・出来形寸法	1 箇所/各橋脚	
中塗完了		完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	1 箇所/各橋脚	
上塗完了		完了時	・塗残し、気泡、むら等	完了状況	全数/各橋脚	
付着強度試験(供試体)		完了時	・2.0N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破壊	完了状況	1 回/種類毎	
空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、 中塗り材、上塗り材、表面保護材)		完了時	・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数(各材料/各橋脚毎)	

# 撮影箇所一覧表（全体、品質管理、出来形管理）

## 【第3編 橋梁補修編】

工種	細別	撮影時期及び確認項目	撮影項目	撮影頻度	
橋脚補修工 (天端防水) (沓座・台座防水) B仕様	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数（各材料/入荷毎）	
	下地処理完了	完了時 ・全面が処理されていること ・表面の清掃状態	完了状況	1回/各橋脚	
	付着塩分量測定	施工前 雪氷後 ・NaCl：100mg/㎡以下	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	含浸材塗布完了	完了時 ・全面に塗布されている（散水による撥水状況）	完了状況	1箇所/各橋脚	
	プライマー完了	完了時 ・全面に塗布されていること ・指触硬化確認	完了状況	1箇所/各橋脚	
	不陸修正完了	完了時 ・指触硬化確認 ・ピンホールが無いこと	完了状況	1箇所/各橋脚	
	中塗完了	完了時 ・塗残し、気泡、むら等	完了状況	1箇所/各橋脚	
	上塗完了	完了時 ・塗残し、気泡、むら等	完了状況	全数/各橋脚	
	空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、 中塗り材、上塗り材、表面保護材)	完了時 ・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数（各材料/各橋脚毎）	
塗装補修工	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数（各材料/入荷毎）	
	付着塩分量測定	施工前 雪氷後 ・NaCl：50mg/㎡以下	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	曲面加工（形状）	完了時 ・R2mm以上となっていること	完了状況	1箇所/各径間	
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	素地調整（1種・3種）	完了時 （1種）	・表面粗さ 80μm Rz JIS 以下 ・除錆度 Sa2 1/2 以上 ・ISO8501-1 サンプル比較 ・表面清浄度 ISO8502-3 準拠 ダストテスト (DustQuantityRating-1ランク)	完了状況	施工日毎/各箇所
		完了時 （3種）	・不良部（さび、割れ、ふくれ）の除去 ・補修塗が適切に塗布されているか	完了状況 完了状況	1箇所/各径間各橋脚 1箇所/各径間各橋脚
	膜厚測定（各層）	完了時	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%以下 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚（合計値）より大きい場合はこの限りではない。	測定状況	1箇所/1ロット
	完了確認（各層）	完了時 ・出来栄え外観の確認 ・チヂミ、割れ、浮き、かすれ等が無いこと	完了状況	1回/各径間各橋脚	
	空缶検収	完了時 ・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数（各材料/各径間・橋脚毎）	
	高力ボルト取替工	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収・保管状況	全数（各材料/入荷毎）
現場予備試験		施工前 ・軸力 常温時（10～30℃）212KN～249KN 常温時外 207KN～261KN ・TCBの現場保管状況	施工状況	1回/施工日	
施工（一連の工程）		施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事	
素地調整完了		完了時 ・2種ケレン程度であること ・旧塗膜、さびを除去し、鋼材面が露出していること ・接触面が平滑で摩擦接合面に肌すきが生じないこと	完了状況	各1回（上下線）/工事	
締付完了		完了時 ・ピンテールが破断し、供回りが無いこと ・ワッシャーの裏表が無いこと	完了状況	1回/各径間各橋脚	
桁端部マンホール 切欠き工	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合 ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/1施工箇所	
添接板縁端余長切断工	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事	
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚	
排水管補修工 (排水管取替・ 既塗膜除去)	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）	
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/種類毎	
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え（水漏れが無いこと）	完了状況・出来形寸法	1箇所/各径間	

# 撮影箇所一覧表（全体、品質管理、出来形管理）

## 【第3編 橋梁補修編】

工種	細別	撮影時期及び確認項目	撮影項目	撮影頻度
マンホール改良工 (マウンドアップマンホール)	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚
マンホール改良工 (塩ピマノール)	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚
橋脚根巻き 天端シール補修工	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚
	空缶検収	完了時 ・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数（各材料/各橋脚毎）
沓座・台座補修工	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚
	沓座・台座防水完了（天端防水工）	完了時 ・ベースプレート木端まで防水されているか	完了状況・出来形寸法	1箇所/各橋脚
	空缶・空袋検収	完了時 ・計画使用量を満足していること	空缶検収	全数（各材料/各橋脚毎）
その他損傷	材料搬入検収	搬入時 ・仕様、規格、数量、ロット番号	搬入検収	全数（各材料/入荷毎）
	施工（一連の工程）	施工中 ・一連の工程確認 ・施工計画書の手法・手順等	施工状況	各1回（上下線）/工事
	補修完了（出来形及び外観）	完了時 ・出来形図表との照合（設計値以上） ・外観出来栄え	完了状況・出来形寸法	1箇所/種類毎
技術提案履行確認	各提案内容	適宜 ・履行の有無 ・履行内容が提案内容通りか	履行状況	1回/各施工月
産廃追跡	各搬出産廃材	搬出時 ・搬出量、過積載防止、搬出経路、 産廃処理施設	施工状況	1回/工事
足場解体前検査 (本検査)	中段足場解体前完了	検査時 ・社内検査は実施されているか ・施工残がないこと ・出来栄えに問題がないこと ・出来形（品質）管理表との対比	実施状況	1回/実施日
	主体足場（吊足場）解体前完了	検査時 ・社内検査は実施されているか ・施工残がないこと ・出来栄えに問題がないこと ・出来形（品質）管理表との対比	実施状況	1回/実施日



## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第4編 その他】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4	その他		舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置 状況	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第4編 その他】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 その 他		維持 修繕 工 関 係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	
			コンクリート舗装	目地掃除	3,000 m <sup>2</sup> に1回 〔施工前後〕	不要	
				目地充填	3,000 m <sup>2</sup> に1回 〔施工後〕		
				注入工、削孔状 況(位置、間隔)	2,000 m <sup>2</sup> に1回 〔削孔後〕		
				注入工、注入圧	2,000 m <sup>2</sup> に1回 〔注入時〕		
				目地亀裂防止 材、張付け状況	3,000 m <sup>2</sup> に1回 〔張付け後〕		
				局部打換、各層 厚さ	各層毎 100m <sup>2</sup> に1回又は1施 工箇所に1回 〔施工前後〕		
				路肩、路側路盤工	厚さ	100m <sup>2</sup> に1回又は1施工箇所 に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚
			道路除草	出来ばえ	5km <sup>2</sup> に1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	
			路肩整正	出来ばえ	1km <sup>2</sup> に1回	適宜	
			新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は 必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	

## 撮影箇所一覧表（出来形管理）

### 【第4編 その他】

編	章	節	工 種	写真管理項目			摘要		
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
4	そ	の	維 持 修 繕 工 関 係	新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
				新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
				視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他	
				清掃(路面、標識、側溝、集 水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
				区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
					材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	その他	
				街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他	
				街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他	
				街路樹剪定	出来ばえ	街路樹 50 本に1回、グリーン ベルト 100mに1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
				街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹 50 本に1回、グリーン ベルト 100mに1回 〔施工中〕	適宜	その他	
				街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	適宜	その他	
				排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	適宜	その他	
				凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	適宜	その他	
					材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	その他	
				河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他	
				応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜	その他	
				鉄 筋 ・ 無 筋 コ ン ク リ ー ト 関 係	配筋	位置、間隔、継 手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工 箇所に1回 〔組立後〕	適宜	その他
					コンクリート打設	打継目処理、締 固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	その他
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 〔養生時〕		その他

# 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

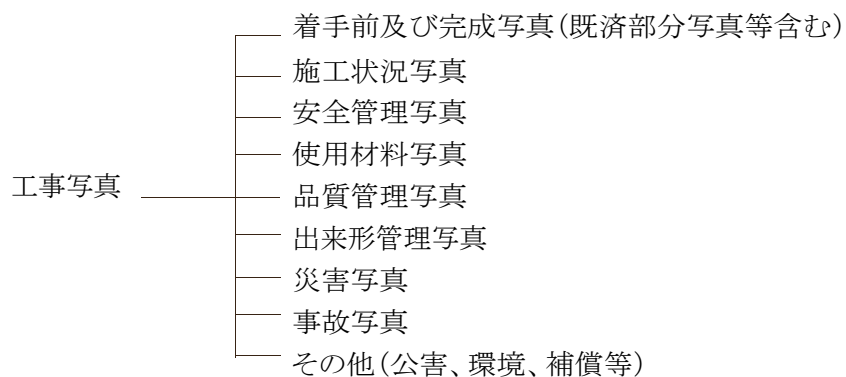
## 1. 総 則

### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



# 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点(位置)
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

国土交通省が定める「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、国土交通省が定める「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

### 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

### 2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

## 2-6 留意事項

写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。
- (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

## 3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1)撮影写真の原本撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。
- (2)工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

## 4. その他

写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

## 6. 段階確認等

## 6. 段階確認等

### 6.1 材料承諾及び材料確認書

#### 6.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質 1.一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督員へ**提出**しなければならない。」と規定されている。

また、工事に使用する工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

#### 6.1.2 実施要領

(1) 工事材料の現場搬入にあたっては、見本または品質を証明する資料を工事材料の現場搬入前までに監督員へ**提出**し、**承諾**を得なければならない。

(2) 工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を工事材料を使用するまでに監督員に**提出**し、確認を受けなければならない。

(3) 材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督員に**提出**する。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、又は使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

(4) 材料確認の臨場

確認監督員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(5) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

(6) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおりとする。

区 分		写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

(6)その他

材料確認書は、原則として確認実施日毎に**提出**するものとする。ただし、前後して(1~2日程度)確認実施日があれば併記してもよい



6.1.3 作成例

材 料 承 諾 一 覧 表

工 事 名	
受 注 者 名	

提出回	工種 種別	材 料 名	品 質 規 格	単 位	使用予定 数量	会 社 (工 場) 名	備 考
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
		16					
		17					
		18					
		19					
		20					



## 6.2 段階確認・立会事項

### 6.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

#### 第1編第2章

#### 1-2-1-3 監督員による**確認**及び**立会**等

##### 1. 立会依頼書の提出

受注者は**設計図書**に従って監督員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。

##### 2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

##### 3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。また、監督員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。なお、監督員による確認及び立会にあたっては、受注者は事前に当該工事の品質証明員による社内検査を実施しておかなければならない。

##### 4. 確認及び立会の時間

監督員による**確認**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

##### 5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

#### 6. 段階確認

**段階確認**は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に**提出**しなければならない。また、監督員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

#### 7. 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、社内検査結果、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 1 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したのものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

### 6.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱も異なるので留意する。確認又は立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

#### (1) 定義

##### 1) 立 会

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 36. 立会に、「**立会**とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

##### 2) 段 階 確 認

土木工事共通仕様書第 1 編 1-2-1-1 用語の定義 2. 段階確認に、「**段階確認**とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。」と定義されている。

### 6.2.3 実施要領（段階確認）

#### （1）段階確認一覧表の運用について

「6.2.5 段階確認一覧」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督員に**提出**しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督員が定めるものとする。

なお、橋梁補修工事については、「6.2.6 段階確認一覧（橋梁補修工事編）」を優先するものとする。

#### （2）段階確認の報告

段階確認書により事前に監督員に**報告**する。様式及び記入要領は別途に示す。

#### （3）段階確認の臨場確認

監督員は段階確認書により段階確認予定を受注者に**通知**し、該当箇所の確認項目の**確認**を行う。

**段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）**

#### （4）段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認をうけることができる。

#### （5）写真管理

- ・監督員等が臨場した場合であっても状況写真は必要である。
- ・監督員等が臨場して確認した箇所についても出来形管理写真は必要である。

#### （6）その他

- 1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に**提出**するものとする。ただし、前後して(1~2日程度)複数の確認時期があれば併記してもよい。
- 2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、現場監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。

### 6.2.4 実施要領（立会）

#### （1）立会の願い出

確認・立会依頼書により監督員に願い出る。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

#### （2）立会の実施

監督員は願い出により臨場し、施工等の**立会**を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督員が指示する工事施工の**立会**等である。

#### （3）写真管理

- ・監督員等が臨場した場合であっても状況写真は必要である。
- ・監督員等が臨場して確認した箇所についても出来形管理写真は必要である。

6.2.5 段階確認一覧

段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 100m
パーカルトレーン工	サントレーン 袋詰式サントレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	1回 / 100本
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	1回 / 10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力、傾斜	試験杭+ 1回 / 5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回 / 5本	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図 書との対比	60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図 書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径、傾斜	全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図 書との対比	1回 / 1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、支持力	試験杭＋ 1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工(樋門・樋管 含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1 回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1 回 / 1 構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	60%程度/1 構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1 回 / 1 構造物
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1 回 / 1 構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	60%程度/1 構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組 立てが省略となる場 合を除く)	キャンバー、寸法等	1 回 / 1 構造物
ポストテンションT(D)桁 製作工 プレキャストブロック桁組 立工 プレビーム桁製作工 PC ホーシラフ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁 製作工 床板・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了 時	設計図書との対比	20%程度/総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立完 了時(工場製作を除 く)	使用材料、 設計図書との対比	60%程度/1 構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1 回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1 回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	3 打設毎又は 1 回 / 構造の変化毎の頻度 の多い方
		コンクリート打設後	出来形寸法	1 回 / 200m以上臨場 に より確認
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1 回 / 構造の変化毎



種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔工時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回 / 1 構造物
		現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況
	溶接完了時		溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

6.2.6 段階確認一覧(橋梁補修工事編)

段階確認一覧表(橋梁補修工事編)

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	
足場工	足場組立完了確認	設置完了時	労働安全衛生法等の遵守 労働基準監督署届出確認	1回/1工事	
事前調査工 事前調査完了確認	床版部	完了時	ひび割れ幅:0.2mm以上の有無 コンクリート異常の有無	1回/各径間	
	高欄部	完了時	ひび割れ幅:0.2mm以上の有無 コンクリート異常の有無 既設剥落対策の有無及び変状の有無 水切りの有無及び伸縮装置部の水切りの有無や水跡の有無	1回/各径間	
	橋脚部	完了時	ひび割れ幅:0.2mm以上の有無 コンクリート異常の有無 鋼構造部の異常の有無	1回/各橋脚	
	主桁BOX桁内面	完了時	塗膜異常の有無及び異常面積程度の確認 鋼構造物の異常の有無	10%/各径間	
	鋼製橋脚内外面	完了時	塗膜異常の有無及び異常面積程度の確認 鋼構造物の異常の有無	10%/各橋脚	
	沓座部	完了時	コンクリート等の浮き、断面欠損の有無 構造・本体異常の有無 ボルト類の緩みの有無 台座コンクリート等に損傷がある場合、ベースプレート下の嵩上げ用ライナープレートの有無及び発錆の有無	1回/各橋脚	
	1種塗装部(既塗膜等)		完了時	鉛含有量溶出試験	1回/工事
				既設塗膜 500 $\mu$ m~1,000 $\mu$ m	30%/管理箇所
	高力ボルト取替部	完了時	完了時	既設ボルトが F11T か否か	10%/対象箇所
	排水管補修部	完了時	完了時	損傷の有無 漏水の有無 その他部材の腐食損傷誘発の有無 取付金具の腐食の有無	30%/対象箇所
	伸縮継手部(下面含む)	完了時	完了時	舗装面の異常の有無 床版面の異常の有無 漏水の有無 伸縮装置本体の異常の有無	30%/対象箇所
	主桁部(鋼構造)	完了時	完了時	塗膜異常の有無及び異常面積程度の確認 鋼構造物の異常の有無	30%/対象箇所
	主桁部(コンクリート)	完了時	完了時	コンクリート等の異常の有無	
その他損傷等	完了時	完了時	異常内容・異常部位	10%/対象箇所	
ひび割れ注入工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回	
	施工立会	原則初回施工時	各工程の施工状況 注入ピッチ・注入回数 硬化確認用供試体の採取状況	1回/工事	
	注入完了確認(目視)	注入完了時	注入器内の樹脂硬化確認 供試体の硬化確認 ひび割れ内樹脂充填の確認 ひび割れ延長	1回/各径間	
	使用量(残量)検収	施工完了時	計画使用量を満足していること	全数/各径間毎	
断面修復工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順等	1回/工事
	はつり工	はつり完了, 防錆剤塗布, 完了時	幅・長さ・厚さ, 浮石の有無 出来形表との合致 腐食鉄筋の場合は鉄筋裏側まで 研られており, 鉄筋防錆がな されていること	1回/各径間
	空袋・空缶検収	施工完了時	計画使用量との比較	1回/工事
	完了確認 (仕上り及び打音)	施工完了時	浮きの有無, 平坦性	1回/各径間
床版補強工 (炭素繊維シート)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回
	下地処理	下地処理完了時	全面が処理されていること 表面の清掃状態	各1回/上下線
	付着塩分量測定	施工前	NaCl: 100 mg/m <sup>2</sup> 以下	1回/工事
	墨出し	墨出し完了時	割り付け図と現地墨の合致確認	1回/工事
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順・使用 量等	各工程1回/工事
	プライマー	プライマー塗布 完了時	全面に塗布されていること 指触硬化確認	1回/工事
	不陸修正	不陸修正完了 時	任意の1m間で凹凸5mm以下 ハンチ部 R100以上, 指触硬化確認 ピンホールの有無	1回/工事
	炭素繊維シート貼付 (格子貼・剥落対策含む)	貼付け完了時	設計値以上, 浮きの有無(直径30mm以内で あること)また、直径10mm以上 30mm未満の浮きが局所的に集 中していないこと(概ね1m <sup>2</sup> 当 たり10個未満)	1回/各径間
	中塗	中塗り完了時	塗り残し, 気泡, むら等	1回/工事
	上塗	施工完了時	塗り残し, 気泡, むら等	全数/各径間毎
	付着強度試験(供試体)	シート貼付け完 了時	1.5N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破 壊	1回/工事 監督員の判断で必 要に応じて任意の箇 所で実施
	空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、中塗り 材、上塗り材、格間含浸材)	施工完了時	使用量の確認	全数/各径間毎
	含浸材塗布	含浸材塗布完 了時	窓部全面に塗布されていること	1回/工事
高欄補修工 (B仕様・C仕様)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回
	下地処理	下地処理完了 時	全面が処理されていること 表面の清掃状態	各1回/上下線
	付着塩分量測定	施工前	NaCl: 100 mg/m <sup>2</sup> 以下	1回/工事
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工 時	施工計画書の手法・手順・使用 量等	各工程1回/工事
	プライマー	プライマー塗布 完了時	全面にプライマーが塗布されて いること 指触硬化確認	1回/工事
	不陸修正	不陸修正完了 時	指触硬化確認 ピンホールが無いこと	1回/工事

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
	シート貼付 ※シート系の場合	シート貼付完了時	設計値以上, 浮きの有無(直径 30 mm以内であること)また、直径 10 mm以上 30 mm未満の浮きが局所的に集中していないこと(概ね 1 m <sup>2</sup> 当たり 10 個未満)	全数/各径間毎
	中塗	中塗完了時	塗り残し, 気泡, むら等がないこと	1 回/工事
	上塗	上塗完了時	塗り残し, 気泡, むら等がないこと	全数/各径間毎
	付着強度試験(供試体) JISA5372 附属書 5 に規程する上ぶた式側溝(ふた)の、1 種呼び名 300(400×600×60mm)を使用 ※「下地コンクリートが劣化している」、「下地コンクリートの含水状態管理が困難と想定される場合」は『コンクリート構造物補修基準 P48』を参照し試験を実施すること	シート系についてはシート貼付完了時, 塗装系については塗装完了時	2.0N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破壊	1 回/工事 監督員の判断で必要に応じて任意の箇所実施
	空缶検収 (プライマー、パテ、中塗り材、上塗り材等)	施工完了時	使用量の確認	全数/各径間毎
橋脚補修工 (C 仕様)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回
	下地処理	下地処理完了時	全面が処理されていること 表面の清掃状態	各 1 回/上下線
	付着塩分量測定	施工前	NaCl: 100 mg/m <sup>2</sup> 以下	1 回/工事
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順・使用量等	各工程 1 回/工事
	含浸材塗布	含浸材塗布完了時	全面に塗布されていること	1 回/工事
	プライマー塗布	プライマー塗布完了時	全面にプライマーが塗布されていること 指触硬化確認	1 回/工事
	不陸修正	不陸修正完了時	指触硬化確認 ピンホールが無いこと	1 回/工事
	シート貼付 ※シート系の場合に限る	シート貼付け完了時	設計値以上, 浮きの有無(直径 30 mm以内であること)また、直径 10 mm以上 30 mm未満の浮きが局所的に集中していないこと(概ね 1 m <sup>2</sup> 当たり 10 個未満)	全数/全橋脚
	中塗	中塗完了時	塗り残し, 気泡, むら等がないこと	1 回/工事
	上塗	上塗完了時	塗り残し, 気泡, むら等がないこと	全数/各橋脚
	付着強度試験(供試体) JISA5372 附属書 5 に規程する上ぶた式側溝(ふた)の、1 種呼び名 300(400×600×60mm)を使用 ※「下地コンクリートが劣化している」、「下地コンクリートの含水状態管理が困難と想定される場合」は『コンクリート構造物補修基準 P48』を参照し試験を実施すること	シート系についてはシート貼付完了時, 塗装系については塗装完了時	2.0N/mm <sup>2</sup> 以上若しくは母材破壊	1 回/工事 監督員の判断で必要に応じて任意の箇所実施

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
	空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、中塗り材、上塗り材、表面保護材)	施工完了時	使用量の確認	全数/各橋脚
橋脚補修工 (天端防水) (B仕様)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回
	下地処理	下地処理完了時	全面が処理されていること 表面の清掃状態	各1回/上下線
	付着塩分量測定	施工前	NaCl: 100 mg/m <sup>2</sup> 以下	1回/工事
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順・使用量等	各工程1回/工事
	含浸材塗布	含浸材塗布完了時	全面に塗布されていること	1回/工事
	プライマー塗布	プライマー塗布完了時	全面にプライマーが塗布されていること 指触硬化確認	1回/工事
	不陸修正完了	不陸修正完了時	指触硬化確認 ピンホールが無いこと	1回/工事
	中塗	中塗完了時	塗り残し、気泡、むら等がないこと	1回/工事
	上塗	施工完了時	塗り残し、気泡、むら等がないこと	全数/各橋脚
	空缶検収 (プライマー、パテ、含浸材、中塗り材、上塗り材、表面保護材)	施工完了時	使用量の確認	全数/各橋脚
塗装補修工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料1回
	付着塩分量測定	施工前	NaCl: 50 mg/m <sup>2</sup> 以下	1回/工事
	曲面加工(形状)	曲面加工完了時	R2 mm以上となっていること	10%/各径間
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順・使用量等	各工程1回/工事
	素地調整(1種・3種)	素地調整1種部 完了時	表面粗さ 80 μm Rz JIS 以下 除錆度 Sa2 1/2 以上 ISO8501-1 サンプル目視 表面清浄度 ISO8502-3 準抛ダ ストテスト DustQuantityRating-1 ランク	各1回/上下線
		素地調整3種部 完了時	不良部(さび、割れ、ふくれ)の 除去が完了していること	各1回/上下線
		素地調整3種部 補修塗装完了 時	補修塗が完了していること	30%/各径間
	膜厚測定	ジंकリッチペイント、下塗、上塗 塗布完了時	a.ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b.測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c.測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない	30%/管理箇所
	完了確認	ジंकリッチペイント、下塗、上塗 完了時	出来栄の確認及び、チヂミ や割れ、浮き等が無いこと	30%/各施工箇所
	空缶検収	施工完了時	使用量の確認	全数/各径間・橋脚
技術提案履行確認	適宜	履行の確認	1回/月以上	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
高力ボルト取替工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	現場予備試験	高力ボルト取替時	軸力 常温時(10~30℃)212kN~249kN 常温時外 207kN~261kN TCBの保管状況	上下線各1回 橋脚1回
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順等	各工程1回/工事
	素地調整	原則初回施工時	2種ケレン程度であること 旧塗膜、さびを除去し、鋼材面が露出していること。 接触面が平滑で摩擦接合面に肌すぎが生じないこと。	1回/工事
	締付完了	締付完了時	ピンテールが破断していること 供回りが無いこと	10%/各径間・橋脚
桁端部マンホール切欠き工	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	出来形表との合致	10%/全箇所
添接板縁端余長切断工	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	出来形表との合致	10%/全箇所
排水管補修工 (排水管取替・既塗膜除去)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致 水漏れが無いこと	10%/全箇所
マンホール改良工 (マウントアップマンホール)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致	30%/全箇所
マンホール改良工 (塩ビマンホール)	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	補修完了	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致	30%/全箇所
橋脚根巻き 天端シール補修工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致	30%/全箇所
	空缶検収	施工完了時	使用数量の確認	全数/各径間・橋脚
沓座・台座補修工	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	施工立会 一連の工程確認	原則初回施工時	施工計画書の手法・手順等	各工程1回/工事
	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致	30%/各橋脚
	沓座・台座防水完了(天端防水工)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致 ベースプレート木端まで防水されているか	30%/各橋脚
その他損傷	材料搬入検収	搬入時	仕様・規格・数量・ロット番号	各材料代表1回
	補修完了(出来形及び外観)	施工完了時	設計値以上、出来形表との合致	30%/全箇所
技術提案履行確認	各提案内容	適宜	履行の有無	1回/月
足場解体前検査 事前確認	中段足場解体前完了	中段足場内工種施工完了時	施工残がないこと 出来栄えに問題がないこと	全径間・全橋脚
	主体足場(吊足場)解体前完了	足場内工種施工完了時	施工残がないこと 出来栄えに問題がないこと	全径間・全橋脚
産廃追跡	各搬出産廃材	原則初回	搬出量・過積載防止・搬出経路	1回/工事

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
足場解体前検査 (本検査)	中段足場解体前完了	中段足場内工 種施工完了時	施工残がないこと 出来栄えに問題がないこと 出来形(品質)管理表との対比	検査員主導
	主体足場(吊足場)解体前完了	足場内工種施 工完了時	施工残がないこと 出来栄えに問題がないこと 出来形(品質)管理表との対比	

- ※1 補修数量(ひび割れ注入、断面修復、剥落対策等)が極端に少なく、少量の材料での施工が可能な場合は、施工立会を省略することができるものとする。ただし、少量の判断として、各径間・各橋脚の事前調査結果報告書に基づき、損傷状況を報告し、事前に監督員の承諾を得る。
- ※2 各工種の使用材料が同一材料である場合の施工立会は、先行工種のみ1回とし、後続工種は省略できるものとする。
- ※3 監督員は上記表等に係らず、必要と判断した場合には、別途、段階確認を行うことができる。
- ※4 上記表の「確認の程度」は、必要に応じて「1回」を複数回に分けて行うことができる。

## 段 階 確 認 書 施 工 予 定 表

年月日： 令和〇〇年11月8日

特記仕様書第 〇〇 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 〇〇地区改良工事

受注者名： 〇 〇 建設（株）  
現場代理人名等： 〇 〇 〇 〇 印

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
函渠工		埋め戻し前	11月13日～11月16日	11月8日 〇〇〇〇
場所打杭工	オールケーシング杭	掘削完了時	11月15日～11月16日	(上記は、受領日及びサイン)

年月日： 令和〇〇年11月9日

## 通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
函渠工		不可視部分の出来形	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
場所打杭工	オールケーシング杭	長さ、径、支持地盤基準高、偏心量	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印

年月日： 令和〇〇年11月15日

## 確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名： 〇 〇 〇 〇 印



## 確認 ・ 立会依頼書

総括 監督員	主任 監督員	現場 監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

### 確認 ・ 立会事項

工事名 \_\_\_\_\_

年月日： \_\_\_\_\_

下記について 確認 ・ 立会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希望日時		時

確認立会員		
実施日時		時
記 事		

## 7. i-Construction の推進

## 7. i-Construction の推進

九州地方整備局「土木工事施工管理の手引き」より

### 7.1 i-Construction の概要

i-Construction とは建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することを目指す取り組みであり、「ICT の全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の平準化」をトップランナー施策としている。

### 7.2 具体的な取り組み及び適用される基準等について

#### (1) ICT 技術の基準類

ICT 技術の活用にあたり適用される基準類については、国土交通省ホームページの「建設施工・建設機械」→「ICTの全面的な活用」→「要領関係」

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000031.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)) に掲載されている。

#### (2) 規格の標準化に関するガイドライン

規格の標準化に関するガイドライン類については、九州地方整備局ホームページの「建設技術情報等」→「事業者の方へ」→

「i-Construction」→「i-Construction について」→「全体最適の導入」

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/iconstruction/page8.html>) に掲載されている。

## 8. 排出ガス対策型建設機械

## 8. 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-31 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械に受注者は、工事の施工にあたり「一般工事中用建設機械」およびトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事中用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)を使用しなければならないと規定されている。

ただし、これにより難しい場合、監督員と協議するものとする。

なお、排出ガス型建設機械等の写真撮影および提出は不要とする。

### 一般工事中用建設機械

機 種	備 考
一般工事中用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット(以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

### トンネル工事中用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw～260kw)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

## 9. 特殊車両通行許可

## 9. 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-34 交通安全管理 12. 通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令（平成 31 年 3 月 20 日改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月 12 日改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月 12 日改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ている事を**確認**しなければならない。

### 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については 4.1m)
重量 総重量	20.0t(但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係わる軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

注) 福岡高速道路、北九州高速道路においては、上記の一般制限値と異なるので注意すること。

なお、許可書は監督員から**提出**の請求があった場合は**提出**するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ②現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証の照合可能な写真）[走行中の写真撮影は不要]
- ③車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

## 10. その他



## 10. その他

### 10.1 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-38 2.休日または夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に**連絡**しなければならない」と規定されている。なお、上記の連絡については週報の**提出**をもってかえることができるものとする。

**週間工程会議等で発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて休日夜間作業届を提出しなくてよい。**

### 10.2 支給品・発生品等

#### 10.2.1 支給品・貸与品

**支給品及び貸与品の要求については、書面で取りかわす必要はないものとし、受領又は借用後に受領書又は借用書を監督員へ提出すればよい。**

受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第 15 条3項により、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を**提出**しなければならない。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-16 支給材料及び貸与品 3.支給品精算書により、受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に支給品精算書を監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

#### 10.2.2 工事現場発生品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-17 工事現場発生品に、受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督員に**連絡**し、監督員 が引き渡しを**指示**したものについては、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

### 10.3 工事書類の標準様式

## 工事関係書類の標準様式（案）

NO.	書類名称	備考、出典
1	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	
2	品質証明員通知書	
3	品質証明書	
4	材料承諾一覧表	
5	材料確認書	
6	段階確認書	
7	確認・立会依頼書	
8	工事履行報告書	
9	事故報告書	『安全管理委員会要領』 ※受注者用に一部修正
10	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	
11	工事出来高内訳書	
12	現場発生品調書	
13	出来形管理図表	
14	品質管理図表	
15	貸与品借用書	『工事請負契約書等の様式について』
16	支給材料受領書	『工事請負契約書等の様式について』
17	貸与品返納書	『工事請負契約書等の様式について』
18	支給品精算書	『工事請負契約書等の様式について』
19	部分使用承諾書	
20	建設リサイクル法契約書添付書面	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
21	建設リサイクル法説明書	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
22	建設発生土処分地計画書	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
23	建設発生土処分地確認書	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
24	認定リサイクル製品不使用理由書	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
25	再資源化報告書	『建設副産物・建設リサイクルの手引き（案）』
26		

注1）上記以外にも、公社例規等により定められている書式があるため、契約担当課及び監督員に確認すること。

注2）各種出来形管理図表（基礎工、上下部工、沓座工、床版工、舗装工、塗装工など）や施工管理記録表などの書式については、監督員と受注者が協議により決定すること。



# 品質証明員通知書

福岡北九州高速道路公社

年月日:

理事長

殿

(受注者)

印

付けをもって請負契約を締結した の品質証明員を下記のとおり定めたので資格

及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

資格

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

# 品質証明書

工事名：

品質証明書					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所

氏名

## 材 料 承 諾 一 覧 表

工 事 名	
受 注 者 名	

提出回	工種 種別	材 料 名	品 質 規 格	単位	使用予定 数量	会 社 ( 工 場 ) 名	備 考
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
		16					
		17					
		18					
		19					
		20					



## 段 階 確 認 書 施 工 予 定 表

年月日：

特記仕様書第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 \_\_\_\_\_ 受注者名： \_\_\_\_\_ 印  
 現場代理人名等： \_\_\_\_\_

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日：

## 通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

## 確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名： \_\_\_\_\_ 印



## 確認 ・ 立会依頼書

総括 監督員	主任 監督員	現場 監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

### 確認 ・ 立会事項

工事名 \_\_\_\_\_ 年月日： \_\_\_\_\_

下記について 確認 ・ 立会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時

確認立会員		
実施日時		時
記 事		

# 工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(      月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

総括 監督員	主任 監督員	現場 監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(様式1)

## 事 故 報 告 書

年 月 日

理事長殿  
(〇〇部長)

(受注者)

1. 事故発生日時
2. 事故場所
3. 工事名
4. 事故の内容
5. 事故発生後の応急措置
6. 被災者の住所・氏名・年齢・状態
7. 事故発生原因  
  
    直接的原因  
  
    間接的原因
8. 現場の見取図(状況写真等)
9. 関係機関等への対応状況
10. 再発防止策
11. その他

## 創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評価内容	実施内容
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫</li> <li>・コンクリート二次製品等の代替材の適用</li> <li>・施工方法の工夫、施工環境の改善</li> <li>・仮設備計画の工夫</li> <li>・施工管理の工夫</li> <li>・ICT(情報通信技術)の活用 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試行技術の活用</li> <li>・「少実績優良技術」の活用</li> <li>・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用</li> <li>・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工、設備、電気の品質向上の工夫</li> <li>・コンクリートの材料、打設、養生の工夫</li> <li>・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫</li> <li>・配筋、溶接作業等の工夫 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫</li> <li>・仮設備の工夫</li> <li>・作業環境の改善</li> <li>・交通事故防止の工夫</li> <li>・環境保全の工夫 等</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への配慮</li> <li>・現場環境の周辺地域との調和</li> <li>・地域住民とのコミュニケーション</li> <li>・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等</li> </ul>

## 創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする











## 貸与品借用書

福岡北九州高速道路公社  
理事長 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

下記のとおり借用しました。

年 月 日

工事名					契約年月日	年 月 日	
品 目	規格	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

## 支給材料受領書

福岡北九州高速道路公社  
理事長 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊞

下記のとおり受領しました。

年 月 日

工事名				契約年月日	年 月 日
品 目	規格	単位	数 量	備 考	

## 貸与品返納書

福岡北九州高速道路公社  
理事長 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

下記のとおり返納します。

年 月 日

工事名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量	貸与期間	返納場所	

## 支 給 品 精 算 書

福岡北九州高速道路公社  
 理事長 殿

受注者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 ㊟

下記のとおり支給品を精算しました。

年 月 日

工事名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規格	単位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記の精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                         年 月 日                          氏名 印                     </div>					

年月日：

受信者：「受注者名」又は『福岡北九州高速道路公社 理事長』  
殿

発信者：「福岡北九州高速道路公社 理事長」又は『受注者名』  
印

## 工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条第1項に基づき（協議・承諾）する。

### 記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自  
至
4. 使用者
5. その他

- 
- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。  
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「福岡北九州高速道路公社 理事長」として、発注者が作成する。  
3. 承諾の場合は、受信者を『福岡北九州高速道路公社 理事長』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条  
及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 2 解体工事に要する費用  
(受注者の見積金額)  
(注)解体工事の場合のみ記載する

円

- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
(受注者の見積金額)

円





## 説 明 書

令和 年 月 日

福岡北九州高速道路公社  
理事長殿

住所  
商号又は名称  
代表者名  
電話番号

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

### 記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

提出予定の工事請負契約書（法第13条及び省令第4条に基づく書面）の写し





## 認定リサイクル製品 不使用方法書

総括監督員 殿

工事名 \_\_\_\_\_

工事箇所 \_\_\_\_\_

上記工事において、以下の理由により、設計図書に示された「認定リサイクル製品」を使用できません。

理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

印

## 再資源化等報告書

令和 年 月 日

福岡北九州高速道路公社  
理事長殿

住所  
商号又は名称  
代表者名  
電話番号

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

### 記

1. 工事名
2. 工事箇所
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等に要した費用(運搬費を含む) \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_  
(書ききれない場合は、別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

#### 10.4 働き方改革への取り組み

No.	各種制度の導入	(上段) 参照先/ (下段) 参照先 URL
1	工事における余裕期間制度実施の制定について	<p data-bbox="967 1003 1474 1093">「福岡北九州高速道路公社」→「契約情報・技術情報」→「技術情報(基準・要領、各種制度の導入)」</p> <p data-bbox="967 1099 1474 1160"><a href="https://www.fk-tosikou.or.jp/kigyo/gijyutsu/gijyutsu.shtml">https://www.fk-tosikou.or.jp/kigyo/gijyutsu/gijyutsu.shtml</a></p>
2	建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領の制定について	
3	「工事現場の遠隔臨場」の試行について	
4	週休2日工事の試行導入について	
5	ワンデーレスポンスの実施について	
6	業務におけるウィークリースタンスの実施について	
7	監理技術者等の途中交代について	
8	工事における「受発注者間情報共有システム」の試行について	
9	業務における「受発注者間情報共有システム」の試行について	
10	「デジタル工事写真の黒板情報電子化」の実施について	
11	品質確保のための更なる取組みについて	
12	「建設キャリアアップシステム活用工事」の試行について	

## 10.5 「建設副産物・建設リサイクルの手引き」について

建設副産物の取り扱い及び、建設リサイクルへの取り組みについては、下記の資料等を参照し適切に実施すること。

「建設副産物・建設リサイクルの手引き」（福岡北九州高速道路公社）

## 第3編 検査時・完成時

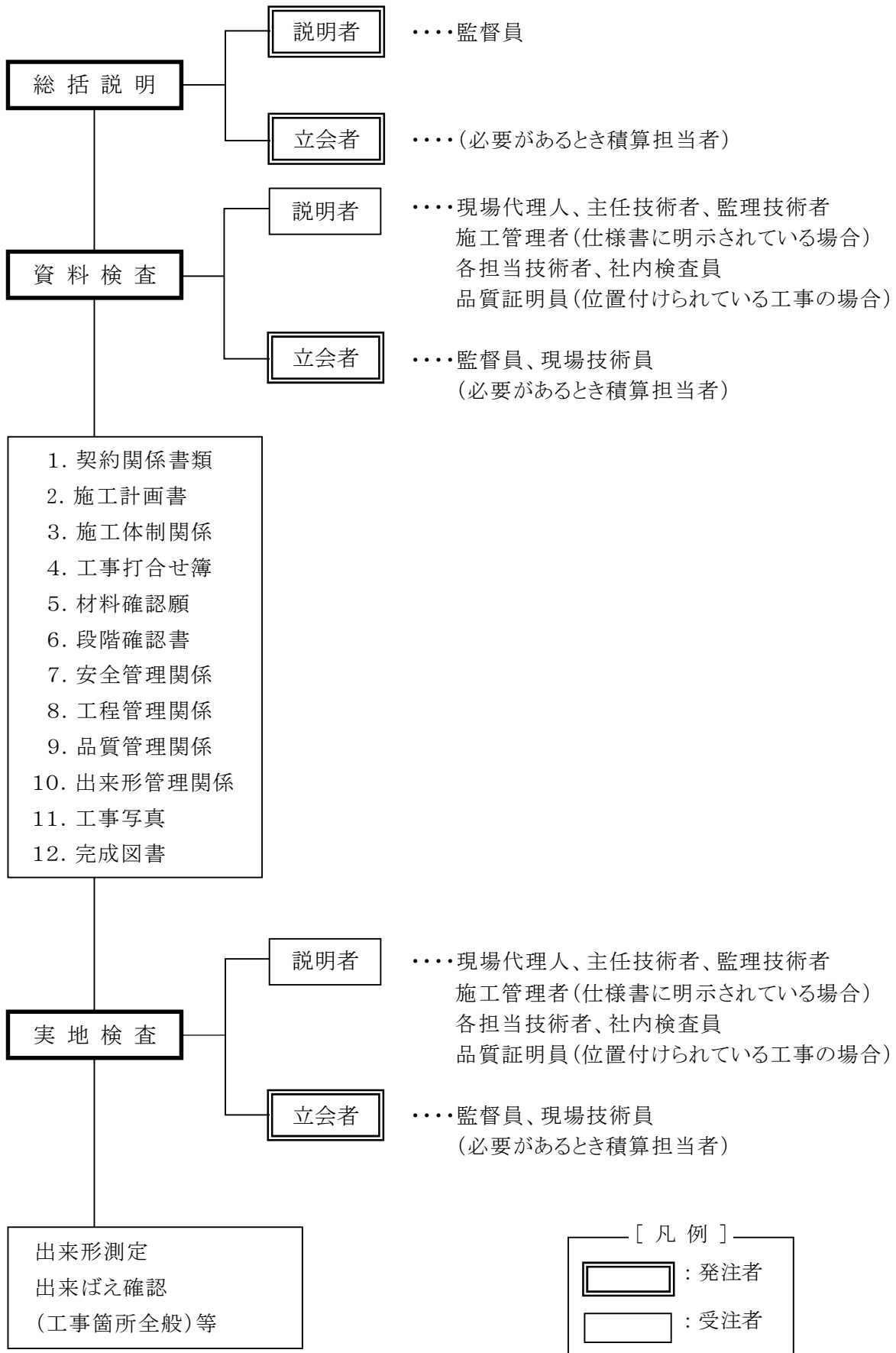


# 1. 工事検査



## 1.2 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記のフローを標準とする。



## 1.3 工事検査の目的及び内容

### 1.3.1 工事検査の目的

工事検査には、「会計法」第29条の11第2項に基づく会計法上の検査(給付の完了の確認)と、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」第7条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。(給付の完了の確認(給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。))
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。(技術検査)
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。(技術検査)

### 1.3.2 工事検査の内容

工事検査には、目的や実施時期により「しゅん工検査」、「既済部分検査」、「中間検査」があり、既済部分検査には「既済部分検査」と「一部しゅん工検査」がある。それぞれの検査の内容を次頁に示す

検査の種類	しゅん工検査		既済部分検査		中間検査	完成後技術検査	部分使用検査
	しゅん工検査	既済部分検査	既済部分検査	一部しゅん工検査			
検査の種類	工事の完成を確認するための検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査	工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査	当該工事の主要工種を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査。	性能規定等について、工事完成後一定期間経過後に契約に基づく性能規定、機能が確保されているかを検証する検査。	工事事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合には行う検査。	
検査の目的	会計規程に基づく検査 技術検査	会計規程に基づく検査 技術検査	会計規程に基づく検査 技術検査	技術検査	技術検査	技術検査	監督員による検査 (確認を含む)
関係法令・規定	給付の完了の確認 工事成績評価等	給付の完了の確認 工事成績評価等	給付の完了の確認 工事成績評価等	工事成績評価等	工事成績評価等	工事成績評価等	確認検査
実施段階	会計規程第78条 請負工事検査要領	会計規程第78条 請負工事検査要領	会計規程第78条 請負工事検査要領	請負工事検査要領	請負工事検査要領	請負工事検査要領	請負工事検査要領
実施時期	工事完成時	工事完成前に代価の一部を支払う必要がある時	工事完成前に指定部分の完成を確認した時	工事上の重要な変化点等 (実施の場合は契約図書に明記)	特記仕様書にて規定	協議	協議
検査を行う者の名称	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	監督員
引渡しの有無	あり	なし	あり	なし	-	-	なし
契約書の関連条項	第32条(検査及び引渡し)	第39条(部分私)	第40条(部分引渡し)	第34条(中間検査)	-	-	第35条(部分使用)
共通・特記仕様書 (検査内容)	共通仕様書 第1編 1-1-1-20 検査員は、監督員及び受注者の職場の上、 <b>工事事目的物を対象として契約図書と対比</b> し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	共通仕様書 第1編 1-1-1-21 検査員は、監督員及び受注者の職場の上、 <b>工事事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比</b> し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	共通仕様書 第1編 1-2-1-9 検査員は、監督員及び受注者の職場の上、 <b>工事事目的物を対象として設計図書と対比</b> し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	共通仕様書 第1編 1-1-1-23 受注者は、発注者が契約書第35条の規定に基づく当該工事に係る部分を使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けなければならない。なお、土木工事にあっては、中間検査による検査(確認)でも良い。	特記仕様書	特記仕様書	共通仕様書 第1編 1-1-1-23 受注者は、発注者が契約書第35条の規定に基づく当該工事に係る部分を使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けなければならない。なお、土木工事にあっては、中間検査による検査(確認)でも良い。
備考	中間検査と兼ねることができる。			既済部分検査と同時に 行うことができる			

## 1.4 検査の実施方法

工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査の方法は違ってくるが、ここでは、検査の実施にあたっての一般的な手順及び検査の方法を示す。

### 1.4.1 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

#### (1) 監督員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要

- ・請負契約関係書類
- ・工事概要(全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容)
- ・しゅん工写真(既済部分写真)
- ・現場環境改善、パイロット事業等に対する取り組み
- ・その他、施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況

#### (2) 受注者から説明を受ける工事概要

- ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
- ・施工上の創意工夫並びに結果
- ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・その他、意見要望等

### 1.4.2 工事実施状況の検査

給付の検査においては、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制について、工事管理状況に関する各種の記録と、契約図書とを対比して検査を行う。

技術検査においては、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行う。

#### 1.4.2.1 検査留意事項（適正な施工体制の確保）

種別・検査事項		検査留意事項	検査方法・種類
配置技術者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に常駐している</li> <li>・監督員との連絡調整を書面で行っている。</li> </ul>	施工体制の点検
	監理技術者 (主任技術者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格者証の確認</li> <li>・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に施工体制の点検記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である。</li> <li>・現場に常駐している。</li> <li>・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。</li> <li>・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。</li> </ul>	資格者証 施工体制の点検
	専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の技術者を配置している。</li> </ul>	施工体制の点検
	作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任し、配置している。</li> </ul>	
施工体制台帳等	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。</li> <li>・下請契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。</li> <li>・下請負金額を記入している。</li> </ul>	施工体制の点検
	施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</li> <li>・記載のない業者が作業していない。</li> <li>・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。</li> <li>・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。</li> </ul>	施工体制の点検
	建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。</li> </ul>	施工体制の点検
	下請契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。</li> </ul>	施工体制の点検

#### 1.4.2.2 検査留意事項（契約書等の履行状況）

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木 工事 共通 仕様 書 第1編 総則 編 第1章 総則	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工体制の点検
	1-1-1-4	施工計画書	・提出時期（工事着手前又は施工方法が確定した時期） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-5	工事カルテ作成、登録 コリンズ（CORINS）	・工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、完成時は工事完成後、それぞれ10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請する。	
	1-1-1-7	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-8	工事の着手	・特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手	施工体制の点検
	1-1-1-10	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督員への提出（下請契約の請負代金額の総額が4,000万円以上）	施工体制の点検
	1-1-1-13	工事の一時中止	・一時中止理由、受注者へ書面通知 ・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出	
	1-1-1-15	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の受注者との確認 ・工期変更協議書の監督員との協議	
	1-1-1-16	支給材料及び貸与品	・支給品精算書の監督員への提出	施工体制の点検
	1-1-1-17	工事現場発生品	・現場発生品の監督員への引渡	現場発生品調書
	1-1-1-18	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合にマニフェストが監督員へ提示されているか。 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督員への提出	
	1-1-1-20	工事しゅん工検査	・工事完成通知書の監督員への提出	工事完成通知書
1-1-1-21	既済部分検査等	・出来高内訳書の監督員への提出	出来高内訳書	



種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木工事共通仕様書 第1編 総則編 第1章 総則	1-1-1-24	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形・品質管理の記録及び関係書類の監督員への提出</li> <li>出来形・品質管理基準が定められていない工種について協議</li> <li>建設材料の品質記録の監督職員への提出</li> </ul>	測定表、管理図協議書  品質記録図 生コンクリート 品質記録表 コンクリート二次 製品品質記録表
	1-1-1-25	履行報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事履行報告書の監督員への提出</li> </ul>	工事履行報告書
	1-1-1-28	爆発及び火災の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係官公庁の指導についての提示 (1-1-1-37 官公庁等への手続き等 関連)</li> </ul>	施工体制の点検
	1-1-1-30	事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員への連絡及び事故報告書の提出</li> </ul>	工事事務報告書
	1-1-1-37	官公庁等への 手続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき監督員への提示</li> <li>地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督員への報告</li> </ul>	施工体制の点検
	1-1-1-38	施工時期及び 施工時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督員が把握していない作業を行う場合事前に理由を監督員に連絡（現道上の工事の場合は書面により提出）</li> </ul>	施工体制の点検 休日、夜間作業届
	1-1-1-42	保険の付保及び 事故の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業退職金共済制度等への加入義務</li> <li>掛金収納書の発注者への提出 (契約締結後1ヶ月以内)</li> </ul>	施工体制の点検掛 金収納書
土木工事共通仕様書 第1編 総則編 第2章 土木工事共通編	1-2-1-1	工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員への提出</li> </ul>	施工体制の点検
	1-2-1-3	監督員による検査 (確認を含む) 及び 立会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会依頼書の監督員への提出</li> <li>設計図書及び監督員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施</li> </ul>	
	1-2-1-4	数量の算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形数量の監督員への提出</li> </ul>	出来形数量の算出資料
	1-2-1-5	品質証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質証明員の氏名、資格、経験及び経歴書の提出</li> <li>品質証明書の提出</li> </ul>	施工体制の点検

#### 1.4.2.3 検査留意事項（施工計画書記載事項）

記載事項	検査留意事項	備考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
5. 主要船舶・機械	・ 主要船舶、機械の規格及び確認方法が適切か	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法 （主要機械、仮設備計画、 工事用地等を含む）	・ 契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 安全管理	・ 安全訓練実施計画は適切か	
10. 緊急時の体制 及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
11. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する 処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
12. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
13. 現場作業環境の 整備	・ 現場作業事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の 美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
14. 再生資源の利用 の促進と建設副産 物の適正処理方法	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
15. その他	必要に応じて	

#### 1.4.2.4 検査留意事項（工事実施状況）

記載事項	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画工程と実施工程との整合</li> <li>・ 変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し</li> <li>・ 工程回復努力</li> </ul>	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果</li> <li>・ 交通整理員及び安全施設配置状況</li> </ul>	指導記録写真 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な試験期間での実施</li> <li>・ 試験成績表が規格を満足</li> <li>・ 二次製品のカタログ、パンフレットの添付</li> </ul>	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書どおりの施工方法</li> </ul>	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な試験立会頻度</li> <li>・ 社内検査実施状況、結果及び改善処置結果</li> </ul>	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の対応努力</li> </ul>	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置</li> <li>・ 苦情に対する適切な処置</li> <li>・ 建設廃棄物の適切な処置</li> <li>・ 再生資源の適切な処置</li> </ul>	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施</li> <li>・ 地域周辺行事への積極的な参加</li> </ul>	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容）</li> <li>・ 管理手法、整理手法の的確性、創意工夫</li> <li>・ 安全活動、重機点検記録</li> </ul>	

### 1.4.3 出来形検査

工事成績評定要領に基づき実施する。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面(出来形管理写真を含む出来形管理資料)により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。  
なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。
- (2) 「土木工事施工管理の手引き」に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないように検測箇所を選定する。  
「土木工事施工管理の手引き」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定する。
- (3) 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。  
なお、検査時に不可視となる部分については監督員の段階確認資料及び受注者の測定結果資料に基づき検査を実施する。
- (4) 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。  
なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

### 1.4.4 品質検査

工事成績評定要領に基づき実施する。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
- (2) 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
- (3) 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
- (4) 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。  
なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

#### 1.4.5 出来ばえ検査

工事成績評定要領に基づき実施する。

#### 1.4.6 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において)発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

最小限度の破壊検査とは

(1) 出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

(2) 品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

## 2. 出来形数量計算書

## 2. 出来形数量計算書

### 2.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要かつ重要な作業である。

この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

### 2.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行う。
  - 1) 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工(床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等)についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
  - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
  - 3) 違算等の資料(数量計算、図面等)は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急にかつ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
  - 1) 変更数量計算書、変更図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成しなければならない。
  - 2) 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
  - 1) 数量計算の結果が出来高内訳書及び出来高報告書(数量内訳書)に記入される。
  - 2) 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
  - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付する。

### 2.3 作成要領

数量計算は、下記のとおりとする。

- (1) 数量計算は、数量算出要領、施工条件及び手順等を十分把握した後、数量算出項目及び区分毎に一覧表を作成し、土木工事積算体系ツリーに沿って整理する。また、単位の取り違いには十分注意する。
- (2) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (3) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (4) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (5) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

### 2.4 その他の留意事項

**数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要とする。**



### 3. 電子納品

### 3. 電子納品

#### 3.1 電子納品に関する要領・基準

「電子納品等の手引き」を参照すること。

電子納品等の手引きは、福岡北九州高速道路公社 ホームページ→「契約情報・技術情報」→「技術情報(基準・要領、各種制度の導入)」→「基準・要領」→「電子納品等の手引き」(<https://www.fk-tosikou.or.jp/kigyo/gijyutsu/gijyutsu.shtml>)を参照のこと。

## 第4編 その他

# 1. 工事打合簿

# 1. 工事打合簿

## 1.1 目的

土木工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで本章は、各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

## 1.2 各事項の定義および取扱上の留意点

### 1.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 15. 指示に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に**通知**される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を**確認**のうえ、指示書に承諾印を押して監督員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-6 監督員 2. 監督員の権限の行使に「監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

### 1.2.2 承 諾

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 16. 承諾に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督員に申し出なければならない。

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

### 1.2.3 協 議

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 17. 協議に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督員に協議される場合が多い。

協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

### 1.2.4 提 出

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 18. 提出に、「**提出**とは、監督員が受注者に対し、

または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅れると工程に影響をきたすので留意する。

#### 1.2.5 提示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 19. 提示に、「**提示**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

#### 1.2.6 報告

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 20. 報告に、「**報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督員に報告される。この場合遅滞なくかつ、的確に報告しなければならない。

#### 1.2.7 通知

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 21. 通知に、「**通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

#### 1.2.8 連絡

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 22. 連絡に、「**連絡**とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

#### 1.2.9 納品

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 23. 納品に、「**納品**とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

### 1.3 作成要領

- (1) 表題を冒頭に記入する。表題は短文でかつ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (2) 本文については、受信者又は第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。

文面の内容としては、

位 置 等 (場所名、測点番号、構造物番号等)

工 種 等 (工種名、材料名、管理資料名等)

現 状 等 (現地状況、施工状況等)

問 題 点 (契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容) 対策又は処置内容  
対策又は処置立案の理由

発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部又は一部の組合せによって構成する。

(3) 本文で表現できない場合は別紙又は別図によって詳細に記述する。

(4) カタログ又は試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内容の照査を十分行う。

#### 1.4 作成例および参考様式

※下記、——— の根拠条項は必ず明記すること。

##### (1) 協議

###### 【湧水の発生について】

No.○～No.○における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあるため、土木工事共通仕様書第○編共通編○-○-○-○ □・・に基づき協議します。

###### 【水替工について】

第○号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径○○mm○台では別紙写真(排水作業1時間及び2時間後の状況)のとおり排水困難である為、口径○○mm○台を追加使用いたしたく、特記仕様書第○条に基づき協議します。

##### (2) 承諾

###### 【仮BM (No.○) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき移設について承諾願います。  
なお、移設位置は別図のとおりです。

##### (3) 提出

###### 【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

##### (4) 報告

###### 【地元住民からの苦情について】

No.○○(右)付近に居住されている○○○○氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき報告します。





## 2. 施工管理関係図書

## 2. 施工管理関係図書

施工管理に関する関係図書を以下に示す。

図 書 名
■ 土木工事共通仕様書
■ 土木工事施工管理基準及び規格値(品質、出来形) ■ 写真管理基準
■ 示方書等 ■ 指針等 (コンクリート標準示方書、道路橋示方書等。なお、使用する図書名は「調査・設計共通仕様書 第1編 設計業務等」に記載しており、公社の基準類も記載しているので参照のこと。)

### 3. 指針・通達等

### 3. 指針・通達等

指針・通達等名称
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について</li> <li>■ 平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について 「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 (<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html">http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html</a>) → 2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 (1) 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監理技術者制度運用マニュアル 「国土交通省」→「土地・建設産業」→「ガイドライン等」のガイドライン・マニュアル (<a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html</a>) →監理技術者制度運用マニュアル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施工体制台帳作成のポイント 「九州地方整備局」→「建政部」→「建設業」 (<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei">http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei</a>) →「建設工事の施工体制等について」の施工体制台帳の作成のポイント</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン 「国土交通省」→「技術調査」→「CALS/EC」→「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」 (<a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a>) →「要領・基準類」→「ガイドライン」 (<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/</a>) →土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防護柵設置工の施工における出来形確保について 「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 (<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html">http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html</a>) → 2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 (5) 非破壊試験 (i) 鋼製防護柵 (ガードレール等)</li> </ul>
<p>「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」→「土木請負工事必携」→「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成 20 年 9 月) (<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html">http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html</a>) →コンクリート関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「土木コンクリート構造物の品質確保について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木コンクリート構造物の品質確保について</li> <li>・「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」について(別添様式-2を参照)</li> </ul> </li> <li>■ 「コンクリート耐久性向上対策実施要領」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート耐久性向上対策実施要領</li> <li>・コンクリート耐久性向上対策の取り扱い</li> </ul> </li> <li>■ 「コンクリート中の塩化物総量規制(土木構造物)実施要領」</li> <li>■ 「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領</li> <li>・アルカリ骨材反応抑制対策(土木・建築共通)</li> </ul> </li> <li>■ 「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」</li> <li>■ 「レディーミクストコンクリートの品質確保について(単位水量)」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レディーミクストコンクリートの品質確保について</li> <li>・レディーミクストコンクリートの品質確保の運用について</li> </ul> </li> <li>■ 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」</li> <li>■ 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)」</li> <li>■ 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)」 「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「共通事項(土木工事設計要領)」 (<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/kyoutu/">http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/kyoutu/</a>) →「コンクリート指針」</li> </ul>

## 4. 土木請負工事必携

## 4. 土木請負工事必携

「土木請負工事必携」の資料については、九州地方整備局のホームページを参照すること。また、工事の施工にあたっては最新の規定を遵守すること。

「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事施工」→  
「土木請負工事必携」

九州地方整備局 土木工事 施工関連のホームページアドレス：  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/for\\_company/kensetu\\_joho/koujisekou.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)